

十六 所定の印花を貼用せざる證書を受領したる者は立契據人罰則に依り半額の罰金に處す(奉天省、黑龍江省、熱河省)

十七 店舗を有する商人にして價格一元以上(熱河省は五角)の商品を販賣し發貨票を發行せざる者は脱税額に應じ處罰す(各省)

十八 前號の商品を購買し發貨票の交付を求めざる者は商品の半額の罰金に處す(奉天省、熱河省)

十九 商店使用人入保證書に印花を貼用せざる者は脱税額に應じ處罰す(奉天省)

二十 一人に係る數件の脱税犯を發見したるときは各件を併合して處罰す若し同一税額の物件なるときは其の罰金總額は百元に止め同一税額の物件にあらざるときは其の罰金總額は百六十元に止む(奉天省)

二十一 印花の貸賣者額面金額を割引して販賣し又は二分の印花を折半し一分を爲して貼用したる者は一元以上四十元以下の罰金に處す(各省)

二十二 官署より發給する各種の證書(護照、執照、卒業證書等)に印花を貼用せざるときは發給官署長又は校長を職務違反として處分す若し私立學校なる場合は該校長を處罰す(奉天省、吉林省、黑龍江省)

二十三 印花を貼用せざる呈文、申請書、願書等を受領したる者は職務違反として處分す(奉天省、吉林省、黑龍江省)

二十四 罰金を完納する資格なき者に對しては違警處分を爲し拘留を以て之に代ふ但し拘留期間は三十日を以て限度とす若し拘留期間満了するも尙完納すること能はざるときは保證人を立てしめ納付可能の時期に徴收す(奉天省)

二十五 外國保險會社の發行したる保券證券にして印花未貼用のものを發見したるときは所持者(被保險者)を處罰す(奉天省)

二十六 滿鐵附屬地内商人より商品を購入し發貨票の交付を受けず又は發貨票の交付を受くるも印花の貼用なきものに付ては購入者を處罰す(奉天省)

二十七 商人の税捐局に出頭し外來貨物の税金を納付するに方り其の貨物の發票に印花の貼用なき場合は之を處罰するの外税金を追徴す(奉天省)

其他

一 印花を貼用すべき證書帳簿にして印花を貼用せざるものは適法に作成せられたるものと認めず(奉天省、吉林省、熱河省)

二 證據と爲すべき證書、手形の類にして未だ捺印せざるの故を以て正式のものに非すこの主張は之を許さず(吉林省、黑龍江省)

五 印花税票の種類及形式

(大同元、一〇、二〇財政部令第一一號公布)
大同二、一六、一二財政部令第一一號改正)

種類	金額	寸法		模様	刷色
		縦	横		
花印通普	一分	二二耗	二六耗	大豆を地紋となす	紅色
	二分	同	同	同	綠色
	一角	同	同	同	褐色
	五角	同	同	同	淡紫色
	一圓	同	同	同	藍色
	二圓	同	同	同	紅褐色
	五圓	同	同	同	暗綠色
	十圓	同	同	同	黃褐色
	四角	二六耗	三七耗	牡丹及鴛鴦を地紋となす	濃紅色
	花雙喜印				

滿洲國捲菸稅法

man' chow' kuo' ching' yan' shui' fa'

捲菸とは、紙巻煙草及び葉巻煙草を謂ふ。本令は康德元年六月十八日公布、同年七月一日より施行、而して本令の施行によりて捲菸の課税に關する従前の法令は之を廢止せるのである、略述、次の如し。

捲菸稅法

一、捲菸稅の稅率は左の等級區分に依る

一、紙捲菸

- 一級 五萬本の價格一千二百圓を超えるもの 五萬本に付 六百圓
- 二級 同 八百圓を超える一千二百圓以下のもの 四百圓
- 三級 同 五百圓を超える八百圓以下のもの 二百六十圓
- 四級 同 三百圓を超える五百圓以下のもの 一百六十圓
- 五級 同 二百圓を超える三百圓以下のもの 一百圓
- 六級 同 一百圓を超える二百圓以下のもの 六十圓
- 七級 同 一百圓以下のもの 三十九圓

二、雪茄菸

一級	一千本の價格八十圓を越えるもの	一千本に付	六十四圓
二級	同 四十圓を越え八十圓以下のもの	同	三十二圓
三級	同 二十圓を越え四十圓以下のもの	同	十六圓
四級	同 十圓を越え二十圓以下のもの	同	八圓
五級	同 五圓を越え十圓以下のもの	同	四圓
六級	同 五圓以下のもの	同	二圓

捲菸の等級は財政部令の定むる所に依り課税地に於ける捲菸の時價を基準とし税捐局長之を決定す (第二條)

一、捲菸税は捲菸を製造場より搬出するときは其の製造者より保税區域より搬出するときは其の輸入者より之を徵收す財政部令の定むる所に依り税捐局長の承認を受け捲菸税未納の捲菸を運送するときは著荷の際其の荷受人より之を徵收す

前項に於て保税區域を稱するは關稅法令の定むる所に依る捲菸税を納付したるときは其の納税人に驗訖證を交付す (第三條)

一、捲菸の製造者輸入者又は第三條の荷受人は財政部令の定むる所に依り其の捲菸に驗訖證を貼付したる後に非ざれば之を運送し又は他人に引渡すことを得ず但し税捐局長の承認を受け捲菸税未納の捲菸を運送し又は捲菸税の免除を受けたる捲菸を運送し若し引渡すを爲す場合は此の限に在らず

捲菸の販賣者は驗訖證を貼付せざる捲菸の引渡を受け又は讓渡することを不得

一、輸出捲菸に付ては財政部の定むる所に依り其の捲菸税を免除す (第五條)

一、稅務官吏捲菸稅徵收取締の爲必要ありと認むるときは捲菸の製造場貯藏所販賣所其他の場所に臨檢し捲菸に關する帳簿若し書類又は捲菸を檢査し其他必要なる處分を爲すことを得 (第九條)

一、稅務官吏捲菸稅の逋脱を防止する爲必要ありと認むるときは捲菸の製造者輸入者第三條の荷受人又は販賣者其他の關係者を訊問し捲菸の運送の停止を命じ其他必要なる處分を爲すことを得

稅務官吏前項の規定に依り職務を執行するに當り捲菸稅逋脱の罪證となるべき物件を發見したるときは之を押收することを得

一、捲菸稅の逋脱を圖り又は捲菸稅を逋脱したる者は其の捲菸稅を徵收するの外逋脱を圖り又は逋脱したる稅金額の一倍以上十倍以下の罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず (第十一條)

一、第四條の規定に違反したる者は十圓以上二千圓以下の罰金に處す

一、本令に基く稅務官吏の職務執行を阻害し又は其の命令若し處分に服従せざりし者は三百圓以下の罰金に處す (第十五條)

滿洲國統稅 *man' chow' ku' tung' shui'*

純然たる消費税にて、物件は水泥、麥粉並に綿糸及び綿製品。納税義務者は製造者又は輸入者である。現行税率課税方法及び罰則に付ては、次の法令すなはち、(一)奉天省棉紗統稅條例、(二)奉天省征收棉紗統稅條例施行細則、(三)奉天省征收麥粉統稅條例、(四)奉天省征收麥粉統稅條例施行細則、(五)奉天省征收水泥統稅條例、(六)奉天省征收水泥統稅條例施行細則、(七)奉天省統稅罰則を準用して居るのである。次の如し。

棉紗統稅條例

- 第一條 奉天省内に於て製造したる棉紗及境外より移入の棉紗は均しく本條例に依り棉紗統稅を徵收す
- 第二條 輸入關稅徵收濟の棉布及其他の棉紗織成品に對しては均しく統稅を徵收せず
- 第三條 本省に於て統稅徵收濟の棉紗織成品は統稅を徵收せず但し之が證明あるを要す
- 第四條 本省内に於て製造し及境外より移入の棉紗並輸入關稅未納の棉布及其他棉紗織製品の統稅税率左の如し
- (甲) 生地の棉紗にして二十三番手以下のもの
每百斤に付 國幣 二元七角五分
- (乙) 同上二十三番手以上のもの
每百斤に付 國幣 三元七角五分
- (丙) 前記以外の各種棉紗

海關評價額の百分の五

- 第五條 奉天省内に於て製造したる棉紗又は其の製織品に對する統稅は工場より引取るべき所轄稅局之を徵收す
- 第六條 境外より移入の棉紗に對する統稅は最寄稅局に於て之を徵收す
- 第七條 統稅完納の棉紗又は其の製織品は之を各地に運送、消費するも重ねて課稅せらるることなし
- 第八條 奉天省に於て製造したる棉紗又は其の製織品を境外各地に運送、消費する場合に於て再び課稅せらるるときは既納の税金は之を拂戻す但し其の證明あるを要す
- 第九條 統稅を課せられたる輸入の棉紗又は其の製織品を再輸出するときは第八條の規定を準用す
- 第十條 統稅未納の棉紗を以て製織したるものには之に包含する棉紗の數量及價格に應じて第四條の規定に依り棉紗統稅を補徴す
- 第十一條 本條例施行細則及罰則は別に之を規定す
- 第十二條 本條例にして不備の點あるときは隨時之を修正することを得
- 第十三條 本條例は公布の日より之を施行す

奉天省棉紗(綿糸)統稅條例施行細則

第一章 總 則

第一條 本細則は奉天省棉紗統稅條例第十一條に依り之を規定す

第二條 奉天省棉紗統稅條例及本細則に於て綿布を稱するは綿糸を以て直接に製織したるものを謂ひ其の製織品に加工して原形を變したるものは之を包含せず

第二章 印花、運照

第三條 棉紗統稅は印花貼用の方法を以て之を徵收す

第四條 棉紗統稅印花は左の五種とす

- 一、五元 綠色
- 二、一元 紫色
- 三、五角 茶色
- 四、一角 赤色
- 五、五分 藍色

稅額に五分未満の端數を生したるときは之を五分として計算す

(本條は大同二年四月十三日財政部令第三號により改正す)

第五條 棉紗統稅印花は當該物件の包装面に貼附し統稅完訖(統稅完納)の割印を以て之を消印すへし

第六條 綿糸又は綿布を運送せんとするときは綿糸運照(運送免狀)又は綿布運照を用ふへし

第七條 綿糸運照及綿布運照は之を五聯とす第一聯は控として局に留め第二聯は檢査(檢査票)とし到着地に於て檢査後之を財政廳に送付し第三聯は執照(運送免狀)とし之を申告者に交付第四聯は檢驗(監査票)とし之を財政廳に送付第五聯は通知票とし發局より到着地局に送附するものとす

第八條 綿糸及綿布を分割運送せんとするときは分運照を用ふへし

第九條 分運照は四聯とす第一聯は控として之を局に留め第二聯は運送免狀とし之を申告者に交付し第三聯は監査票とし之を財政廳に送付し第四聯は通知書とし發局より到着地局宛送付するものとす

第十條 綿糸又は綿布を省外に運搬せんとするときは綠字の出省運照を用ふへし

第十一條 出省運照は五聯とす其の様式は第七條の規定に準す但し綠色を以て印刷すへし

第三章 徵收方法

第十二條 國內紡織の綿糸又は綿布は之を包装して工廠より搬出のとき駐廠員の通知に依り最寄稅捐局に於て統稅を徵收し花照(印紙運送免狀)を發給す

第十三條 國外より輸入する未納稅の綿糸又は綿布は輸入の際關稅納付前に於て駐關員統稅を徵收し花照を發給す但し附近に稅局の設置あるときは駐關員は稅局をして之を徵收せしむることを得

第十四條 郵便に依り輸入する未納稅の綿糸又は綿布は郵便局駐在員の通知に依り最寄稅局に於て統稅を徵收し花照を發給す但し郵便局駐在員の設置なき局に在りては郵便局員之を代理して徵收す

第十五條 海關の設置なき地方より輸入する未納税の綿糸又は綿布は最初に通過する地を管轄する税局に於て統税を徴收し花照を發給す

第十六條 當該物件消費せられたるときは運送申告者は各種の運照執照を到着地税局に提出して其の消印を求むべし

第十七條 税局は其の發給に係る花照に付所定の様式に依り毎月之を報告すべし

第十八條 到着地税局の收受したる通知書及納税證明は毎月之を取纏め財政廳に送付すべし

第十九條 税局は其の接受したる他省の運照各聯の検査を遂げたるときは遲滞なく之を財政廳に送付すべし

第四章 單照の引換

第二十條 國外より輸入の綿糸織成品にして既に關税を納付し關稅證單を所持するものは最寄税局に向つて該證單の番號及貨物數量を報告し分運照を換領すべし

第二十一條 統稅納付済の綿糸を以て織成したるものを工廠より搬出せんとするときは原運照を綿糸綿布運照に引換へ且つ各包裝毎に完稅證單(納稅濟證)の發給を求むべし

第二十二條 織物製造業者綿糸を購入したるときは原商人(讓渡人)の運照を分運照に引換ふべし製織終了後之を搬出せんとするときは更に綿布運照に引換を求め並完稅證單の交付を受くべし但し小口購入を爲す者にして一時に分運照を請求し得るときは原運照に其の都度數量を記入し分運照を請求することを得

第二十三條 完稅證單は之を當該物件の包装面に貼附し統稅完訖の割印を以て之を消印すべし

第五章 改運、轉運及分運

第二十四條 統稅完納の綿糸又は綿布の運送着手前に於て運送先を變更せんとするときは原運照を局に提出して其の取消を求め新運照の發給を求むべし

第二十五條 統稅完納の綿糸又は綿布運送先に到着後若し他地に轉送せんとするときは到着地局に其の旨を申告し運照の納稅濟證、通知票の裏面に轉運の印及局長の捺印を求むべし

第二十六條 統稅完納の綿糸又は綿布運送先に到着後分運せんとするときは其の旨到着地局に申告し分運照の發給を求むべし此場合局長は原運照に分運數量を記載し捺印して之を取消すべし

第二十七條 分運照附の綿糸又は綿布を省外に轉送せんとするときは原分照運を提出して其の取消を求め更に出省運照の發給を求むべし

第二十八條 轉送を請求せんとするときは運照の通知、納稅濟證の二聯が既に財政廳に提出後なるときは局を通じて再下付を求むべし

第六章 戻税方法

第二十九條 奉天省綿糸統稅條例第八條の規定に依る戻税手續左の如し

一、綿糸及綿布を工廠(工場)より搬出せんとするときは規定の税金を納付すべし

二、駐廠員は隨時輸出貨物の名稱、數量、税額及運照の番號を報告すへし

三、綿糸を輸出せんとするときは運照、黄色輸出申告書、海關輸出税票及貨物引換證等を駐關員に提出すへし駐關員検査を了したるときは運照に「運銷國外」の印を押捺し運照の番號を原發照局に通知すへし

四、輸出綿糸に付戻税を受けんとする者は納税済證及駐關員の捺印ある原運照を添附し原發照局を経由して其の申請書を財政廳に提出すへし

五、財政廳戻税を承認したるときは戻税證を交付す

六、前項戻税證は統稅納付の場合に於て之を現金として取扱ふことを得

第三十條 輸入の綿糸又は綿布を納税後再輸出する場合の戻税手續は前條の規定に準ず

第三十一條 自由港より再輸出する綿糸又は綿布に對しては戻税せず

第七章 検査方法

第三十二條 綿糸統稅完納のものに雖財政廳より派出する所の駐廠、駐關、駐郵各員統稅印花未貼附を認むるものは其の消費地たるを租借地たるを問はず總て脱稅品と看做す

第三十三條 徵稅機關は必要を認むるときは綿糸營業者の帳簿物件を検査し又は之に質問を爲すことを得

第三十四條 所轄機關運送中の綿糸統稅完納の物件を検査したるときは運照に検査年月日ある検査済印を押捺すへし

第三十五條 運送物件運送先に到着したるときは運送人は遲滞なく税局の檢印を受くへし検査を経たる後に非れば之を開披消費することを得す

第三十六條 地方行政機關は貨物検査及犯則調査に關し徵稅機關の請求あるときは之に相當の援助を與ふへし

第八章 附則

第三十七條 本細則に規定する各種の照表及檢印の様式は財政廳長之を定む

第三十八條 本細則に不備の點あるときは隨時之を改正することを得

第三十九條 本細則は公布の日より之を施行す

麥粉統稅條例 二十年六月實施

第一條 奉天省に於て製造する機械製の麥粉及省外より輸入の麥粉には本條例に依り統稅を徵收す

第二條 麥粉統稅の税率左の如し

每袋重量四十斤迄 國幣 一角

每袋重量八十斤迄 國幣 二角

餘は類推して重量四十斤を超えるものは四十斤又は其の未滿を増す毎に一角を加ふ

第三條 奉天省に於て製造する麥粉は工廠より搬出のとき駐廠員の通知に依り所轄税局其の税金を徵收す

- 第五條 海關の設置なき海港及陸境より輸入する麥粉は最寄税局に於て其の税金を徵收す
- 第六條 統稅完納の麥粉は之を各地に運送消費するも再び税金を課せらるることなし
- 第七條 奉天省に於て製造したる麥粉を他省に運送消費する場合に於て税金を課せらるるときは既納の税金は之を拂戻す但し外國に輸出するものは既納税金の半額を拂戻す
- 第八條 輸入の麥粉を他省に轉送する場合は前條本文の規定に依る但し再輸出のものに付ては税金を拂戻さす
- 第九條 支那在來の方法に依り支那人の製造する麥粉には統稅を課せず
- 第十條 本條例の施行細則、駐廠、駐關事務通則及罰則は別に之を定む
- 第十一條 本條例に不備の點あるときは隨時之を改正することを得
- 第十二條 本條例は公布の日より之を施行す

麥粉統稅徵收條例施行細則

第一章 總 則

第一條 本細則は奉天省麥粉統稅徵收條例第十條に依り之を規定す

第二章 印花 運 照

第二條 麥粉統稅は印花貼用の方法を以て之を徵收す

第三條 麥粉統稅印花は左の一種とす

一、一角 藍色

第四條 麥粉統稅印花は當該貨物の包装面に貼附し統稅完訖(統稅完納)の割印を以て之を消印すへし

第五條 麥粉を運送せんとするときは統稅運照(運送免狀)を用ふへし

第六條 統稅運照は左の五聯とす

一、第一聯 控

二、第二聯 續查(検査票) 執照と共に申告者に交付到着地局に於て検査後之を截り取り通知票と共に財政廳に送付

三、第三聯 執照(免狀) 申告者に交付

四、第四聯 續驗(監査票) 財政廳に送付

五、第五聯 通知票 發照局より直に到着地局に送付

第七條 麥粉を分轄運送せんとするときは分運照を用ふへし

第八條 分運照は左の四聯とす

一、第一聯 控

二、第二聯 執照(運送免狀) 申告者に交付

三、第三聯 續驗(監査票) 財政廳に送付

四、第四聯 通知票 發照局より直接到着地局に送付

第九條 麥粉を省外に運送消費せんとするときは綠字の出省運照を用ふへし

第十條 出省運照は五聯とす其の様式は第六條のものに同じ但し綠色に印刷すへし

第三章 徵 收

第十一條 國內製造の麥粉に付ては之を包裝して引取るるとき駐廠員の通知に依り最寄税局に於て引取人より統税を徵收し花照(印花を運送免狀)を發給す

第十二條 未納税の輸入麥粉に付ては輸入の際關稅納付前駐關員に於て引取人より統税を徵收し花照を發給す但附近に税局在るときは駐關員の通知に依り税局に於て之を徵收することを得

第十三條 海關の設置なき海港又は陸境地方より輸入する未納税の麥粉に付ては通過第一税局にて統税を徵收し花照を發給す

第十四條 當該貨物消費せられたるときは各種運照の所持人は之を到着地税局に提出して其の消印を求むへし

第十五條 税局に其の發行せる花照に付財政廳所定の様式に依り毎月之を報告すへし

第十六條 到着地税局の收受したる通知、續査の兩聯は毎月之を取纏め財政廳に送付すへし

第十七條 税局出省運照各聯を受取りたるときは檢査の後隨時之を財政廳に送付すへし

第四章 改運、轉運及分運

第十八條 統稅完納の麥粉を運送着手前に於て運送先を變更せんとするときは原運照を局に提出して其の取消及新運照の交付を求むへし

第十九條 統稅完納の麥粉を運送先に到着後他に轉運せんとするときは到着地局に其の旨を申告し運照の通知、續査兩聯の裏面に轉運の印及局長の捺印を求むへし

第二十條 統稅完納の麥粉を運送先に到着後分割運送せんとするときは其の旨到着地局に申告し原運照に分運數量の記載及局長の捺印を受け分運照の發給を求むへし

第二十一條 分運照附麥粉を省外に轉運せんとするときは原分運照を局に提出して其の廢棄並出省運照の交付を求むへし

第二十二條 轉運を請求せんとする場合に於て運照の通知、續査の兩聯が已に財政廳に提出後なるときは局を通じて其の返付を求むへし

第五章 戻 税

第二十三條 奉天省麥粉統稅徵收條例第七條の規定に依る戻稅方法左の如し

一、麥粉を工廠より引取るときは規定の税金を納付すへし

二、駐廠員は隨時輸出麥粉の數量、稅額及運照の記載番號を報告すへし

- 三、麥粉を輸出せんとするときは運照に「運銷國外」の印を押捺し其の記號、番號を原發照局に通知すへし
- 四、輸出麥粉に付戻税を受けんとする者は戻税申告書に納税済證及駐關員の捺印ある原運照を添附し原發照局を経由して其の申請書を財政廳に提出すへし
- 五、財政廳戻税を承認したるときは戻税證書を交付すへし
- 六、前項の戻税證書は統稅納付の場合に之を現金として取扱ふことを得

第六章 檢 査

- 第二十四條 麥粉統稅完納のもの雖財政部派遣の駐廠、駐關各員監査して統稅印花未貼附のものあるときは其の消費地の内地たるを租借地たるを問はず總て之を脱稅品と看做す
- 第二十五條 當該徵稅機關必要を認むるときは麥粉營業者の帳簿、貨物の檢査を爲すことを得
- 第二十六條 當該徵稅機關運送中の麥粉統稅完納の貨物を檢査したるときは運照に檢査年月日ある檢査済印を押捺すへし

第二十七條 運送の麥粉運送先に到着したるときは遲滯なく稅局の檢査を受くへし

第二十八條 地方行政機關は貨物の檢査及犯則調査に關し當該徵稅機關の請求あるときは相等の援助を爲すへし

第七章 附 則

第二十九條 本細則に規定する各種の照表及檢印の様式は財政廳之を定む

第三十條 本細則に不備の點あるときは隨時之を修正することを得

第三十一條 本細則は公布の日より之を施行す

水 泥 統 稅 條 例 二十年六月實施

第一條 奉天省に於て製造したる水泥(セメント)及省外より輸入の水泥には本條例に依り水泥統稅を課す

第二條 水泥統稅の稅率左の如し

重量三百七拾五封度(四五、〇〇〇匁)のもの一樽に付國幣六角但し袋詰又は小樽其の他の包装のものにして重量三百七十五封度を超過し又は之に滿たざるものは其の差額十分の一を越ゆる場合に限り重量の比例に依り稅率を増減す其の他小口包装のものは一封度に付國幣一厘六毛の割合に依る

第三條 奉天省に於て製造したる水泥は工場より搬出するときは駐廠員の通知に依り所轄稅局其の稅金を徵收す

第四條 輸入の水泥は輸入の際駐關員其の稅金を徵收す

第五條 稅關の設置なき海港又は陸境より輸入する水泥は最寄稅局に於て其の稅金を徵收す

第六條 稅金完納の水泥は之を各地に運送消費するも再び稅金を課せらるることなし

第七條 奉天省に於て製造したる水泥を省外に運出する場合に於て稅金を重課せらるるときは既納の稅金は之を返付す

- 第八條 輸入の水泥を再輸出するときは前條の例に依る
- 第九條 本條例の施行細則、駐廠、駐關事務通則及罰則は別に之を定む
- 第十條 本條例にして不備の點あるときは隨時之を修正することを得
- 第十一條 本條は公布の日より之を施行す

水泥統稅徵收條例施行細則

第一章 總 則

- 第一條 本細則は奉天省水泥(セメント)統稅條例第九條に依り之を規定す
- 第二章 印花、運 照
- 第二條 水泥統稅は印花貼用の方法を以て之を徵收す
- 第三條 水泥統稅印花は左の二種とす
 - 一、六角 紅色
 - 二、三角 紫色
- 第四條 水泥統稅印花は當該物件の包装面に貼附し統稅完訖(統稅完納)の割印を以て之を消印すへし
- 第五條 水泥(セメント)を運送せんとするときは統稅運照(運送免狀)を用ふへし

第六條 統稅運照は左の五聯とす

- 一、第一聯 控
- 二、第二聯 繳査(檢査票) 執照と共に申告者に交付到着地局に於て檢査後之を截り取り通知票と共に財政廳に送付
- 三、第三聯 執照(運送免狀) 申告者に交付
- 四、第四聯 繳驗(監査票) 財政廳に送付
- 五、第五聯 通知票 發照局より直接到着地局に送付
- 第七條 水泥を分割運送せんとするときは分運照を用ふへし
- 第八條 分運照は左の四聯とす
 - 一、第一聯 控
 - 二、第二聯 執照 申告者に交付
 - 三、第三聯 繳驗 財政廳に送付
 - 四、第四聯 通知票 發照局より直接到着地局に送付
- 第九條 水泥を省外に運送消費せんとするときは綠字の由省運照を用ふへし
- 第十條 由省運照は五聯とす其の様式は第六條のものに同じ但し綠色に印刷すへし

第三章 徵收方法

第十一條 國內製造の水泥は之を包装して工廠より引取るるとき駐廠員の通知に依り最寄税局に於て引取人より統稅を徵收し花照(印花運送免狀)を交付す

第十二條 未納稅の輸入水泥は輸入の際關稅納付前に駐關員に於て引取人より統稅を徵收し花照を發給す但し附近に稅局の設置あるときは駐關員の通知に依り稅局に於て之を徵收することを得

第十三條 海關の設置なき海港又は陸境より輸入する統稅未納の水泥は通過の第一稅局に於て統稅を徵收し花照を交付す

第十四條 當該物件消費せられたるときは各種運照、執照の所持人は之を到着地稅局に提出して其の消印を求むべし

第十五條 稅局は其の交付せる花照に付財政廳所定の様式に依り毎月之を報告すべし

第十六條 到着地稅局の收受したる通知、繳査の兩聯は毎月之を取纏め財政廳に送付すべし

第十七條 稅局は其の收受したる他省の運照各聯の檢査を遂げたるときは遲滯なく之を財政廳に送付すべし

第四章 改運、轉運及分運

第十八條 統稅完納の水泥を運送着手前に於て運送先を變更せんとするときは原運照を稅局に提出して其の廢棄及新運照の交付を求むべし

第十九條 統稅完納の水泥を運送先に到着後他地に轉送せんとするときは到着局に其の旨を申告し運照の通知、繳査兩面に轉運の印及局長の捺印を求むべし

第二十條 統稅完納の水泥を運送先に到着後分制運送せんとするときは其の旨到着地局に申告し原運照に分運數量の記載及局長の捺印を受け分運照の交付を求むべし

第二十一條 分運照附の水泥を省外に轉運せんとするときは原分運照を稅局に提出して其の廢棄並出省運照の交付を求むべし

第二十二條 轉運を請求せんとする場合に於て運照の通知、繳査の兩聯が已に財政廳に提出後なるときは局を通じて其の返付を求むべし

第五章 戻稅

第二十三條 奉天省水泥統稅徵收條例第七條の規定に依る戻稅手續左の如し

一、水泥を工廠より引取るときは規定の稅金を納付すべし

二、駐廠員は隨時輸出水泥の數量、稅額及運照記號番號を報告すべし

三、水泥を輸出せんとするときは運照、黃色輸出申告書、海關輸出稅票及貨物引換證等を駐關員に提出し其の檢査を求むべし

駐關員檢査を了したるときは運照に「運銷國外」の印を押捺し其の記號番號を原發照局に通知すべし

四、輸出水泥に付戻税を受けんとする者は戻税申告書、納税済證及駐關員の捺印ある原運照を添附し原發照局を經由して其の申請書を財政廳に提出すへし

五、財政廳戻税を承認したるときは戻税證を交付すへし

六、前項の戻税證は統稅納付の場合に於て之を現金として取扱ふことを得

第二十四條 輸入水泥を再輸出する場合の戻税手續は前條の規定に準ず

第二十五條 自由港より再輸出する水泥に付ては戻税せず

第六章 検査

第二十六條 水泥統稅完納のもの雖財政廳派遣の駐廠、駐關各員之を監査して統稅印花未貼附のものは其の消費地の内地たるを租借地たるを問はず總て之を脱稅品と看做す

第二十七條 當該徵稅機關は必要と認むるときは水泥營業者の帳簿、物件の検査を爲すことを得

第二十八條 當該徵稅機關運送中に在る水泥統稅完納の物件を検査したるときは運照に検査年月日ある検査印を押捺すへし

第二十九條 運送の水泥運送先に到着したるときは遲滞なく稅局の検査を受くへし

第三十條 地方行政機關は貨物の検査及犯則調査に關し當該徵稅機關の請求あるときは相當の援助を爲すへし

第七章 附則

第三十一條 本細則に規定する各種の照表及檢印の様式は財政廳長之を定む

第三十二條 本細則に不備の點あるときは隨時之を修正することを得

第三十三條 本細則は公布の日より之を施行す

統稅罰則

第一條 商人各種の統稅條例に違反したるときは本罰則に依り之を處罰す

第二條 統稅を遺脱したる者は規定の稅金を追徵するの外稅額の一倍乃至五倍の罰金に處す但し特殊の事情に依るものは二十倍迄の罰金に處することを得

第三條 偽造の印花を行使し又は印花若しくは票照(納稅済證、運送承認書)を再使用したる者は規定の稅金を追徵するの外稅額の五倍乃至十倍に相當する罰金に處し仍法院に送りて罪科に處す

第四條 票照を他人に貸與して脱稅を希圖せる者は脱稅者と同等に處罰す

第五條 船、車、場屋其の他の物を他人に貸與して脱稅の用に供したる者は五元以上五百元以下の罰金に處す

第六條 票照記載の課稅貨物の消費を了したるに拘らず其の票照の廢棄を求めざるものは一元以上十元以下の罰金に處す

第七條 登記條例に違反して私に物品を製造し他に之を販賣したるものは十元以上百元以下の罰金に處す

第八條 移轉登記を爲さずして私に商標を讓渡したるものは一元以上五十元以下の罰金に處す

第九條 價格の申告を偽り以て脱税を圖りたる者は其の脱税額の一倍乃至五倍に相當する罰金に處す

第十條 申告を怠り又は虚偽の申告を爲したる者は十元以上百元以下の罰金に處す

第十一條 運送、消費貨物の検査を回避したる者は五元以上二十元以下の罰金に處す

第十二條 納税手續未済の課税貨物を運送、消費せんとし其の差押へを受けたる者二十日以内に税金並罰金を完納せざるときは之を競賣し其の代金を以て税金並罰金に充て殘餘あるときは之を還付し不足あるときは之を追徴す

第十三條 各種の罰金は其の五割を財政廳に納付し五割を局に留置き賞與に充つ摘發者に交付する獎勵金は局留置の中より局に於て適宜之を交付す

第十四條 税局に於て罰金を領收したるときは罰金領收證を交付すへし領收證は三聯とし一聯は財政廳に送付し一聯は本人に交付し一聯は控さす

第十五條 税局は毎月末處罰案件を一括して財政廳に報告し尙之を門外に掲示すへし

第十六條 本細則にして不備の點あるとき隨時之を修改することを得

第十七條 本罰則は公布の日より之を施行す

滿洲國國有財産法

man' chow' kuo' kuo' yu' ts'ui' ch'ant' fa'

大同二年七月五日、教令第五十七號を以て公布、即日施行、全文次の如し。

第一條 本法に於て國有財産と稱するは國有に屬する不動産並左に掲ぐる動産及權利を謂ふ

一、總噸數二十噸又は積量二百擔以上にして櫓權を以て主要なる運轉方法を爲さざる船舶

二、事業所に於ける機械及重要なる器具

三、地上權、地役權、礦業權其の他物權的性質を有する權利

四、株式及出資に因る財産權

前項第二號に掲げたるものの範圍に付ては財政部總長主管官署長と協議して之を定む

第二條 國有財産を分ちて左の五種とす

一、公用財産 國に於て國の事務若は事業の用に供し又は供するものと決定したるもの

二、公共用財産 國に於て直接公共の用に供し又は供するものと決定したるもの

三、林業財産 國に於て林業經營の用に供し又は供するものと決定したるもの

四、礦業財産 國に屬する礦業權並國に於て礦業經營の用に供し又は供するものと決定したるもの

五、雜種財産、前各號に屬せざるもの

第三條 公用財産及公共用財産は國務總理、各部總長及與安總署總長を以て主管官署長とす其の主管の範圍は國務總理之を定む

林業財産及礦業財産は實業部總長及與安總署總長を以て主管官署長とす

雜種財産は財政部總長を以て主管官署長とす但し別段の協定ある場合は此の限に在らず

國有財産に關する總務事務は財政部總長之を行ふ

第四條 主管官署長雜種財産以外の國有財産の用途を廢止したるときは特に財政部總長と協定したるものを除くの外之を財政部總長に引繼ぐへし

第五條 雜種財産を取得したる官署長は特に財政部總長と協定したるものを除くの外之を財政部總長に引繼ぐへし

第六條 國有財産の管理換を爲さむとするときは主管官署長間に於て協議の上財政部總長と協議すへし

第七條 主管官署長土地又は土地に關する物權的權利を取得したるときは遲滞なく之を財政部總長に通知すへし

第八條 公用財産及公共用財産は賣拂、讓與又は交換を爲し或は之に私權を設定することを得ず但し其用途を妨げざる限度に於て使用又は收益を爲さしむるは此の限に在らず

第九條 公用財産及公共用財産以外の國有財産に付賣拂、讓與又は交換を爲さむとするときは主管官署長は豫め財政部總長に協議すへし

第十條 公用財産及公共用財産以外の國有財産は左に掲ぐる場合に限り之を讓與することを得

一、公共團體に於て公用若は公共用に供する爲必要あるとき

二、公共團體又は私人に於て公共用財産の用途に代るべき他の施設を爲したる爲其の用途を廢止し雜種財産となしたる場合に於て之を其の施設を爲したる者に讓與するとき

第十一條 公用財産及公共用財産以外の國有財産は國、公共團體又は私人に於て公用、公共用若は公益事業の用に供する爲め必要あるときは之を他の同種の財産と交換することを得但し評定價格の差額が其の高價なるものの價格の五分の一を越ゆるときは此の限に在らず

前項の交換を爲したる場合に於て其の價格均しからざるときは金錢を以て補足すへし

第十二條 用途及之に關する期間を指定して國有財産の賣拂、讓與又は交換を爲したる場合に於て指定期間内之を其の用途に供せず又は其の用途を廢止したるときは政府は其の契約を解除することを得

第十三條 國有財産の賣拂代金又は交換差金は財産引渡前之を納付せしむへし但し必要と認むるときは延納を許可することを得

第十四條 國有財産を貸付する場合に於ては左の期間を越ゆることを得ず

一、土地、建物以外の土地の定着物及び礦業權に付ては三十年

二、建物其の他の物件に付ては三年

貸付期間は之を更新することを得此の場合に於ては更新の時より前項の期間を越ゆることを得ず

第十五條 國有財産は公用、公共用若は公益事業の用に供する爲必要ある場合及法律又は教令に特別の規定ある場合を除くの外無償にて之を貸付することを得す

第十六條 國有財産の貸付料は毎年定期に之を納付せしむへし但し數年分を前納せしむることを得

第十七條 國有財産の貸付期間内に公用、公共用若は公益事業の用に供する爲必要を生したるときは政府は其の契約を解除することを得

前項の規定に依り契約を解除したる場合に於ては借受人は之に因りて生したる損害に付賠償を求むることを得

第十八條 貸付期間の終了又は貸付契約の解除に當り政府に於て時價を提供し其の財産の上に存する建物其の他の物件を買取るべき旨通知したるときは其の所有者は正當の理由なくして之を拒むことを得す

第十九條 貸付に關する規定は貸付に依らずして國有財産の使用又は收益を爲さしむる契約に之を準用す

第二十條 國有地の商租に關しては賣拂、讓與、交換又は貸付に關する規定を準用す

第二十一條 公用財産及公共用財産以外の國有財産は之を出資の目的を爲すことを得

國有財産を出資の目的を爲す場合に於ては主管官署長は讓與財政部總長に協議すへし

第二十二條 國有財産に關する事務に従事する職員は其の取扱に係る國有財産の賣拂、讓與又は貸付を受け或は之と自己の所有物との交換を受くることを得す但し本屬長官の許可を受けたるときは此の限に在らず

第二十三條 主管官署長は其の所管に屬する國有財産に付財政部總長の定むる所に依り裏帳を備ふへし

前項の規定は公共用財産に付ては之を適用せず

第二十四條 本法施行に關し必要なる事項は財政部總長之を定む

附 則

第二十五條 本法は公布の日より之を施行す

第二十六條 本法施行の際に於て雜種財産を管理する官署は第四條の規定に準し本法施行の日の現在に依り之を財政部總長に引繼ぐへし

第二十七條 本法施行前國有財産に付爲したる處分契約其の他の行爲は仍其の効力を有す但し期限の定めなき貸付契約に付ては本法の規定に準し主管官署長其の期限を限定す

滿洲國鹽務 *man' chow' kuo' gen' wu'*

滿洲國に於ける鹽務は鹽稅徵收の關係上、財政部の所管に屬し、營口に鹽務署を置き、鹽稅及び鹽務行政に關する事務を管掌せしめ、官制上、赤峰支署、揚務局(六局)並に製鹽私局(九局)を之に隸屬せしめて、凡そ鹽稅の徵收、產鹽の監督並に製鹽、緝私に關する事務に當らしめて居る。

仍ほ、新京に吉黑權運署を置き、吉林及び黑龍江省に於ける鹽の專賣を管掌せしめ、官制上、營口の採運局、緝私局及び緝私隊を隸屬せしめて、鹽の購運、販賣、及び緝私に關する事務を掌らしめて居るのである。

凡て鹽を製造せんとするものは、鹽務署長の許可を受くるを要し、又直接鹽場に至り鹽の購買をなすことは許可を要す。而して鹽は輸入禁制品にして、輸出の際に鹽務署長の許可を要す。

國內に於ける銷鹽は、吉林黑龍江省に於ける吉黑權運署の手に依る官運官銷制度と、奉天、熱河省に於ける商運商銷制度にて、但し興安省呼倫貝爾地方は、従前、滿洲中央銀行の專賣區域なりしも今は統制され、四分署の開魯縣、林西縣經棚區は熱河省と同じく鹽制施かれあるも、以上を除く興安省一帯は全く自由區である。

奉天兩省にては、鹽務署の特許を得たる鹽棧が、鹽場にいたりて之を購買し、鹽税を納付し、運鹽執照の下附を受けて搬出し、之を他の鹽棧及び鹽店に賣却す。鹽店の開設は鹽務署の許可を要す、但し直接鹽場にいたりて之を購買することを得ず。而して、私鹽の取締上、鹽店の鹽棧より購買の際は售鹽發單の發給を受け、鹽店が消費者に小賣する場合には、售鹽發票を發行し、消費者は之を保存する規定である。又吉林、黑龍省にても、鹽倉より鹽店に賣り渡す際には商銷運照を、一般消費者には食戸憑照を發給し、鹽店は購鹽者に對し售鹽發票を發行するのである、鹽務署の官制、次の如し。

- 一、鹽務署は財政部の管理に屬し鹽稅及鹽務行政に關する事務を掌る
 - 一、鹽務署は之を管口に置く
 - 一、鹽務署に左の職員を置く
- | | | |
|----|----|----|
| 署長 | 一人 | 簡任 |
|----|----|----|

副署長	一人	簡任若は薦任
事務官	十七人	薦任
技正	二人	薦任
屬官	三百八十二人	委任
技士	七人	委任

(吉黑權運署參照)

滿洲國鴉片法 *man' chow' kuo' yu' pien' fa'*

滿洲國は創建とともに鴉片煙の禁絶に關して、現存多數の癮者の處置を度外する能はずとして、政府は大同元年九月十六日、暫行阿片收買法を公布し、阿片專賣の前提として、現に阿片を所有し又は所持する者は之を大同二年一月十日迄に政府に提出せしめ、之を收買補償し、極力現存阿片の蒐集に努め、又、阿片專賣籌備委員會を設けて阿片專賣準備に關し調査研究を重ね、遂に大同元年十一月、專賣公署官制を制定公布して阿片の專賣に關する事項を掌らしむることとし、而して大同元年十一月三十日、教令第一一號及び第一一二號を以て阿片法及び同施行令を公布し、更に十二月、教令第一一五號及び第一一六號を以て阿片緝私法及び私土查獲獎勵規則を公布して阿片の生産、取引、消費を制限して之を取締に關して嚴重に規律し、大同二年一月十一日より阿片法及び其の附屬法令を實施したのである。阿片法並に施行令全文次の如し。

阿片法

第一條 本法に於て阿片とは生阿片、阿片煙膏及藥用阿片を謂ふ

第二條 阿片は之を吸食することを得ず但し未成年者に非ざる阿片癮者にして治療上必要ある場合は此の限に在らず

第三條 阿片の賣下及阿片煙膏、藥用阿片の製造は政府に於て之を行ふ但し第五條第二號及第三號の規定に依り阿片煙膏を製造する場合は此の限に在らず

第四條 阿片又は阿片吸食器具は之を輸入し又は輸出することを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一、政府が阿片を輸入し又は輸出するとき

二、命令の定むる所に依り藥用阿片賣捌人が藥用阿片を輸出するとき

三、命令の定むる所に依り阿片卸賣人が阿片吸食器具を輸入するとき

第五條 阿片又は阿片吸食器具は左の各號の一に該當する場合に於て命令の定むるところに依るの外之を製造し賣買し授受し所有し又は所持することを得ず

一、阿片卸賣人が阿片吸食器具を製造し又は生阿片、阿片煙膏若しくは阿片吸食器具を賣買し授受し所有し又は所持するとき

二、阿片小賣人が阿片煙膏を製造し又は生阿片、阿片煙膏若しくは阿片吸食器具を賣買し授受し所有し又は所持するとき

三、第二條但書の規定に依る阿片吸食者が阿片煙膏を製造し又は生阿片、阿片煙膏若しくは阿片吸食器具を讓受け又は之を所有し若しくは所持するとき

四、罂粟栽培の許可を受けたる者が生阿片を製造し讓渡し所有し又は所持するとき

五、阿片收買人が生阿片を收買し授受し所有し又は所持するとき

六、製藥者が生阿片又は藥用阿片を讓受け又は之を所有し若しくは所持するとき

七、醫師、醫士、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥商又は藥用阿片賣捌人が藥用阿片を賣買し授受し所有し又は所持するとき

八、醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方箋を以て藥用阿片を讓受け又は之を所有し若しくは所持するとき

九、前各號の規定に依り阿片又は阿片吸食器具を所有し若しくは所持する場合に於て之を所有し若しくは所持することはさるに至りたるとき又は之を所有し若しくは所持する者なきに至りたるとき本人相續人又は其の財産を管理する者に於て之を讓渡し又は所持するとき

第六條 阿片卸賣人又は阿片小賣人は專賣公署より賣下けたる阿片煙膏に加工し又は他物を混和して販賣若しくは讓渡することを不得ず

第七條 營利の目的を以て他人に阿片を吸食する場所又は其の設備を供することを不得ず但し阿片小賣人にして政府

の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 政府の許可を受くるに非らざれば阿片又は其の代用品製造の目的を以て罂粟を栽培することを得ず

第九條 前條の目的を以て罂粟の種子を賣買し又は授受することを得ず但し政府の許可を受けたる罂粟栽培者に販賣し若し譲渡する場合は此の限に在らず

第十條 政府の許可を受けたる罂粟栽培者は其の生産に係る生阿片を政府に納付すへし但し當分の同政府の指定したる阿片收買人に賣渡すことを得

阿片收買人は其の收買に係る生阿片を政府に納付すへし

第十一條 民政部總長は阿片吸食の習癖を矯正する爲阿片吸食者に對し必要なる處分を爲すことを得前項の處分に要する費用の負擔は民政部總長の定むる所に依る

第十二條 政府は必要ありと認むる事項に付第五條各號に掲ぐる者をして報告を爲さしむることを得

第十三條 政府は必要ありと認むるときは當該官吏をして第五條各號に掲ぐる者の製造場店舗其の他の場所に立入り原料製造器具機械簿書類其の他の物件を検査し又は取締上必要なる處分を爲さしむることを得

第十四條 左の各號の一に該當する者は五年以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處す但し徒刑と罰金との併科を妨げず

一、販賣の目的を以て阿片に關し第四條又は第五條の規定に違反したる者

二、第七條又は第八條の規定に違反したる者

第十五條 左の各號の一に該當する者は一年以下の有期徒刑又は千圓以下の罰金に處す

一、第二條の規定に違反したる者

二、販賣の目的を以て阿片吸食器具に關し第四條又は第五條の規定に違反したる者

三、第六條又は第九條の規定に違反したる者

前項第一號の罪を犯したる未成年者に對しては法院は情狀により刑の言渡を猶豫して第十一條の處分に移付することを得

第十六條 前二條の未遂罪は之を罰す

第十七條 左の各號の一に該當する者は拘役又は二百圓以下の罰金に處す

一、第二條但書の規定に依る阿片吸食者にして政府の賣下に係る阿片以外の阿片を吸食したる者

二、販賣の目的に出でずして第四條又は第五條に違反したる者

第十八條 左の各號の一に該當する者は一月以下の拘役又は百圓以下の罰金に處す

一、第十一條の規定に依る處分に從はざる者

二、正當の理由なく第十二條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

三、正當の理由なく第十三條の規定に依る検査を拒み妨げ若し忌避し又は訊問に對し答辯を爲さず若し虚偽

の陳述を爲し其の他當該官吏の處分に從はざる者

第十九條 本法の規定に違反したる者の犯罪物件たる阿片罌粟又は阿片吸食器具は犯人に屬するを問はず之を沒收す前項の物件を沒收すること能はざるときは其の相當價格を徵す

第二十條 第四條第二號又は第三號の規定に依り藥用阿片又は吸食器具を輸入し又は輸出する者又は第五條第一號

第二號若し第四號乃至第七號に掲ぐる者は其の代理人戸主家族雇人其の他の従業者か其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るることを得ず

第二十一條 法人の代表者又は其の雇人其の他の従業者法人の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは法人の代表者を處罰す

第二十二條 本法施行の期日は教令を以て之を定む

阿片法施行令

第一章 阿片の吸食

第一條 阿片法第二條但書の規定に依る阿片吸食者は管轄警察官署長の發給したる證明書を携帯す可し

第二條 阿片吸食者は前條の證明書を提示するに非れば阿片又は阿片吸食器具を讓受くることを得ず

第三條 阿片吸食者は阿片小賣人以外の者より又は阿片吸食器具を讓受くることを得ず

第二章 生阿片、阿片煙膏及阿片吸食器具の製造及販賣

第四條 生阿片、阿片煙膏又は阿片吸食器具は阿片卸賣人により阿片小賣人に阿片小賣人より阿片吸食者に讓渡す

へし

阿片卸賣人は專賣公署以外より阿片を讓受くることを得ず

第五條 阿片卸賣人は專賣公署長阿片小賣人は所轄省長之を指定す

第六條 阿片卸賣人及阿片小賣人は指定せられたる以外の場所に於て營業を爲すことを得ず

阿片卸賣人其の營業出張所を設置せむとするときは專賣公署長の許可を受くへし

第七條 阿片卸賣人阿片吸食器具を輸入せむとするときは其の出荷人の住所氏名輸入數量及輸入徑路を具し專賣公署長に願出て許可を受くへし

第八條 政府の賣下に係る阿片煙膏は政府の指定する價格を以て之を販賣すへし

阿片卸賣人は阿片煙膏を開罐して讓渡することを得ず

第九條 阿片小賣人は第一條の證明書を提示したる阿片吸食者以外に阿片又は阿片吸食器具を讓渡すことを得ず

第十條 製藥者に於て製藥の爲生阿片を要するときは民政部總長の阿片購入許可書を添へ專賣公署長又は同支署長に其の賣下を請求すへし

第十一條 阿片卸賣人及阿片小賣人は帳簿を備へ生阿片阿片煙膏及阿片吸食器具の受拂に付其の種類數量價格年月

日竝に受拂先を其の都度記載すへし
阿片卸賣人及阿片小賣人は生阿片阿片煙膏阿片吸食器具の受拂に付其の前月分を毎月十日迄に所轄省長及專賣公署長に報告すへし

第三章 生阿片の生産及收納

第十二條 罌粟栽培の區域及其の面積は毎年專賣公署長之を定む

第十三條 罌粟を栽培せむとする者は左記事項を具し毎年所轄省長に願出て許可を受くへし之を變更し又は栽培を廢止せむとするとき亦同し

- 一、住所 氏名 生年月日
- 二、栽培の場所 面積

第十四條 前條の許可を受けたる者は栽培地毎に其の場所面積栽培者の住所氏名を記載したる標本を建つへし

第十五條 罌粟栽培者は所轄省長の指定する期日迄に其の生産阿片の數量を所轄省長及專賣公署長に報告すへし

第十六條 罌粟栽培者は其の生産に係る生阿片を專賣公署長の指定したる場所に提出し又は阿片收買人に賣渡すへし

第十七條 阿片收買人は必要人員を限り專賣公署長之を指定す

第十八條 阿片收買人は其の收買に係る生阿片を專賣公署に納付すへし

第十九條 前條の納付阿片は專賣公署長に於て之を鑑別し其の品位に依り補償金を交付す

第二十條 阿片收買人及其の従業人には別に掲ぐる様式に依り阿片收買人之證又は従業人之證を交付す
阿片收買人及其の従業人は從業中前項の證票を携帯すへし

第四章 藥用阿片の賣下

第二十一條 藥用阿片は藥用阿片賣捌人より醫師醫士齒科醫師獸醫師藥劑師藥商又は製藥者に讓渡す可し

第二十二條 藥用阿片賣捌人は藥劑師の藥商中より所轄省長之を指定す

第二十三條 藥用阿片は左の各號の一に該當する場合を除くの外之を賣買し又は授受することを得ず

- 一、藥劑師又は藥商が醫師齒科醫師獸醫師藥劑師藥商又は製藥者に讓渡すとき
- 二、藥劑師が醫師齒科醫師又は獸醫師の處方箋に依り醫療用として需要者に供給するとき
- 三、醫師齒科醫師又は獸醫師が醫療用として需要者に供給するとき

第二十四條 藥用阿片賣捌人に於て藥用阿片を輸出せむとするときは其の輸出先及輸出數量を具し輸出先當該官憲の輸入許可證明書を添へ民政部總長に願出て許可を受くべし

第二十五條 藥用阿片賣捌人藥劑師及藥商は帳簿を備へ藥用阿片の受拂に付其の數量用途年月日竝に受拂先を其の都度記載すへし但し藥劑師調劑用に使したるものに就ては此の限に在らず

前項に掲ぐる者は藥用阿片の受拂に付毎年一月末日迄に其の前年分を所轄省長に報告すへし

第五章 雜 則

第二十六條 阿片收買人阿片卸賣人及阿片小賣人其の指定を受けたるときは省長又は專賣公署長の定むる所に依り

保證金を納付すへし

第二十七條 本令に依り指定又は許可を受けたる者又は阿片吸食者が廢煙し廢業し又は死亡したるときは當該事實發生の日より三十日以内に阿片收買人及阿片卸賣人に在りては專賣公署長又は專賣支署長に其の他の者に在りては所轄省長に本人相續人又は其の財産を管理する者より届出て現存阿片罈粟又は阿片吸食器具の處分に付指示を受くへし

前項の場合に於て保證金の還付を受けむとする者は本人又は相續人より省長專賣公署長に其の還付を請求すへし

第二十八條 阿片小賣人にして他人に阿片吸食の場所及設備を供與せむとする者は左記事項を具し所轄省長の許可を受くへし

一、住所氏名 生年月日

二、場所及設備

第二十九條 本令に依り省長に提出する書類は所轄警察官署を專賣公署に提出する書類は最寄專賣官署を經由すへし

第六章 罰 則

第三十條 第六條第八條の規定に違反したる者は拘役又は二百圓以下の罰金に處す

第三十一條 第十一條第十四條又は第二十五條の規定に違反したる者は一月以下の拘役又は百圓以下の罰金に處す

第三十二條 本令に依り阿片又は阿片吸食器具を取扱ふ者若し罈粟栽培の許可を受けたる者其の業務上に關し不正

の行爲ありたるときは其の業務を停止し指定又は許可を取消し保證金を沒收することあるへし

附 則

第三十三條 本令中民政部總長とあるは興安省に在りては興安總署總長所轄省長とあるは東省特別區に在りては東省特別區長官新京及長春縣に在りては首都警察總監興安省に在りては所轄分省長とす

第三十四條 本令は阿片法施行の日より之を施行す

阿片收買人之證の様式

第 號	何 某
年	年
月	日下附
專賣公署長	
(印)	

阿片收買人從業人之證の樣式

第 號

何 某

年

阿片收買人何某從業人之證

年

月

日下附

專賣公署長

印

(禁烟法參照)

滿洲國航業公會章程

man³ chou¹ kuo² hang² yeh¹ kung¹ hui³ cheng¹ ch'ang²

康德元年三月五日、交通部令第三號を以て公布、本令は公布の日より施行、而して本令施行前に設立されたる航業公會又は其の他類似の公會は本令に依り改組すべき規定である。全文次の如し。

航業公會章程

第一條 航業公會は航運業の改良發達を圖るを以て目的とす

第二條 航業公會は左の事業を行ふ

- 一、航運業に關する安全、秩序の維持
 - 二、會員の營業に關する統制
 - 三、航運業に關する紹介、保證又は斡旋
 - 四、航運業に關する調停又は仲裁
 - 五、航運業に關する調査又は統計編纂
 - 六、航運業に關する事項に付主管官署への建議
 - 七、主管官署の航運業に關する調査及び諮問に對する答申
 - 八、其の他航運業の改善發達を圖るに必要な事業
- 第三條 航業公會は左の地域に設立す
- 一、第一松花江及び其の支流の流域
 - 二、第二松花江及び其の支流の流域

三、鴨綠江及び其の支流の流域

四、遼河及び其の支流の流域

第四條 航業公會は前條各號の流域の一に住所若は營業所を有する左記各號の者を以て之を組織す

一、航運業を經營する者

二、船舶轉運業又は造船業を經營する者

三、第一號又は第二號に該當する業務のの重要職務に従事し、若は従事したる者

第五條 航業公會を設立せんとするときは會員たる資格を有する者十人以上發起人となり、會員たる資格を有する者の二分の一以上の同意を得て、創立總會を開き、會則其の他必要なる事項を定め、所管航政局を経て交通部大臣の許可を受くへし

創立總會に於ける議決は設立同意者の三分の二以上を以て之を爲す

第六條 航業公會は前條の設立の許可ありたる時成立す

第七條 航業公會會則には左の事項を記載すへし

一、目的

二、名稱、地域及事務所の所在地

三、會員に関する規定

四、役員の定數、權利義務及び選任に関する規定

五、會議に関する規定

六、事業及び其の執行に関する規定

七、庶務及び會計に関する規定

八、存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

第八條 營業上の弊害を豫防し、又は矯正する爲、特に必要と認むる時は交通部大臣は航業公會の會員又は其の公會の會員に非ずして其の公會の地域に於て公會員たる資格を有する者に對して、其の公會の統制に従ふべきことを命ずることを得

第九條 航業公會は會則の定むる所に依り、會則違反者に對し過怠金を課することを得

第十條 航業公會に左の役員を置く

會長

副會長

評議員

會長は航業公會を代表し會務を綜理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務を代理す

評議員は會長の諮問に應じ、並に會務の執行及び財産の状況を監査す

第十一條 役員は會員總會に於て會員中より之を選任す

航業公會は選任せられたる役員の履歴書及び會員名簿を所管航政局を経て交通部大臣に提出し認可を受くへし

第十二條 會員總會は定期總會及び臨時總會とし會長之を召集す

第十三條 左の事項は會員總會の議決の後、所管航政局を経て交通部大臣の認可を受くへし

一、會則の變更

二、經費の豫算及び賦課徵收方法

三、事業報告及び收支決算の承認

四、役員の解任

五、其の他重要な事項

第十四條 航業公會は會員に對し、會則の定むる所に依り經費を賦課することを得

第十五條 會員たる資格を有する者公會に加入せんとするときは、公會は正當の理由なく加入に困難なる條件を附し、又は其の加入を拒むことを得す

第十六條 會員は會則の定むる所に依り、一定の期間前に豫告をなし公會の承諾を得て脱退することを得

第十七條 交通部大臣必要と認むるときは所管航政局をして、航業公會の會務の状態、會計及財産の實況を監査せしむることを得

前項の要求あるときは、航業公會は質問に應へ金帳、帳簿及び書類を檢閲に供すへし

第十八條 航業公會の解散及び清算に關しては會則を以て規定し、交通部大臣の認可を受くへし

第十九條 航業公會の議決又は役員若しは清算人の行爲、法令若しは會則に違反し又は公益を害すと認むるときは、交通部大臣は左の處分を爲すことを得

一、役員又は清算人の解任

二、航業公會の議決の取消

三、航業公會の事業の停止

四、航業公會の解散

第二十條 航業公會は帆船に依る航業公會と、其の他の船舶に依る航業公會とを各別に之を組織することを得

滿洲中央銀行 *man' chow' chung' yang' yin' hang'*

大同元年三月一日、滿洲國建國と、ともに滿洲國政府は三月二十六日、中央銀行創立委員を任命、六月、中央銀行法並に貨幣法を制定して、銀本位管理通貨制度を採用し、六月十五日、滿洲中央銀行を設立し、七月一日、東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及び邊業銀行の四官銀號行を合併して業務を開始した。本銀行の使命は、滿洲中央銀行法第一條の示すが如く、國內通貨の流通を調節し、その安定を保持し金融を統制する在り。而し

て之が機能を完全に發揮するがために、貨幣法第一條及び中央銀行法第十四條に依り、貨幣の製造發行權を政府より付與されて居るのである。而して開業當時、舊四行號より繼承せる舊紙幣の總額は、公定率に依る國幣換算額一億四千二百萬元、爾來、舊幣の回收新國幣の普及（新紙幣は日本内閣印刷局の製造に係り百圓券、拾圓券、五圓券、一圓券、五角券の五種、小額貨幣は大同二年五月、一角、五分白銅貨を、同年八月より一分、五釐の青銅貨を發行す）に力めし結果、法定期間たる康徳元年（昭和九年）六月末以前に大部分の回收を終り、一面、國幣の安定、對外爲替相場の昂騰と相俟ちて國民の信頼が續く、日に高まりつつある。大同元年六月十一日、敕令第二十六號滿洲中央銀行法全文次の如し。

第一條 滿洲中央銀行は株式會社とし國內通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を統制す

第二條 滿洲中央銀行は總行を新京に分行を奉天、吉林、齊々哈爾濱及哈爾濱に設置す

滿洲中央銀行は政府の許可を受け前項の分行の外重要な各地に分行又は支行を設置し若し他の銀行に代理店契約を締結することを得

政府は必要ありと認むるときは分行支行又は代理店の設置を命ずることを得

第三條 滿洲中央銀行の存立期間は設立認可の日より滿三十年とす但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長することを得

第四條 滿洲中央銀行の資本は三千萬元とし之を三十萬株に分ち一株を百圓とす但し株主總會の決議に依り政府の

許可を得て資本の増加を爲すことを得

第五條 滿洲中央銀行の株式は之を數回に分割して募集することを得

第六條 滿洲中央銀行の株券は總て記名式とし特に政府の許可を受けたる者の外株主たることを得ず

第七條 滿洲中央銀行の株式發行の價額は券面額を下ることを得ず

第一回拂込の金額は株金の二分の一を下ることを得ず

第八條 政府は滿洲中央銀行の株式中五萬株以上を引受くるものとす

政府は前項に規定せる限度の株式に付ては之を讓渡又は處分することを得ず

第九條 政府は滿洲中央銀行資本の半額迄引受くることを得

第十條 滿洲中央銀行の營業は左の如し

一、政府發行の手形爲替及其他商業手形の割引又は買入

二、金銀塊外國通貨を擔保とする貸付

三、金銀塊外國通貨の賣買

四、諸預り金及當座貸越

五、金銀塊外國通貨貴重品並に諸證券類の保護預

六、公債證券政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證券を擔保とする貸付

七、確實なる擔保ある貸付

八、平常取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲各種手形金額の取立

九、爲替及荷爲替

右の外營業の都合に依り國債證券地方債券及其他政府の指定する確實なる有價證券を買入るることを得

第十一條 滿洲中央銀行は營業の爲必要な物件を買入れ又は債務辨濟の爲引受けたる物件を所有するの不動産不動産を買取ることを得ず債務辨濟の爲引受けたる不動産は六月以内に不動産は一年以内に之を賣却すへし但し買受人なきか又は買受人あるも其の代償を不適當と認むるときは政府の許可を受け之を延期することを得

第十二條 滿洲中央銀行は自行株券を取得し又は質權の目的として之を受入るることを得ず

第十三條 滿洲中央銀行は如何なる場合と雖其の役員及使用に對し貸付を爲すことを得ず

第十四條 滿洲中央銀行は貨幣法の定むる所に依り貨幣の製造及發行を爲す

第十五條 滿洲中央銀行は政府の許可を得て借入金を爲すことを得

第十六條 滿洲中央銀行は豫め政府の許可を得たる銀行に預金を爲すことを得

第十七條 滿洲中央銀行は國庫金取扱に従事する外地方團體の公金取扱の事務を代理することを得

第十八條 滿洲中央銀行は本法に定むる以外の業務を營むことを得ず

第十九條 滿洲中央銀行に總裁一人副總裁一人理事五人以上及監事三人以上を置くことを得

第二十條 總裁副總裁は其の任期を五年として政府之を命ずるものとす

理事は其の任期を四年とし百株以上を所有する株主中より株主總會に於て選舉し政府の認可を得て就任するものとす

監事は其の任期を三年とし五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任するものとす

第二十一條 理事又は監事は其の任期を経過するも新理事又は新監事の就任する迄繼續して其の職務を行ふ

第二十二條 理事又は監事に缺員を生じたるときは株主總會を招集し補缺選舉を行ふへし其の補缺員は前任者の殘任期を繼ぐものとす但し理事又は監事に闕員あるも理事に在りては三人監事に在りては一人在任し役員總會に於て其の事務に差支なしと認むときは補缺選舉を行はざることを得

第二十三條 理事は其の所有に係る滿洲中央銀行の株券百株を在任中監事に供託することを要す

前項の株券は本人退職すも雖其の期に屬する決算報告か株主總會の承認を得たる後に非れば之を受戻すことを得ず

第二十四條 總裁副總裁理事及常務監事は如何なる名稱に拘らず報償を得て他の職務に就き又は商業に従事することを得ず但し政府の許可を受けたるときは此の限に在らず

第二十五條 總裁の職務權限は左の如し

一、總裁は一切の業務に付滿洲中央銀行を代表す

二、總裁は法律命令及定款の規定並株主總會理事會及役員總會の決議に従ひ一切の行務を執行す
三、總裁は株主總會理事會及役員總會の議長たるへし
第二十六條 副總裁は總裁事故あるとき其の職務を代理し總裁缺員のとき其の職務を行ふ
總裁副總裁共に事故あるときは政府は理事の一人をして總裁の職務を代理せしむ
第二十七條 副總裁及理事は總裁を輔佐し總裁の命を承けて滿洲中央銀行の業務を分掌す
第二十八條 監事は滿洲中央銀行の業務を監査す
監事は互選に依り一名の常務監事を定むることを得
第二十九條 總裁副總裁理事及常務監事の報酬及手當の額は政府の定むる所に依る
監事の報酬は株主總會の決議に依り之を定め政府の認可を受くへし
第三十條 奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱の各分行には理事を分駐せしむることを得
第三十一條 總裁副總裁及理事は理事會を組織す
理事會は總裁之を招集し重要な行務を決議す
第三十二條 重要業務の方針に關し理事會に意見を具申せしむる爲重要各分行に地方委員會を設くることを得
第三十三條 監事は監事會を組織し理事會に於て決議されたる事項の内特に定めたる事項を調査し正當なりと認めるときは之を承認す

第三十四條 總裁副總裁理事及監事は役員總會を組織す
役員總會は總裁之を招集し特に重要な事項を決議す
第三十五條 滿洲中央銀行は毎年二回通常株主總會を開く
必要生じたるときは臨時株主總會を開くことを得
株主總會に於ける株主の議決權及議決の方法は定款に於て之を定む
第三十六條 滿洲中央銀行は毎營業期に於て資本の缺損を補ふ爲純益の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得せしむる爲純益の百分の二以上を積立つへし
滿洲中央銀行は前項積立金の外純益の百分の二十以上を積立て金塊外國通貨又は金勘定の預け金として保有すへし
第三十七條 株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し一年百分の十の割合を超過するときは滿洲中央銀行は該超過額の四分の三を政府に納付すへし
第三十八條 株主に對し配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し毎營業期に於て一年百分の六の割合に達する迄は政府持株に配當を爲すことを要せず
前項百分の六を超過したる利益金額は政府持株に之を配當す但し政府持株以外の株式に對する配當率を超過することを得ず

第三十九條 株主に對し配當すべき配當利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し毎營業期に於て一年百分の六の割合に達せざる場合は政府は創立年度より五年を限り之に達する金額を補給す

第四十條 政府は滿洲中央銀行監理官を置き銀行一般の事務を監理せしむ

第四十一條 定款を改正又は變更せむときは株主總會に於て決議し政府の認可を受くべし

第四十二條 政府は滿洲中央銀行業務の監督に必要な命令を發することを得

第四十三條 滿洲中央銀行は營業之諸般の狀況を毎月一回政府に報告すべし

附 則

第四十四條 滿洲中央銀行開業の際合併する各銀行の從來營みたる業務は第十八條の規定に拘らず合併の日より一年間之を行ふことを得

第四十五條 設立當初の理事及監事は特に政府之を任命す

前項の理事及監事は第二十條第二項及第三項に規定する持株數を要せず

第四十六條 本法は公布の日より之を施行す

ちなみに、本行總、分、支行並に大同元年七月一日より施行の國幣一圓對舊紙幣の換算率を開列す、次の如し。
總 行 新 京 城 内 北 大 街

分 行

奉 天 城 内 大 北 門 裡
吉 林 西 大 街
齊 齊 哈 爾 南 門 外
哈 爾 濱 道 外 南 四 道 街
大 連

支 行

(奉 天 省)

奉 天 大 南 門 奉 天 小 西 關
寬 甸 桓 仁
鳳 城 本 溪
岫 巖 蓋 平
山 海 關 錦 州 縣
東 豐 西 安
興 京 通 化
西 豐 昌 圖
八 面 城 遼 源
敦 化 延 吉

(吉 林 省)

同 千 代 田 通
撫 順 撫 順
長 安 長 安
白 河 白 河
東 白 河
長 安 長 安
莊 河 莊 河
遼 陽 遼 陽
山 陽 山 陽
柳 河 柳 河
開 原 開 原
公 嶺 公 嶺
洮 南 洮 南
磐 石 磐 石

(黑龍江省)

伊通	榆樹	密山	昂溪	克山	甜水	興農	巴彥	綏化	札蘭屯	(興安省)
雙陽	依蘭	泰來	拜泉	訥安	呼蘭	望奎	通河	滿洲里	海拉爾	(熱河省)
農安	雙陽	依蘭	泰來	訥安	呼蘭	望奎	通河	滿洲里	海拉爾	(奉天省)
長嶺	五常	佳木斯	大新	訥安	呼蘭	望奎	通河	滿洲里	海拉爾	
德惠	賓州	富錦	寶清	林口	黑龍	興隆	湯原	赤峰	義庫	
扶安	寧安	哈爾濱	綏化	安東	綏化	慶安	慶安	平泉	台安	
餘安	安東	道程	安東	綏化	綏化	慶安	慶安	平泉	台安	

(計百十六箇所)

○國幣對舊紙幣換算率 (對國幣一圓)

- 一、東三省官銀號發行之兌換券(除天津券) 一圓
- 二、邊業銀行發行之兌換券(除天津券) 一圓
- 三、遼寧四行號聯合發行準備庫發行之兌換券 一圓
- 四、東三省官銀號發行之滙兌券 五十圓
- 五、公濟平市錢號發行之銅元票 六十圓
- 六、東三省官銀號發行之哈爾濱大洋票(有監理官印) 一圓二十五
- 七、吉林永衡官銀錢號發行之哈爾濱大洋票(有監理官印) 一圓二十五
- 八、黑龍江省官銀號發行之哈爾濱大洋票(有監理官印) 一圓二十五
- 九、邊業銀行發行之哈爾濱大洋票(有監理官印) 一圓二十五
- 十、吉林永衡官銀錢號發行之官帖 五百吊
- 十一、吉林永衡官銀錢號發行之小洋票 五十圓
- 十二、吉林永衡官銀錢號發行之大洋票 一圓三十

由大同元年七月一日施行

- 十三、黑龍江省官銀號發行之官帖
- 十四、黑龍江省官銀號發行之四釐債券
- 十五、黑龍江省官銀號發行之大洋票

一千六百八十吊
十四圓
一圓四十

滿洲國稅務監督署

man's chow' kuo' shui' wu' chieh' tu' shu'

稅務監督署は財政部の管理に屬し内國稅に關する事務を監督し、各稅務監督署を通し左の職員を置いて居る。

- 署長 五人 簡任
- 副署長 五人 簡任若し薦任
- 事務官 五十六人 薦任
- 技正 五人 薦任
- 屬官 三百五十六人 委任
- 技士 十人 委任

稅務監督署名稱位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域
奉天稅務監督署	奉天市	奉天省の全部 興安南分省の全部
吉林稅務監督署	吉林市	新京特別市 吉林省の内 吉林市、長春縣、永吉縣、扶餘縣、德惠縣、榆樹縣、農安縣、雙陽縣、磐石縣、五常縣、伊通縣、舒蘭縣、延吉縣、樺甸縣、琿春縣、和龍縣、汪清縣、額穆縣、濛江縣、敦化縣、長嶺縣、乾安縣 北滿特別區の内扶餘縣に接する地帶以南
濱江稅務監督署	哈爾濱特別市	哈爾濱特別市 吉林省の内 雙城縣、阿城縣、賓縣、延壽縣、珠河縣、葦河縣、寧安縣、穆稜縣、東寧縣、密山縣、勃利縣、方正縣、依蘭縣、樺川縣、寶清縣、虎林縣、饒河縣、富錦縣、同江縣、撫遠縣 黑龍江省の内 肇東縣、蘭西縣、呼蘭縣、巴彥縣、木蘭縣、東興縣、通河縣、鳳山縣、湯原縣、蘿北縣、綏濱縣、北滿特別區の内肇東縣に接する地帶以東及雙城縣に接する地帶以北

熱河稅務監督署	承 德	熱河省の全部 興安西分省の全部
龍江稅務監督署	齊 齊 哈 爾 市	黑龍江省の内 齊齊哈爾市、龍江縣、拜泉縣、克山縣、德都縣、綏化縣、海倫縣、瑷琿縣、漠河縣、呼瑪縣、大慶縣、肇州縣、訥河縣、青崗縣、安達縣、泰來縣、泰康縣、慶城縣、鐵嶺縣、望奎縣、嫩江縣、林甸縣、景星縣、龍鎮縣、綏稜縣、通北縣、明水縣、依安縣、烏雲縣、佛山縣、奇克縣、贛浦縣、遜河縣、克東縣、富裕縣、甘南縣、北滿特別區の内安達縣に接する地帯以西、興安東分省の全部、興安北分省の全部

滿洲國稅關 *man' chow' kuo' shui' kuan'*

滿洲國は、大連、哈爾濱、安東、營口、龍井村、圖們、承德、山海關に稅關を置く。稅關は財政部大臣之を管理し左の事務を掌る。(大同元年(昭和七年)九月廿五日大連關稅徵收處長福本順三郎を大連稅關長に任命す)

一、關稅、關稅附加稅、轉口稅、噸稅及稅關諸收入の徵收に關する事項

- 二、保稅倉庫其の他の保稅區域に關する事項
 - 三、輸出入轉口及保稅貨物の取締に關する事項
 - 四、關稅通路の取締に關する事項
 - 五、船舶、航空機及車輛に關し前各號の執行の爲必要なる取締に關する事項
 - 六、前各號の執行の爲必要なる施設に關する事項
 - 七、關稅、關稅附加稅轉口稅及噸稅法規に違反したる者の處分に關する事項
 - 八、關稅の徵收に直接關係する港内取締に關する事項
- 而して各機關を通して左の職員を置く。
- | | | |
|------|--------|------------------------|
| 稅關長 | 八人 | 簡任若は薦任(但簡任は六人を超ゆる事を得ず) |
| 副稅關長 | 八人 | 簡任若は薦任(但簡任は二人を超ゆる事を得ず) |
| 事務官 | 二十八人 | 薦任 |
| 鑑査官 | 三十八人 | 簡任若は薦任(但簡任は二人を超ゆる事を得ず) |
| 監視官 | 十六人 | 薦任 |
| 事務官佐 | 百七十五人 | 委任 |
| 鑑査官佐 | 二百三十五人 | 委任 |

監視官佐 專任 六十五人 委 任
 監 吏 專任 四百人 委 任
 技 士 專任 二十二人 委 任

但し、手数料を徴して保税區域其他關稅上特殊の取扱を爲す場所に常時派出する税關吏は、之を定員外とするのである。

滿洲國專賣公署 *mum' chow' kuo' shung' piao' fu'*

專賣公署は之を新京に置き、財政部大臣の管理に屬し、阿片の專賣に關する事項を掌る。職員は次の如し。

公署長 一人 簡任
 副公署長 一人 簡任又は薦任
 事務官 五十人 薦任
 技 正 五人 薦任 (内一人を簡任と爲すことを得)
 屬 官 二百四十一人 委任
 技 士 二十一人 委任

而して、財政部大臣は專賣公署の事務を分掌せしむる爲必要と認むる地に專賣署、又は其の分署及工場を設くる

ことを得るのである。

滿洲國商標法 *mum' chow' kuo' shung' piao' fa'*

滿洲國商標法は、大同二年九月十三日參議府の諮詢を経て、同二十一日附を以て公布し、同年十一月二十日、商標局が設置されて其の施行を見た、蓋し舊東北政權の極端なる排外的商標局行政を是正して新國創建の宗旨に適合せしめたのである。本商標法は先願主義を排して先使用主義を徹底せしめ、使用の前後不明なる場合は最先の出願により、同日に二人以上の出願者ある時は出願者の協議による事とし、協議不調の時は登録せず、商標專用の存続期間は二十年更新制を採り、外國人に對しても平等に取扱ふ事となつて居る。尙ほ本法の施行に關し關東州及附屬地の取扱に付て日滿兩當局間に於て協議の結果、附屬地は早晚滿洲國に移管されるといふ考察の下に、滿洲國として認め、關東州は純然たる日本の統治下にあるが、地理的、經濟的に密接不離の關係にある爲め、今後發生すべき具體的問題に就ては、日滿兩當局間に於て適宜酌辦する事となつた。商標法全文次の如し。

滿洲國商標法

第一章 總 則

第一條 營業として自己の生産製造、加工、選擇、證明、取扱又は販賣する商品なることを表意する爲商標を專用

せむとする者は商標の登録を受くることを得
登録を受くることを得べき商標は文字、圖形若は記號又は其の結合なることを要す
商標は之に施すべき色を限定して登録を受くることを得

第二條 左に掲ぐる商標は之を登録せず

- 一、元首の肖像又は紋章と同一又は類似のもの
- 二、國旗、國徽、國璽、軍旗又は勳章、褒章若は記章と同一又は類似のもの
- 三、外國の元首の肖像若は紋章又は國旗、國徽、軍旗と同一又は類似のもの
- 四、白地赤十字の記章又は赤十字若は「ジュネヴァ」十字の稱號若は文字と同一又は類似のもの
- 五、秩序又は風俗を紊すの虞あるもの
- 六、同種の商品に廣く慣用せらるる標章と同一又は類似のもの
- 七、政府の開設し若は政府の許可を得て開設する博覽會又は外國に於ける官設若は官許の博覽會の賞牌若は賞狀と同一又は類似のもの但し其の賞牌若は賞狀を受領したるものが其の商標の一部分として使用せむとするときは此の限りに在らず
- 八、他人の肖像、姓名、名稱又は商號を含むもの但し其の承諾を得たるものは此の限りに在らず
- 九、登録失効後一年を経過せざる他人の登録商標と同一又は類似にして同種の商品に使用するもの但し其の他人

の商標が登録失効前一年以上使用せられざりしものなる場合に於ては此の限りに在らず

十、商品の誤認又は混同を生ぜしむる虞あるもの

十一、他人の登録商標と同一又は類似にして同種に使用するもの

第三條 同種の商品に使用すべき自己の商標にして相類似するものは聯合の商標としてのみ登録を受くることを得

第四條 同種の商品に使用すべき同一又は類似の商標に付登録出願者二人以上ある場合に於て最先使用者の出願に

限り登録を爲す前項の場合に於て既に使用せる者なきときは二人以上同時の使用に係るとき若は使用の前後不明なるときは最先の出願に限り登録を爲す同日に二人以上の出願者あるときは出願者の協議に依り登録を爲し協議調はざるときは登録を爲さず

第五條 商標登録を出願する者は實業部大臣の定むる商品の類別に従ひ其の使用すべき商品を指定することを要す但し一出願に於て指定し得べき商品は同一類内のものに限る

第六條 外國人にして商標を専用せむとする者は本法に依り商標の登録を受くることを得

第七條 商標の登録出願に依り生じたる権利は其の營業を共にする場合に限り之を移轉することを得

商標の登録出願に依り生じたる権利が共同出願に係るときは他の出願者の同意あるに非ざれば自己の権利を讓渡することを得ず

商標の登録出願に依り生じたる権利の承継は相續の場合を除くの外承繼人より名義の變更を届出づるに非ざれば

其の效力を生ぜず

第八條 國內に住所居所及營業所の孰れをも有せざる者は國內に住所又は營業所を有する代理人に依るに非ざれば商標の登録出願及其他の手續を爲し又は商標專用權若しは商標に關する權利を主張することを得ず

第九條 商標に關する代理人の選任又は解任は商標局に届出づることを要す

商標局長は商標に關する代理人を不適當と認むるときは之が變更を命ずることを得

第十條 商標局長は正當の理由ありと認むるときは職權又は請求に依り商標局に對し手續を要すべき法定の期間を延長することを得

第十一條 商標に關する出願及其他の手續を爲したる者之に關する爾後の行爲に付指定の期間を懈怠したるとき又は登録を受くる際納付すべき登録費の納付を怠りたるときは商標局長は三箇月猶豫期間を置き出願及其他の手續を無効と爲すことを得

第十二條 事由を明にし商標に關する證明、圖樣の抄寫又は文書の査閱若しは抄錄の申請ありたるときは商標局長は秘密を要すと認むるもの、外之を許可すべし

第十三條 本法に於ける期間の計算は別段の定めある場合を除くの外民法の規定を準用す

第二章 商標 專用 權

第十四條 商標の登録を受たる者は第五條の規定に依り指定したる商品に付其の商標を專用するの權利を取得す

第十五條 商標專用の效力は普通に使用せらるる方法を以て自己の姓名、名稱若しは商號又は其の商品の名稱、產地、品質、用途、形狀、效用、製法、數量若しは價格等を表示せるものに及ばず但し惡意を以て姓名、名稱又は商號を使用せるものに付ては此の限に在らず

第十六條 商標專用權の存續期間は登録の日より二十年とす前項の專用權存續期間は更新登録の出願に依り之を更新することを得但し更新登録の出願に係る商標が第二條第一號乃至第七號又は第十號の規定に該當する場合は此の限に在らず

第十七條 商標專用權は營業と共にする場合に限り之を移轉することを得

商標專用權は分割して之を移轉することを得ず

聯合の商標專用權は分離して之を移轉することを得ず

商標專用權が共有に係る場合に於ては各共有者は他の共有者の同意あるに非ざれば其の持分を讓渡することを得ず

第十八條 商標專用權は移轉相續の場合を除くの外其の登録を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十九條 商標專用權は營業の廢止に依り消滅す

第二十條 商標登録の無効又は取消は評定に依る

第二十一條 登録が無効と爲りたるときは商標專用權は初より存在せざりしものと見做す

登録の取消ありたるときは商標専用権は取消ありたる日より其の効力なきものとす

第三章 登録

第二十二條 商標権は商標原簿を備へ商標専用権の設定、移轉、變更、消滅其他法令に定むる事項の登録を爲す登録に關する規定は實業部長之を定む

第二十三條 登録を爲すべしこの審定確定し又は再審査の決定ありたるときは商標局は登録を爲し登録證を發給す

第二十四條 商標局は商標公報を發行し商標の登録及商標に關する事項を登載す

第二十五條 商標の登録を受くる者は登録を受くる際左の登録費を納付すべし

- 一、商標専用権設定の登録、每件五十圓
 - 二、商標専用権の存續期間、更新の登録、每件七十圓
 - 三、商標専用権移轉の登録相續に依る場合、每件十圓
 - 其の他の事由に依る場合、每件二十圓
 - 四、登録事項の變更又は抹消、每件一圓
- 既納の登録費は之を還付せず

第四章 審査及再審査

第二十六條 商標の登録又は商標専用権存續期間更新の登録出願ありたるときは商標局長は審査官を指定して之を

審査せしむ前項の規定に依る審査官は審査に關し獨立して職務を行ふ

第二十七條 審査官は出願に係る商標が他人の出願に係る商標と抵觸すと認めたる場合に於ては各出願人に商標抵觸の通知を爲し期間を指定して各出願人に商標使用の時期に關する辯明書を提出せしめ其の辯明書を受理したるときは之を相手方に送達し期間を提定して答辯書を差出さしむべし

第二十八條 審査官出願を拒絶すべきものと認めたる時は出願人に對し拒絶の理由を示し期間を指定して之に意見書提出の機會を與ふべし但し前條の規定に依る場合は此の限りに非らず

第二十九條 審査に於て證據調を爲すことを得

證據調を爲す場合に於ては通譯を用ゐることを得

第三十條 證據調の費用は之を豫納せしむることを得

審査に關し爲したる證據調の費用の負擔は職權に依り其の事件の審査を以て之を定む此の場合に於ては事情に依り其の金額をも決定することを得

審査を以て證據調の費用の負擔のみを定めたるときは其の金額は請求に依り商標局長之を決定す

第三十一條 審査は審査を以て之を終了す

審査には理由を附すべし

第三十二條 審査を受けたる者不服あるときは其の審定の送達を受けたる日より六十日以内に商標局長に對し再審

査を請求することを得

再審査の請求ありたるときは商標局長之を審査す

第二十六條 第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第三十三條 再審査の請求は再審査請求書を提出して之を爲すべし再審査請求書には一定の申立及理由を記載すべし

第三十四條 再審査に於ては再審査請求者の申立てざる事由に付ても審査することを得

第三十五條 第二十九條第三十條及第四十七條の規定は再審査に付之を準用す

第三十六條 第二十八條は拒絶の審定に對する再審査に於て其の審定の理由と異なる理由を發見したる場合に之を準用す

第三十七條 再審査に於て破毀する場合に於ては更に審査に附すべしこの決定を爲すことを得

前項の規定に依る決定ありたる場合に於ては其の破毀の理由と爲したる事項は其の事件に付ては審査官を羈束す

第三十八條 再審査は決定を以て之を終了す決定には理由を附すべし

第三十九條 本法に規定するもの、外審査及再審査に關する書類にして送達すべきもの及送達に關する規定は實業部大臣之を定む

第四十條 民事又は判事の訴訟に於て必要あるときは法院は審定の確定又は再審査の決定ある迄其の訴訟手續を中

止することを得

第五章 評 定

第四十一條 左記各號の一に該當する場合は評定に依り商標の登録を取消す

一、商標専用権者正當の理由なくして登録の日より一年間其の商標を使用せざりしとき又は引續き二年間其の使用を中止せるとき但し聯合の商標の内少くとも其の一を使用せるときは此の限に在らず

二、商標専用権者故意に其の登録商標に商品の誤認混同を生ぜしむる虞ある附記又は變更を爲して使用したるとき

前項第二號の規定に依り登録を取消されたる者は登録の取消ありたる日より一年間同種の商品に付同一又は類似の商標の登録を受くることを得ず

第四十二條 左記各號の一に該當する場合は評定に依り商標の登録を無効とす

一、商標の登録が第一條乃至第四條前條第二項又は第七十條の規定に違反して爲されたるとき

二、商標の登録が登録出願より生じたる権利の承繼人に非ざる者の爲に爲されたるとき

三、第四條の規定に依る場合を除くの外商標の登録が最先使用者に非ざる者の爲に爲されたるとき但し第七十條の規定に依り登録を受けたるときは此の限に在らず

商標専用権存続期間更新登録が左記各號の一に該當する場合は評定に依り之を無効と爲す

- 一、登録が第十六條第二項但書の規定に違反して爲されたるとき
- 二、登録が商標専用権者に非ざる者の爲に爲されたるとき
- 第四十三條 前二條に規定する場合に於ける取消及無効の評定は利害關係人又は審査官に限り之を請求することを得但し審査官は前條第一項第二號第三號若しくは第二項第二號に該當し第二條第八號第九號第十一號第三條若しくは第四條に違反すの理由に依る無効の評定を請求することを得ず
- 前條に規定する場合に於ける無効の評定は商標専用権消滅後と雖前項の規定に従ひ之を請求することを得
- 第四十四條 第四十二條に規定する場合に於ける無効の評定は登録の日より三年を経過したるときは之を請求することを得ず但し同條第一項第三號に該當すの理由に依る場合並に第二條第一號乃至第七號第十號又は第四條の規定に違反すの理由に依る場合は此の限りに在らず
- 第四十五條 利害關係人は商標専用権の範圍の確認の評定を請求することを得
- 第四十六條 評定の請求は評定請求書を提出して之を爲すべし
- 評定請求書には一定の申立及理由を記載すべし
- 第四十七條 評定請求書が法令に定めたる方式に違背したる場合に於ては評定長は相當の期間を定め其の期間内に欠缺を補正すべきことを命ずべし成規の手數料を納付せざる場合亦同じ
- 請求人が欠缺の補正を爲さざるときは評定長は決定を以て評定請求書を却下すべし

- 前項の決定には理由を附すべし
- 第四十八條 評定長は評定請求書を受理したるときは其の副本を被請求人に送達し期間を指定して答辯書を提出せしむべし評定に於ては當事者の提出したる書類に對し相手方をして答辯書を提出せしめ又は當事者に訊問書を發して之に對する意見を提出せしむることを得
- 第四十九條 評定は評定官三人の合議に依り過半数を以て之を決す評定長は評定官中の上席者を以て之に充つ
- 第五十條 評定官は各評定事件に付商標局長之を指定す
- 評定に干渉するに故障ある評定官あるときは商標局長は其の指定を解き更に他の評定官を以て之を補充す
- 第二十六條第二項の規定は評定官に付之を準用す
- 第五十一條 評定は申立により又は職権を以て評定長口頭審理に依ることを爲したる場合の外書面審理に依る口頭審理は之を公開す但し秩序又は風俗を害するの虞あるときは評定長は其の公開を停止することを得
- 口頭審理に於ては通譯を用ゐることを得
- 第五十二條 第二十九條の規定は評定に付之を準用す
- 第五十三條 第三十條の規定に關する費用に付之を準用す
- 第五十四條 當事者が法定若しくは指定の期間内に手續を爲さず又は期日に出頭せざるときは雖評定長は評定を進行することを得

第五十五條 評定の請求は其の審理の終結に至る迄之を取下ぐることを得但し答辯書の提出ありたる後に於ては相手方の承諾を要す

第五十六條 評定に於ては當事者の申立てざる理由又は取下げたる理由に付ても之を審理することを得此の場合に於ては其の理由に付當事者に期間を指定して意見申立の機會を與ふべし

第五十七條 事件が評決を爲すに熟したるときは評定長は審理の終結を當事者に通知すべし
評定長は必要あるときは前項の規定に依り審理の終結を通知したる後と雖申立に依り又は職權を以て審理の再開を爲すことを得

第五十八條 評定は別段の規定ある場合を除くの外評決を以て之を終了す
評決には理由を附すべし

第五十九條 第三十九條の規定は評定に付之を準用す

第六十條 商標の登録の効力又は商標權の範圍の確認に關する評定の登録ありたるときは何人とも雖同一事實に基き更に評定を請求することを得ず

第六十一條 民事又は刑事訴訟に於て必要あるときは法院は商標の登録に關し評決ある迄其の訴訟手續を中止することを得

第六十二條 審査及再審査の證據調の費用額の決定並評定に關する費用額の決定は強制執行に關して執行力ある債務名義と同一效力を有す

第六章 罰則

第六十三條 左記各號の一に該當する者は三年以下の有期徒刑拘役又は三千圓以下の罰金に處す

一、他人の登録商標と同一又は類似の商標を同種の商品に使用したる者

二、前號の商品を交付又は販賣し若は交付販賣の目的を以て輸入し又は所持する者

三、他人の登録商標と同一又は類似の商標を同種の商品に使用せしむるの目的を以て交付し若は販賣し又は交付販賣の目的を以て所持する者

四、他人の登録商標と同一又は類似の商標を同種の商品に使用するの目的又は使用せしむるの目的を以て輸入したる者

五、他人の登録商標を同種の商品に使用するの目的又は使用せしむるの目的を以て偽造又は模造したる者

六、他人の登録商標を偽造若は模造するの目的又は偽造若は模造するの目的を以て其の用具を製作交付販賣又は所持する者

七、同種の商品に關し他人の登録商標と同一又は類似のものを營業に用ゐる廣告看板引札又は取引書類に使用したる者

第六十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の有期徒刑拘役又は二百圓以下の罰金に處す

一、詐偽の行爲を以て商標の登録若は商標專用權存續期間更新の登録を受け又は受けむことしたる者

二、登録を受けざる商標を登録商標と誤認せしむる方法を以て商品に使用したる者
 三、前號の商品を交付し販賣し若し交付、販賣の目的を以て之を所持する者
 四、登録を受けざる商標と誤認せしむる方法を以て營業に用ゐる廣告看板引札又は取引書類に使用したる者
 第六十五條 宣誓したる證人鑑定人又は通譯が商標局に對し虚偽の陳述を爲したるときは一年以下の有期徒刑又は拘役に處す

前項の罪を犯したる者事件の審定決定又は評決前に自白するときは其の刑罰を輕減又は免除す
 第六十六條 商標局より證人鑑定人又は通譯として招かれたるもの正當の理由なくして其の招きに應ぜず又は其の義務を盡せざるときは一百圓以下の過怠金に處す
 第六十七條 商標局より證據調に關し書類其の他の物件の提出又は提示を命ぜられたる者正當の理由なくして其の命に従はざるときは一百圓以下の過怠金に處す
 第六十八條 本法施行に關し必要なる規定は實業部總長之を定む

附 則

第六十九條 本法は大同二年十一月二十日より之を施行す
 第七十條 大同元年三月一日以前法令に依り商標の登録を受け本法施行の際現に其の效力を有する者本法施行の日より一年以内に本法に依り其の登録を出願するときは第二條第十一號並第四條の規定に拘らず之を登録す

前項の規定に依る登録費は每件四十圓とす

滿洲國貨幣法 *man' chow' kwō' kwō' pi' fa'*

本令は大同元年六月十一日、敕令第二五號を以て即日實施、而して同七月一日には滿洲中央銀行の開業となり、通貨を統一すべく新貨幣の發行、而して舊貨幣整理辦法に依り、舊貨幣の流通期限を二箇年間とし、以て新貨幣たる國幣の流通を銳意計れるが、康徳元年六月三十日迄の新舊紙幣交換期日に於て、殆んど之を回收し得たのである。
 滿洲國貨幣法全文次の如し。

滿洲國貨幣法

- 第一條 貨幣の製造及び發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ
- 第二條 純銀の量目二三・九一公分を以て價格の單位とし之を圓と稱す
- 第三條 貨幣の計算は十進とし壹圓の十分の一を角と稱し百分の一を分と稱し千分の一を厘と稱す
- 第四條 貨幣の種類は次の九種とす
 - 紙 幣 百圓、拾圓、五圓、壹圓、五角
 - 白銅貨幣 壹角、五分
 - 青銅貨幣 壹分、五厘

第五條 紙幣は其額に制限なく法貨として通用す。鑄貨は其の額面の百倍迄法貨として通用す。

第六條 鑄貨の品位量目は次の如し。

(一) 一角白銅貨幣

總量 五公分(ニッケル二五、參和銅七五の割合)

(二) 五分白銅貨幣

總量 三・五公分(ニッケル二五、參和銅七五の割合)

(三) 一分青銅貨幣

總量 五公分(銅九五、錫四、亞鉛一の割合)

(四) 五厘青銅貨幣

總量 三・五公分(銅九五、錫四、亞鉛一の割合)

第七條 貨幣の様式並製造、發行、損幣引換及銷却に關しては敎令を以て之を定む。

第八條 著しく汚染磨損又は毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手数料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ。

第九條 鑄貨にして模様の認識し難きもの又は私に極印を爲し其の他故意に毀損せりし認むるものは貨幣たるの效力なきものとす。

第十條 滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對す

る金銀預け金を保有することを要す。

第十一條 前條に掲げたる準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券若し商業手形を保有することを要す。

第十二條 滿洲中央銀行は紙幣及鑄貨の發行高並準備の増減に關する出納日表及毎週平均高表を作製して政府に進達し且毎週平均高は之を公告すべし。

第十三條 政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行を監督せしむ。監理官は何時にても貨幣の發行高、未發行高及帳簿を検査することを得。

第十四條 從來流通したる鑄貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に依る。

滿洲國度量衡法 *man' chow' kuo' tu' liang' hang' fa'*

本法は滿洲國權度局に於て調査研究せる(一)米突法の實施を目標として暫行的に舊尺貫法を統一せる新尺貫法とメートル法を並用する。(二)舊尺貫法の統一には日滿度量衡の比較を簡明にし、且つメートル法への轉向を容易ならしむ。(三)全滿民衆の民度に即し新權度法施行に相當猶餘期間を置く事等を基本原則として定められたるものにて、大同三年一月二十五日之が公布を見た。本法は從來の慣習による單位を斟酌し、將來メートル法單一制に改正の場合を考慮して定められたる尺斤法と、國際米突法との二系統より成り、その實施に就いては從來の度量衡の

廢棄が、永年の習慣上一時に行はれ得ない爲め、滿洲計器股份有限公司の設立後向ふ五ヶ年の繰餘期間を置くこととなつて居る。滿洲計器股份有限公司は滿洲國度量衡統制の目的を以て創立されるものにて、目下創立準備中、同社は日滿合辦に依り、資本金は百五十萬圓全額拂込である。
教令第五號に依る度量衡法捕録次の如し、但し本法に於て度量衡器と稱するは、度量衡の計量に使用する目的を以て製作せられたる器械又は器物を謂ふ。

一、取引又は證明の爲に度量衡を表示するときは尺斤法又はメートル法に依るへし但し本法又は實業部令に別段の規定あるものは此の限に在らず (第一條)

一、尺斤法は左に掲ぐる單位を以て度量衡を表示するものを謂ふ (第二條)

一、度

長

毫、尺の一萬分の一、釐、尺の千分の一、分、尺の百分の一、寸、尺の十分の一、尺
丈(十尺)、引(百尺)、里(千五百尺)

面 積

弓(二十五尺平方)、毫、畝の千分の一、釐、畝の百分の一、分、畝の十分の一

畝

天(十畝)、頃(百畝)

本號に掲ぐる長の單位の平方

二、量

撮(升の千分の一)、勺(升の百分の一)、合(升の十分の一)

升

斗(十升)、石(十斗)

第一號に掲ぐる長の單位の立方

三、衡

銖(斤の百萬分の一)、毫(斤の十萬分の一)、釐(斤の一萬分の一)、分(斤の千分の一)、錢(斤百分の一)、兩(斤の十の
の二)

斤

擔(百斤)

一、尺は融解しつつある純粹の水の水の温度に於ける國際メートル原器の示す所の長の三分の一とす
畝は九千平方尺とし平方尺は尺の平方の面積とす

升は二十七立方寸とし立方寸は寸の立方の體積とす

斤は國際キログラム原器の質量の二分の一とす(第三條)

一、メートル法とは左に掲ぐる單位を以て度量衡を表示するものを謂ふ

一、 度

長

機(ミクロン)(米の百萬分の一)、耗(ミリメートル)(米の千分の一)、厘(センチメートル)(米の百分の一)、粉(デシメートル)(米の十分の一)

米(メートル)

籽(キロメートル)(千米)海里(千八百五十二米)

面 積

平方耗(平方ミリメートル)(平方米の百萬分の一)、平方厘(平方センチメートル)(平方米の一萬分の一)、平方粉(平方デシメートル)(平方米の百分の一)、平方米(平方メートル)、平方籽(平方キロメートル)(百萬平方米)、阿(アール)(百平方米)、陌(ヘクタール)(一萬平方米)

二、 量

立方厘(立方センチメートル)(立方米の百萬分の一)、立方粉(立方デシメートル)(立方米の千分の一)、立方米(立

方メートル)

耗(ミリリットル)(立の千分の一)、蚡(デシリットル)(立の十分の一)、立(リットル)、頭(ヘクトリットル)(百

立)、軒(キロリットル)(千立)、噸(トン)(千立方メートルの三百五十三分の一)

三、 衡

鈺(ミリグラム)(鈺の百萬分の一)、瓦(グラム)(鈺の千分の一)、鈺(キログラム)

鈺(トン)(千鈺)、噸(噸の五千分の一)(第四條)

一、米は融解しつつある純粋の水の氷の溫度に於ける國際メートル原器の示す所の長とす

平方米は米の平方の面積とす

立方米は米の立方の體積とす

立は立方粉とす

鈺は國際キログラム原器の質量とす(第五條)

一、海里は水面の長、阿及び陌は土地又は水面の面積、耗、立、頭及軒は液體、氣體、粒狀物及粉狀物の量、噸は船舶の積量、噸噸は寶石の重量を表示する爲の外之を用ふることを得ず(第六條)

一、米はメートル原器、鈺はキログラム原器に依り之を現示す前項の原器は實業部長之を製作し保管す(第七條)

一、度量衡器の製作、修理、販賣及輸入は實業部令に別段の規定ある場合を除くの外實業部長の許可を受けたる者に非れば之を爲すことを得ず(第十二條)

新制度量衡表

面積	度						分區		
	里	引	丈	尺	寸	分	毫	名稱	尺斤法
弓	一五〇〇	一〇〇	一〇	單位	〇〇一	〇〇一	〇〇〇〇一	命位	尺斤法
二五 ^{立方尺}	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	命位	尺斤法
三六〇分之一〇 ^阿	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	命位	米突法
平方耗	海里	秆(啓羅米突)	米(米突)	粉(特西米突)	種(生的米突)	耗(密理米突)	微(密理米突)	名稱	米突法
〇〇〇〇〇〇〇	一八五二	一〇〇〇	單位	〇〇一	〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇〇〇一	命位	尺斤法
〇〇〇〇〇〇〇	但海里限於表示海面長度時用之	三五〇〇	三五〇〇	三五	〇〇三	〇〇〇〇三	〇〇〇〇〇〇三	命位	尺斤法

量	面積					
	石	斗	升	合	勺	撮
一〇〇	一〇	單位(二七立方寸)	〇〇一	〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇〇一
一〇〇〇	一〇〇	一	〇〇一	〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇〇一
一〇〇〇〇	一〇〇〇	一	〇〇一	〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇〇一
立(立脫爾)	立(立脫爾)	立(密理立脫爾)	立(密理立脫爾)	立(密理立脫爾)	立(密理立脫爾)	立(密理立脫爾)
單位(立方粉)	〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一
一	〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一	〇〇〇〇一

各官公署に之を令した。如次。ちなみに特に必要なる場合に於ては、本分類に依り作成したるものと比較對照に差支なき範圍に於ては、該項目を略し、或は之を細分して集成統一に資することになつて居る。

第一號表 産業及服務分類

大分類	中分類	示
一 農牧林業	一 農	一 農耕業 二 園藝業 三 其の他の農業 一家畜飼養業 二 柞蠶放養業 三 蠶種製造業 一 牧畜業 二 榨乳業 三 養禽業 四 養蜂業
	二 養蠶	
	三 畜産業	
	四 林業	五 其の他の畜産業 一 森林業 二 木炭製造業 三 藥草採取業 四 狩獵業 五 其の他の林産物業

二 水産業	五 水産業	一 海洋漁撈業 二 淡水魚撈業 三 魚介類養殖業
三 礦業	六 金屬礦業	一 鐵礦業 二 金礦業 三 其の他の金屬礦業 一 石炭礦業 二 石油礦業 三 石類及土砂採取業
	七 非金屬礦業	
	四 林業	

四 工 業

八 採 鹽 業
九 窯 業 及 土 石 加 工 業

四 其 他 の 非 金 屬 礦 業

一 採 鹽 業

一 煉 瓦 類 製 造 業

二 陶 磁 器 及 土 器 製 造 業

三 硝 子 及 硝 子 器 製 造 業

四 セメント石灰及石膏類製造業

五 セメント品及人造石製造業

六 其 他 の 土 石 加 工 業

一 精 煉 業

二 鍛 冶 業

三 鑄 造 業

四 鍍 金 業

五 金 屬 壓 延 伸 展 業

六 銅 錫 器 製 造 業

七 鉛 鐵 器 製 造 業

一〇 金 屬 工 業
(貴金屬工業)

八 金 屬 薄 板 品 製 造 業

九 其 他 の 金 屬 工 業

一 農 業 用 機 械 器 具 製 造 業

二 礦 業 採 鍊 用 機 械 器 具 製 造 業

三 紡 織 用 機 械 器 具 製 造 業

四 銃 砲 其 他 の 兵 器 類 製 造 業

五 土 木 建 築 用 機 械 器 具 製 造 業

六 印 刷 用 機 械 器 具 製 造 業

七 製 油 及 釀 造 用 機 械 器 具 製 造 業

八 精 穀 及 製 粉 用 機 械 器 具 製 造 業

九 家 事 用 機 械 器 具 製 造 業

一〇 其 他 の 機 械 器 具 製 造 業

一 造 船 業

二 鐵 道 用 車 輛、自 動 車、自 動 自 轉 車 及 自 轉 車 製 造 業

三 馬 車 人 力 車 及 其 他 の 車 類 製 造 業

二 機 械 器 具 製 造 業

一 二 船 車 及 其 他 の 運 搬 用 具 製 造 業
(車 船 及 其 他 搬 運 用 具 製 造 業)

一三 精巧工業

- 四 飛行機及其他の航空機製造業
- 五 其の他の運搬用具製造業
- 一 科學儀器及醫療機械器具製造業
- 二 度量衡器及計測器製造業
- 三 時計製造業
- 四 貴金屬及寶石類加工業
- 五 樂器製造業

一四 製油工業

- 六 其の他の精巧工業
- 一 植物油製造業
- 二 動物油製造業
- 三 礦物油製造業

一五 其の他の化學工業
(其他化學工業)

- 一 藥品及其の類似品製造業
- 二 染料及塗料類製造業
- 三 曹達製造業
- 四 紙漿及煉炭製造業

一六 纖維工業

- 五 石鹼及其の他の化粧品製造業
- 六 蠟燭製造業
- 七 護膜及護膜品製造業
- 八 火藥及其の他の爆發物製造業
- 九 燐寸製造業
- 一〇 肥料製造業
- 一一 其の他の化學工業
- 一 綿、真綿及毛綿製造業
- 二 生絲製造業
- 三 絹糸製造業
- 四 毛糸製造業
- 五 麻葛絲及苧麻糸製造業
- 六 人造絹絲製造業
- 七 絹織物製造業
- 八 綿織物製造業

-
- 一七 被服裝身品製造業
- 一〇 麻織物製造業
 - 一一 莫大小及莫大小品製造業
 - 一二 編物及組物類製造業
 - 一三 網及網類製造業
 - 一四 漂白及染色業
 - 一五 其の他の纖維工業
 - 一六 衣服類裁縫業
 - 一七 帽子類製造業
 - 一八 靴及其の他の履物類製造業
 - 一九 扇、傘及杖類製造業
 - 二〇 其の他の被服裝身品製造業
- 一八 紙印刷工業
- 三紙製品製造業
-

-
- 一九 皮骨角牙羽毛等品製造業
- 二〇 木竹草藁等品製造業
-
- 四製版及印刷業
- 五製本業
 - 六印刷業
 - 七寫真業
 - 八裱具業
 - 九其の他の紙、印刷に関する工業
 - 一〇 皮革、人造皮及其の製品製造業
 - 一一 骨角牙貝殻類品製造業
 - 一二 刷毛及其の他の羽毛品製造業
 - 一三 製材業
 - 一四 家具及其の他の屋内裝飾品製造業
 - 一五 三箱桶及其の他の小器製造業
 - 一六 籐竹器製造業
 - 一七 五席類製造業
 - 一八 六漆器製造業
-

二一 土木建築工業
二二 食品類製造業

- 七其の他の木竹草受類品製造業
- 一家屋建築業
- 二道路、橋梁及溝渠等建築業
- 三其の他の土木建築業
- 一精穀類
- 二製粉業
- 三豆類製造業
- 四麵類及菓子類製造業
- 五豆腐及豆類食品製造業
- 六糖鹽業
- 七砂糖製造業
- 八酒類及清涼飲料類製造業
- 九味噌、醬油及醋製造業
- 一〇屠宰及肉類加工業
- 一一魚介海産及其の他の水産食品加工業

五商

業

二五 物品販賣業
二四 其の他の工業
(其他工業)
二三 電氣、瓦斯水道業
(電氣煤氣水道業)

- 一二 蔬菜及果實類加工業
- 一三 製氷業
- 一四 煙草製造業
- 一五 其の他の食品類製造業
- 一 電氣發生供給業
- 二 瓦斯發生供給業
- 三 水道供給業
- 一 玩具、運動具及遊戲品製造業
- 二 文具類製造業
- 三 冠婚喪祭用品製造業
- 四 其の他の工業
- 一 穀類、麵類及粉類販賣業
- 二 蔬菜及生乾果實類販賣業
- 三 豆腐類販賣業
- 四 魚介海産及其の乾物販賣業

- 五鳥獸肉類販賣業
- 六酒類、清涼飲料、醬油及其の他の調味品販賣業
- 七麴類及菓子類販賣業
- 八茶販賣業
- 九煙草販賣業
- 一〇其の他の食品販賣業
- 一一各種食品販賣業
- 一二肥料販賣業
- 一三燃料販賣業
- 一四木材販賣業
- 一五石材、セメント、石灰及土石製造販賣業
- 一六家具、建具、指物類販賣業
- 一七蓆類販賣業
- 一八陶磁器及硝子品類販賣業
- 一九金屬材料及金屬器具販賣業

- 二〇皮革、人造皮及其の製品販賣業
- 二一各種織物品及絲類販賣業
- 二二衣服其の他の衣服類販賣業
- 二三帽子類靴及其の他の履物類販賣業
- 二四洋品雜貨類販賣業
- 二五玩具運動具及遊戲品販賣業
- 二六紙、紙製品及文具類販賣業
- 二七藥品類販賣業
- 二八染料、塗料類販賣業
- 二九化粧品類販賣業
- 三〇樂器類販賣業
- 三一科學儀器及醫療機械器具販賣業
- 三二度量衡器及計測器販賣業
- 三三電氣及瓦斯機械器具販賣業
- 三四機械車輛及農具類販賣業

- 三五時計、貴金屬及寶石類販賣業
- 三六古董品販賣業
- 三七古物商
- 三八書籍及新聞雜誌發行販賣業
- 三九冠婚喪祭用品販賣業
- 四〇其他の販賣業
- 四一百貨店
- 四二各種物品販賣業
- 四三貿易業
- 一各種取引所
- 二各種買仲介業
- 三人事周旋業
- 一銀行及兌換業
- 二質屋業
- 三其他の金融業
- 二六媒介、周旋業
(經紀、牙媒業)
- 二七金融、保險、物品
貸貸、保管業

- 四保險業
- 五信託業
- 六倉庫及其他の保管業
- 七物品貸貸業
- 一旅館及下宿業
- 二料理飲食店、茶館、阿片吸烟所及妓館業
- 三理髮業
- 四浴場業
- 五活動寫眞、演劇、演藝及其他の興行
- 六遊戯場、娛樂場營業
- 七其他の接客業
- 一其他の商業
- 一郵便、電信及電話業
- 二無線電信業
- 三無線電話業
- 二八接客業
(待客業)
- 二九其他の商業
(其他商業)
- 三〇通信業
- 六交通業

三一 運輸業

四其の他の通信業

一 鐵道運輸業

二 自動車及電車運輸業

三 人力及畜力運輸業

四 船舶運輸業

五 帆船運輸業

六 航空運輸業

七 其の他の運輸業

八 運輸取扱業

七公務及自由業

三二 政務

務

三三 軍務

務

三四 法務

務

- 一 官務（他項に分類せられたるものを除く）
- 二 公務（他項に分類せられたるものを除く）
- 一 陸軍（他項に分類せられたるものを除く）
- 二 海軍（他項に分類せられたるものを除く）
- 一 辯護士事務所
- 二 其の他の法務に関する業（中分類三二政務に属するものを除く）

三五 教育

育

三六 宗教

教

三七 醫業

業

- 一 官公私立學校及書房
- 二 圖書館、博物館及動植物園
- 三 其の他の教育に関する業
- 一 佛教に関する業
- 二 道教に関する業
- 三 喇嘛に関する業
- 四 回教に関する業
- 五 耶蘇教に関する業
- 六 其の他の宗教に関する業
- 一 醫業
- 二 獸醫業
- 三 按摩及鍼灸業
- 四 助産に関する業
- 五 看護に関する業
- 六 其の他の醫療に関する業

第二號表 職業分類

大分類	中分類	應	例
一 農牧林業	一 農業に従事する者 (從事農業者)	一 農耕業に従事する者	
	二 養蠶業に従事する者 (從事養蠶業者)	二 園藝業に従事する者	
	三 畜産業に従事する者 (從事畜産業者)	三 其の他の農業に従事する者	
	四 林業に従事する者	一家畜飼養業に従事する者	
		二 柞蠶放養業に従事する者	
		三 蠶種製造業に従事する者	
		一 牧畜業に従事する者	
		二 搾乳業に従事する者	
		三 養禽業に従事する者	
		四 養蜂業に従事する者	
		五 其の他の畜産業に従事する者	
		一 森林業に従事する者	

八家 九其の他の産業 及服務 (其他産業及服務)	四〇 家務	一 其の他の産業及服務	一 著述翻譯及編輯業
	四一 其の他の産業及服務 (其他産業及服務)	二 産業及服務不明なるもの	二 書畫及雕塑業
	三九 其の他の自由業 (其他自由業)		三 音楽及舞踊
			四 其の他の文筆技藝に關する業
			一 測量及設計業
			二 速記及代寫業
			三 學術、慈善、産業及其の他の團體
			四 巫と星相業
			五 其の他の自由業
			一家務

二水産
三礦業
四工業

(従事林業者)

五 水産業に従事する者
(従事水産業者)

六 金屬礦業に従事する者
(従事金屬礦業者)

七 非金屬礦業に従事する者
(従事非金屬礦業者)

八 採鹽業に従事する者
(従事採鹽業者)

- 二 木炭製造業に従事する者
- 三 藥草採取業に従事する者
- 四 狩獵業に従事する者
- 五 其の他の林産物業に従事する者
- 一 海洋漁撈業に従事する者
- 二 淡水漁撈業に従事する者
- 三 魚介類養殖業に従事する者
- 一 鐵礦業に従事する者
- 二 金屬業に従事する者
- 三 其の他の金屬礦業に従事する者
- 一 石炭礦業に従事する者
- 二 石油礦業に従事する者
- 三 石類及土砂採取業に従事する者
- 四 其の他の非金屬礦業に従事する者
- 一 採鹽業に従事する者

九 窯業及土石加工業に従事する者
(従事窯業及土石加工業者)

一〇 金屬工業に従事する者
(従事金屬工業業者)

- 一 煉瓦類製造業に従事する者
- 二 陶磁器及土器製造業に従事する者
- 三 硝子及硝子器製造業に従事する者
- 四 セメント、石灰及石膏類製造業に従事する者
- 五 セメント品及人造石製造業に従事する者
- 六 其の他の土石加工業に従事する者
- 一 精煉業に従事する者
- 二 鍛冶業に従事する者
- 三 鑄造業に従事する者
- 四 鍍金業に従事する者
- 五 金屬壓延伸展業に従事する者
- 六 銅錫器製造業に従事する者
- 七 鉛鐵器製造業に従事する者
- 八 金屬薄板品製造業に従事する者
- 九 其の他の金屬工業に従事する者

二 機械器具製造業に
従事する者
(従事機械器
具製造業者)

- 一 農業用機械器具製造業に従事する者
 - 二 鑛業採練用機械器具製造業に従事する者
 - 三 紡織用機械器具製造業に従事する者
 - 四 銃砲其の他の兵器類製造業に従事する者
 - 五 土木建築用機械器具製造業に従事する者
 - 六 印刷用機械器具製造業に従事する者
 - 七 製油及醸造用機械器具製造業に従事する者
 - 八 精穀及製粉用機械器具製造業に従事する者
 - 九 家事用機械器具製造業に従事する者
 - 一〇 其の他の機械器具製造業に従事する者
- 一 造船業に従事する者
- 二 鐵道用車輛、自動車、自動自轉車及自轉車製造業に従事する者
 - 三 馬車、人力車及其の他の車類製造業に従事する者
 - 四 飛行機及其の他の航空機類製造業に従事する者
 - 五 其の他の運搬用具製造業に従事する者

三 船車及其の他の運
搬用具製造業に従
事する者
(従事車船及其他搬
運用具製造業者)

三三 精巧工業に従事す
る者
(従事精巧工業者)

- 一 科學儀器及醫療機械器具製造業に従事する者
- 二 度量衡器及計測器製造業に従事する者
- 三 時計製造業に従事する者
- 四 貴金屬及寶石類加工業に従事する者
- 五 樂器製造業に従事する者
- 六 其の他の精巧工業に従事する者
- 一 植物油製造業に従事する者
- 二 動物油製造業に従事する者
- 三 礦物油製造業に従事する者
- 一 藥品及其の類似品製造業に従事する者
- 二 染料及塗料類製造業に従事する者
- 三 曹達製造業に従事する者
- 四 骸炭及煉炭製造業に従事する者
- 五 石鹼及其の他の化粧品製造業に従事する者
- 六 蠟及蠟燭製造業に従事する者

一四 製油工業に従事す
る者
(従事製油工業)

一五 其の他の化學工業
に従事する者
(従事其他化學工業者)

一六 纖維工業に従事する者
(従事纖維工業者)

- 七 護謨及護謨品製造業に従事する者
- 八 火薬及其他の爆發物製造業に従事する者
- 九 構寸製造業に従事する者
- 一〇 肥料製造業に従事する者
- 一一 其の他の化學工業に従事する者
- 一二 綿、眞綿及毛綿製造業に従事する者
- 一三 生絲製造業に従事する者
- 一四 綿糸製造業に従事する者
- 一五 毛糸製造業に従事する者
- 一六 人造絹絲製造業に従事する者
- 一七 絹織物製造業に従事する者
- 一八 綿織物製造業に従事する者
- 一九 毛織物製造業に従事する者
- 二〇 麻織物製造業に従事する者

一七 被服裝身品製造業
に従事する者
(従事被服裝身品製造業者)

一八 紙印刷工業に従事
する者
(従事紙印刷工業者)

- 一一 莫大小及莫大小品製造業に従事する者
- 一二 編物及組物類製造業に従事する者
- 一三 網及網類製造業に従事する者
- 一四 漂白及染色業に従事する者
- 一五 其の他の纖維工業に従事する者
- 一六 衣服類縫製業に従事する者
- 一七 帽子類製造業に従事する者
- 一八 靴及其の他の履物類製造業に従事する者
- 一九 扇、傘及杖類製造業に従事する者
- 二〇 其の他の被服裝身品製造業に従事する者
- 二一 紙料製造業に従事する者
- 二二 製紙業に従事する者
- 二三 紙製品製造業に従事する者
- 二四 製本業に従事する者
- 二五 印刷業に従事する者

一九

皮骨角牙羽毛等品製造業に従事する者

二〇

(從事皮骨角牙羽毛等品製造業者)
木竹草蓆等品製造業に従事する者
(從事木竹草蓆等品製造業者)

二一

土木建築工業に従事する者
(從事土木建築工業業者)

二二

食品類製造業に従事する者
(從事食品類製造業者)

三 其の他の土木建築業に従事する者

一 精穀業に従事する者

二 製粉業に従事する者

三 豆素麵製造業に従事する者

四 麵麴及菓子類製造業に従事する者

五 豆腐及豆類食品製造業に従事する者

六 糖業に従事する者

七 砂糖製造業に従事する者

八 酒類及清涼飲料類製造業に従事する者

九 味噌、醬油及醋製造業に従事する者

一〇 屠宰及肉類加工業に従事する者

一一 魚介海産及其の他の水産食品加工業に従事する者

一二 蔬菜及果實類加工業に従事する者

一三 製氷業に従事する者

一四 烟草製造業に従事する者

七 寫眞業に従事する者

八 假具業に従事する者

九 其の他の紙、印刷に關する工業に従事する者

一 皮革人造皮及其の製品製造業に従事する者

二 骨角牙貝殻類品製造業に従事する者

三 刷毛及其の他の羽毛品製造業に従事する者

一 製材業に従事する者

二 家具及其の他の屋内裝飾品製造業に従事する者

三 箱桶及其の他の小器製造業に従事する者

四 籐竹器製造業に従事する者

五 蓆類製造業に従事する者

六 漆器製造業に従事する者

七 其の他の木竹草蓆類品製造業に従事する者

一 家屋建築業に従事する者

二 道路、橋梁及溝渠等建築業に従事する者

五商

業

二三 電氣、瓦斯水道業に從事する者

(從事電氣、煤氣、水道業者)

二四 其の他の工業に從事する者

(從事其他工業者)

二五 物品販賣業に從事する者

(販賣物品業者)

一五 其の他の食品類製造業に從事する者

一 電氣發生供給業に從事する者

二 瓦斯發生供給業に從事する者

三 水道供給業に從事する者

一 玩具、運動具及遊戯品製造業に從事する者

二 文具類製造業に從事する者

三 冠婚喪祭用品製造業に從事する者

四 其の他の工業に從事する者

一 穀類、麴類及粉類販賣業に從事する者

二 蔬菜及生乾果實類販賣業に從事する者

三 豆腐類販賣業に從事する者

四 魚介海藻及其の乾物販賣業に從事する者

五 鳥獸肉類販賣業に從事する者

六 酒類、清涼飲類、醬油及其の他の調味品販賣業に從事する者

七 麴類及菓子類販賣業に從事する者

八 茶販賣業に從事する者

九 烟草販賣業に從事する者

一〇 其の他の食品販賣業に從事する者

一一 各種食品販賣業に從事する者

一二 肥料販賣業に從事する者

一三 燃料販賣業に從事する者

一四 木材販賣業に從事する者

一五 石材、セメント、石灰及土石製品販賣業に從事する者

一六 家具、建具、指物類販賣業に從事する者

一七 席類販賣業に從事する者

一八 陶磁器及硝子品類販賣業に從事する者

一九 金屬材料及金屬器具販賣業に從事する者

二〇 皮革、人造皮及其の製品販賣業に從事する者

二一 各種織物品及絲類販賣業に從事する者

二二 衣服及其の他の衣服類販賣業に從事する者

二三 帽子類及靴其の他履物類販賣業に從事する者

- 二四洋品雜貨類販賣業に従事する者
- 二五玩具、運動具及遊戯品販賣に従事する者
- 二六紙、紙製品及文具類販賣業に従事する者
- 二七藥品類販賣業に従事する者
- 二八染料塗料類販賣業に従事する者
- 二九化粧品類販賣業に従事する者
- 三〇樂器類販賣業に従事する者
- 三一科學儀類及醫療機械器具販賣業に従事する者
- 三二度量衡器及計測器販賣業に従事する者
- 三三電氣及瓦斯機械器具販賣業に従事する者
- 三四機械、車輛及農具類販賣業に従事する者
- 三五時計、貴金屬及寶石類販賣業に従事する者
- 三六骨董品販賣業に従事する者
- 三七古物商に従事する者
- 三八書籍及新聞雜誌發行、販賣業に従事する者

- 二六 媒介、周旋業に従事する者
(從事經紀牙媒業者)
- 二七 金融、保險、物品貸、保管業に従事する者
(從事金融保險物品貸保管業者)
- 三九冠婚喪祭用品販賣業に従事する者
- 四〇其の他の物品販賣業に従事する者
- 四一百貨店に従事する者
- 四二各種物品販賣業に従事する者
- 四三貿易業に従事する者
- 一各種取引所に従事する者
- 二各種賣買仲介業に従事する者
- 三人事周旋業に従事する者
- 一銀行及兌換業に従事する者
- 二質屋業に従事する者
- 三其の他の金融業に従事する者
- 四保險業に従事する者
- 五信託業に従事する者
- 六倉庫及其の他の保管業に従事する者
- 七物品貸貸業に従事する者

二八接客業に従事する者
(従事待客業者)

一旅館及下宿業に従事する者
二料理、飲食店、茶館、阿片吸烟所及妓館業に従事する者
三理髪業に従事する者

四浴場業に従事する者

五活動寫眞、演劇、演藝及其の他の興行に従事する者
六遊戯場、娛樂場營業に従事する者

七其の他の接客業に従事する者

一其の他の商業に従事する者

一郵便、電信及電話業に従事する者

二無線電信業に従事する者

三無線電話業に従事する者

四其の他の通信業に従事する者

一鐵道運輸業に従事する者

二自動車及電車運輸業に従事する者

三人力及畜力運輸業に従事する者

六交

業

二九

(従事其他商業者)
其の他の商業に従事する者

三〇
通信業に従事する者
(従事通信業者)

三一運輸業に従事する者
(従事運輸業者)

四船舶運輸業に従事する者

五帆船運輸業に従事する者

六航空運輸業に従事する者

七其の他の運輸業に従事する者

八運輸取扱業に従事する者

一官吏(他項に分類せられたるものを除く)

二公吏(他項に分類せられたるものを除く)

三官務公務囑託、雇傭員(他項に分類せられたるものを除く)

一陸軍軍人

二海軍軍人

一辯護士

二其の他の法務に従事する者(中分類三に官吏、公吏、雇傭員に屬する者を除く)

一學校教育に従事する者

二圖書館、博物館及動植物園勤務者

三其の他の教育に従事する者

七公務及自由業

三二官吏、公吏雇傭員

三三陸海軍軍人

三四法務に従事する者
(従事法務者)

三五教育に従事する者
(従事教育者)

一〇無業	九其他の有業者 (其他有業者)	八家務	三九 其の他の自由業に 従事する者 (從事其他自由業者)
四二 収入に依り生活する者 (倚頼収益生活者)	四一 其の他の有業者 (其他有業者)	四〇 家務使用人	

- 三音楽家、舞踏家、俳優
- 四其の他の文筆藝術に従事する者
 - 一速記者、タイピスト、代書人
 - 二測量家、設計家
 - 三學術、慈善、産業及其の他の團體の事務に従事する者
 - 四巫人、賣卜者、觀相者
 - 五其の他の自由業に従事する者
 - 一家事管理人
 - 二其の他の家事使用人
 - 一官公署、會社等の給仕
 - 二門番掃除夫其の他の雜役夫
 - 三日 備
 - 四其の他の有業者及職業の種類不明なる者
 - 一小作料、地代、家賃、有價證券に依り生活する者
 - 二其の他の収入に依り生活する者

三六 宗教に従事する者 (從事宗教者)	三七 醫業に従事する者 (從事醫業者)	三八 文藝藝術に従事する者 (從事文藝藝術者)
---------------------------	---------------------------	-------------------------------

- 一僧侶
- 二道士
- 三喇嘛
- 四回教宣布者
- 五牧師
- 六其の他の宗教家
- 一醫師、齒科醫師
- 二獸醫師
- 三藥劑師
- 四按摩、鍼灸師
- 五助産婦
- 六看護人
- 七其の他の醫療に従事する者
- 一記者、著述家、翻譯家、編輯家
- 二書家、畫家、彫刻家

四三 其の他の無業者
(其他無業者)

- 一 學 生
- 二 無業の家族
- 三 在 監 者
- 四 國家或は社會の給養に依り生活する者
- 五 其の他の無業者或は職業の申告をせざる者

滿洲採金株式會社

man' chow' ts'au' chin' chu' shih' hui' she'

康德元年五月三日公布の日滿合辦滿洲採金株式會社法に依り、五月十五日創立總會を開催、資本金千二百萬圓(滿洲國、滿鐵各五百萬圓、東拓二百萬圓)、本社を新京に置き、吉林省、黑龍江省及び興安省の内東分省、北分省の地域内に於て、金礦の探採、精煉、産金業者に對する資金供給、經營の委託並に受託、砂金及び精金の賣買及び夫等の附帶事業を營む事を目的とする。而して將來同社は該地域に於て自ら直營する鑛區以外は、希望者又は新金鑛發見者に經營を委託する形式に依りて民間企業の進出の途を講じ、既得權者の鑛業權は消滅せしめる事なく、寧ろ同社は之等に對し、技術的並に資本的援助に當り、且つその經營の委託にも應じ、且つ中央銀行の産金收買代行機關として、該地域内の産金業者の産金を公平に買ひ上げ、其の収益を圖るに共に、産金の迅速資金化に依りてその事業に

間接的の援助を與へる等、同社を統制の中心として民間との協力に依りて開發を行はんとするのである。

滿蒙毛織株式會社

man' meng' mao' chin' chu' shih' hui' she'

一般に羊毛公司として知られて居る。日滿合辦、資本金百萬圓である。大正七年十二月、當時世界大戰に因る滿洲羊毛の輸入杜絶したるため、支那羊毛の利用を緊要とし、時の内閣の殖産會議の結果、關東廳、滿鐵、東拓の後援の下に奉天に設立せられ、當初は資本金一千萬圓、支那羊毛駱駝毛を原料として、羅紗布製造業を開始、かれて天津に羊毛整理工場を設け、撰毛、洗毛、水壓包の委託作業を爲し、次で六百萬圓の増設工事を完成したが、大正十三年六月不慮の火災のため工場の大半を烏有に歸し、そのため同年十月資本金を三百萬圓に減資して、應急設備を以て十四年三月より事業を開始、羅紗五十萬碼、毛絲二十五萬封度に生産能力増進の計畫を爲す。其後昭和六年下期に於て五十萬圓、次で更に四十萬圓に減資して整理を行ひ、八年(大同二年)七月に六十萬圓を増資して百萬圓五萬株とした。奉天工場の現狀は敷地十五萬餘坪、建築物八千餘坪、動力設備電動機三十臺約六百馬力餘、汽鍋ボイラー八臺、専用引込線奉天驛より工場迄延長四千二百八十七呎、従業員日本人約五十名、滿洲國人約九百名、露國人十二名、又滿洲國人の徒弟を養成すべく附屬毛織徒弟學校あり。會社の主要製品及製造能力を見るに羅紗、毛布、サーツ等の毛織物八五〇、〇〇〇碼、毛糸二四〇、〇〇〇封度、絨氈二〇、〇〇〇立方米、フェルト三〇、〇〇〇封度、加工毛二四、〇〇〇封度、帽子三〇、〇〇〇打である。ちなみに本社は資本金三十五萬圓を以て滿蒙毛織百貨店を開設して居る。

(め)

名家

ming' chiao

名家は春秋戦國の頃、相對立せる儒教と老莊學派との外に一派を爲せる學派にて、有名以檢形、形以定名(名を以て實質の如何を調べ、實質の如何に依りて名を定む)すなほち物の定義を極め、名前と實質との相違の無きやうにし、又、名稱の中に含まれたる概念の分析を試み、延いて詭辯を弄するに至る。荀子の所謂る好んで怪説を修め瑣辭を弄ぶものにて、鄆析、惠施、公孫龍の徒が其の雄である。

螟蛉子

ming' teng' tau'

夫婦間に實子を儲けざる場合に異姓の子を養育し、之を螟蛉子と謂ふ。實際に於ては成長後、勞働に従事せしむる目的を以て貧家の幼年男兒を買養ふこと多し。

(も)

紋銀

wen' jin'

銀塊の成色即ち品位好きものにして千兩中約九八六・八の純銀を含有し、元寶、寶錠(馬蹄銀)の鑄造には此銀を用ふ。但し印度政廳造幣廠の分析に依れば約九三五・三七四の含有量なりと謂ふ。

紋水||銀の交換の際の品位の高下に依る打歩の義。

蒙旗

meng' chi'

蒙旗は蒙古民族の社會構造單位にて、且つ其の政治組織の單位である。すなほち蒙古の構造單位は旗と稱せらる部族なるが、數箇乃至十數箇の氏族が結合して之を構成し、而して相集合して盟を構成する。旗には旗長ありて世襲的に統轄され、旗長は普通札薩克と呼ばれ、各旗長中德望あるものを選んで盟長とする。かく、旗長及び盟長に依り代表せらる蒙古民族は、當年、軍事外交兩權を清國皇帝にゆだねる外は、其の地の完全なる領土權を有し、この領土權は所有權と一致するがため、蒙地は毎年一定の朝貢を爲す以外に清朝に租税を上納せざりき。現滿洲國に

ては興安省一般の行政は興安總署之を管掌す。

蒙古包

mang' ku' pao'

蒙古特有の圓筒形の全面積二坪に満たざる住居にて一尤も耕作地帯にては漢式住家とし、半游牧地帯に於ては漢式住家と蒙古包とに分る一ーモンゴルケルカと稱し、純游牧地帯に在りては移動式とし、半游牧地帯は半固定式多し。前者は、内壁を夏季は葦子、冬季は羊毛にて織れる氈子を張り、後者は土を以て之を蔽ふもの多し。

毛茶

miao' cha'

農家の手製の茶を稱し、製造後之を密封して貯藏し相場騰貴を待ちて賣出す。各茶商は之を買付けて各茶號にて精選するのである。

毛盤

mao' pan'

一、上海金業交易所に於ける標金の賣買に際し、立合開始前に場外で行はる前取引を謂ふ。
一、棉花行が外商との取引値段に、後日代金支拂に際し當時約定せる値段より幾分割戻し得る値段を謂ふ。

(や)

洋折

yang' cha'

錢莊が同業者相互に於て貸借融通をなす場合に銀元を以てし、一千元を標準とする日歩利息を洋折と謂ひ、期限は二日間を以て限度とする。従來は銀折を以て標準としたりとも、民國二十二年四月六日政府の廢兩實施以後は、一切の取引は銀元本位で計算することになりしため、銀折は停止され洋折のみとなつた。(銀折参照)

洋釐

yang' li'

洋釐とは洋すなはち銀元、銀兩に對する相場を謂ふ。凡そ一元銀元はその重量庫平銀七錢二分内外、漕平銀の七錢三分内外に相當するを以て、銀元の相場も七錢數分を以て大體の標準と爲す。而して事實問題として相場は普通は一毫乃至二毫半を往來し、たまたま變動あるとて一厘乃至數厘にて大なる騰落ありとて、厘位を以て限度とすこれ洋厘と稱する所以の説あり。要は洋厘は一元銀元が銀兩の幾許に當るかを示せるものとす。算式、如次。

圓幣一元＝庫銀23.46348公匁

銀兩一兩 = 純銀 33,599 公分
 23,493,448 + 33,599 = 0,699,2305 公分
 故に國幣一元 = 0,699,2305 銀兩
 鑄造費 $2\frac{1}{4}\%$ = 0,0157327 銀兩
 0,699,2305 + 0,0157327 = 0,7149612 銀兩
 故に國幣一元 = 0,715 銀兩

(銀兩、銀折参照)

洋例 yang' li'

漢口に於ける通用の銀兩單位を謂ふ。漢口公估局の秤を估平と稱し、上海漕平九百八十六兩は估平一千兩に相當し、銀爐で造る估實の品位は紋銀に比し每錠五十兩に付き超過純分二兩四錢のものを以て標準とす(俗に二四寶銀と謂ふ)。洋例は估實を以て計算し估實九百八十兩を以て洋例千兩に相當す。在漢口の洋商の擬定せるものに係り、の名あり。



由帖 yu' t'ieh'

明、清時に於ける租税の内譯を證明する文書、竝に上司の部下功過報告書を共に由帖と稱す。

遊行廣告捐 yu' hsing' kung' kuo' chuan'

天津市政府にて課しつつある、商業上の廣告の目的をもつて市街を巡回するものに對する税。
 遊行、遊行會、遊街行行列、示威運動。

油坊 yu' fang'

滿洲に於ける大豆搾油工場を謂ふ。斯業の發達は近々六十餘年に過ぎざるも、豆粕は主として日本へ、豆油は歐米へ輸出され滿洲に於ける重要工業である、本工業の發祥地は牛莊、漸次各地に設立され工場數四百左右に及ぶ。
 地方別油坊工場の變遷表 (滿鐵調査課滿洲油坊現勢統計編)

地方別	大正一二年		大正一四年		昭和四年		昭和六年	
	工場數	能力	工場數	能力	工場數	能力	工場數	能力
大連	八七	三〇八	八六	二六八	五九	二一八	五二	二二五
南滿各地	四一六	一一八	二五四	一〇九	二九七	一三〇	二三八	八八
營口	二九	四二	二二	二二	二二	三九	二〇	二五
安東	二五	四五	二五	四四	二六	五四	二〇	四七
哈爾濱	四二	八七	四三	七九	四〇	八三	三九	四五
北滿各地	七	五	一八	一〇	二八	四六	三一	四四
計	六〇六	六一五	四四八	五三二	四七二	五七〇	四〇〇	五一四

一、能力は一晝夜の豆粕製造能力(單位二千枚)

輸出港別豆油輸出高表(滿洲重要物産年報)

一單位千匁

昭和元年 大連 浦鹽 營口 安東 計
 一三三 三四 三 五 一六五

年次	大連	浦鹽	營口	安東	計
二年	一三一	四五	八	四	一八八
三年	八九	二一	〇	一	一一〇
四年	九二	二	六	一	一〇〇
五年	一二六	七	二	一	一三五
六年	一一一	七	一七	一	一四六
七年	一二五	四	一三	七	一五〇

一、年次は前年十月より當年九月迄です。

輸出港別豆粕輸出高表(滿洲重要物産年報)

一單位千匁

昭和元年	大連	浦鹽	營口	安東	計
二年	一、二五五	三七一	一八二	一二九	一、九三七
三年	一、二二五	五一一	一五〇	一九二	二、〇七八
四年	八三五	四五一	一六四	一五五	一、六〇五
五年	七三六	三六九	一六八	一三九	一、四一二

五年	八七二	四〇四	一三二	一〇八	一、五一六
六年	八一九	四六五	二五一	一二三	一、六五八
七年	九二九	二四六	二五四	一三三	一、五六二

一、年次は前年十月より當年九月迄とす。

油母頁

yu² mu² yeh¹

含油片石

han² yu² pien⁴ shih²

オイルシエールを謂ふ。滿洲撫順の油母頁岩はその埋藏量に五十四億噸と稱せられ、東西十哩南北一哩の撫順炭層上に四百五十尺の厚さを以て横たはる。埋藏量五十四億噸、所謂天賦神泉の奥地滿洲の誇りである。之を原料とする採油事業は滿鐵が二十箇年の歳月と五十萬圓の研究費を投じ近年漸く完成、その規模の大なること世界に比類なく、昭和三年以降一千萬圓の資本を投じたる大工場は昭和五年七月より作業を開始す。現に一箇年百三十八萬噸の油母頁岩を乾留して原油六萬八千噸、磺安一萬八千噸を採取する。この原油は蒸留して重油四萬八千噸、た粗蠟一萬五千噸、コークス四千八百噸を産する。實に滿蒙資源開發上並に日本燃料政策上刮目すべき一時期を劃したるものと稱すべし。製油工場作業成績次の如し。

年 度	頁岩 乾留量 噸	粗油 生産量 噸	採油率 %	頁岩 含油量 %	採油 率 %	生 産 高			
						重油 噸	粗蠟 噸	骸炭 噸	磺安 噸
昭和七年度	一、四七、〇〇〇	七、〇〇〇	七・〇%	五・五〇	九二四	四三、二七五	一三、八九七	三、五九七	一六、四二五
同・六年度	一、三三、〇〇〇	六、〇〇〇	四・五%	五・五七	八四九	四〇、一六二	三、六四〇	三、四四五	一五、八〇二
同・五年度	一、四三、七九	五、八〇五	五・四%	五・八八	八七四	二八、七八八	一〇、六〇六	二、六八五	一三、三三三
同・四年度	一、三三、〇八二	三、五二七	四・二%	四・八四	八八七	一	一	一	一

勇餉

yung² hsiung²

勇は義勇兵、餉は兵糧軍需品の義。勇餉は勇營餉需の意にして、勇は福康安が臺灣の匪賊平定に際し、義勇兵を募集して官兵の不足を補ひしに始り、道光以後、粵匪、捻匪、回匪の各役に八旗、綠營に代りて功績あり、殊に、長髮賊の亂に曉名を轟かせし曾國藩の湖南の湘軍、李鴻章の江北の淮軍等人口に在り。茲來、勇の恃むべきを知り、各省、皆所在に勇を募り以て不慮に備へ、終に常備軍制を形成す。之に關する費用を勇餉と謂ひ、戶部より支出せず、各省をして自辦せしむ、光緒會計録に依れば光緒十九年之に關する支出數全國各省一千七百六萬九千九百二十兩に上つたと稱せられる。

(よ)

要約人

yo' yieh' jan'

要約は契約の申込、要約人はその申込者を謂ふ。

- 一、契約の成立は要約到達後相當の期間内に於て、承諾の表示あることを要す。(北京大理院判例三年上于一九五)
- 一、契約の要約人は申込に因りて拘束を受く、但し申込の當時豫め拘束を受けざる旨を聲明したるか、又は其の事情若くは事件の性質に依り、當事者に其の拘束を受くるの意思なかりしものと認めべきときは此限に在らず(國民政府民法債權百五十四條)

佣錢

yung' ch'ien'

佣金

yung' chin'

仲介業者の手数料。

傭還

yung' huan'

北滿農村に於て、雇農が地主より借金せし場合に、一年乃至三年の雇傭期間及びその勞銀を以て償還することを承認することを謂ふ。

養廉銀

yang' lien'

清朝の制、一般官吏をして廉潔心を養はしめんがために俸祿に加俸し、大抵俸給の十倍に相當す。雍正五年山西巡撫駱駝の奏請に依り、凡そ地方官は俸給少きを以て州縣の耗羨(地丁の附加税)を留めて之を給し日用の資となすを准す。蓋し京官の正俸は俸銀及蘇米あり、外に恩俸さて正俸と同額を支給されるも、地方官は正俸の俸銀のみなれば、養廉銀は原則として地方官竝に、チャイコフ差官、さて外省に派遣せられし者に支給し、京官には八旗官兵を除く外之を支給されず。但し耗羨よりのみならず、綠營竝に駐防官兵は鹽規雜稅銀内より、八旗へは戸部より支出す、額は必ずしも品秩に依らず任地の狀況に基き酌給す、即ち江南總督三萬兩、直隸總督一萬五千兩、山西巡撫一萬五千兩、安徽巡撫一萬兩とす。

(奏餘田賦附加稅參照)

藍衣社

lan² i² shai¹

藍衣社を秘密的名稱とし外部的には救亡社と稱す。民國二十一年(昭和七年)三月、蔣介石が支那ファシステイの樹立を目的として設立せる秘密結社にて、蓋し、當時蔣介石は(一)中國共產黨及共產紅軍の勢力増大して之が剿滅の容易ならざること、(二)廣東に於ける胡漢民と陳濟棠との反蔣聯合の擴大、(三)北支に於ける依然たる反蔣運動の絶えざること、(四)政府部内に於ける汪兆銘一派の改組運動の機いたり蔣の立場の不安なれること等に鑒み、この際自家勢力保全のため、彼一派の政客及軍隊に對し一大警戒を與へ、これを督飭して明日に備へんがために、伊太利に於けるファシスト、獨逸のナチスの先蹤に倣ひ、支那ファシステイ樹立を提唱し、その機關として設立せしものにて、その前身たる中國棟、鳴、黨の組織はその前年秋であり、その母體は西、西、園、並に勵志社である。その綱領としては、三民主義の推行に就き、黨内に於ける民主主義的形式及制度を取消し、社長獨裁制を採り、支那新生に關する表面的の政綱の外に(一)諸將領の行動監視、(二)各將領の既得權の奪取、(三)社員の指揮權に依る軍隊のファシシヨ化、(四)各級黨部の實權を握り、(五)地權平均を名として大なる土地を領有して、藍衣社の所有に

歸せしめ、(六)國營事業の發展に名を藉り、對外大借款を起してファシスト運動の經濟的基礎の確立化をはかる、等の恐る可き底意を抱藏しつゝある。この一派に江南の青幫一派が加入せることは注目すべきである。

羅雀掘鼠

lo² ch'iu² chieh² shu²

財源枯渴し籌款の道絶てるの義。

唐書張巡傳に、張巡睢陽城を守り糧食盡き羅(網)にて雀を捕り鼠を掘ち饑瘡を煮て以て食するに至るあり。

羅掘 || 苛斂誅求の義。

落地稅

luo² ti² shui¹

子口單に依り支那内地市場に到着する外國品及び三聯單に依り輸出港に送らるる内國品に課せらるるものを謂ひ、厘金稅の一種と認むべきも、起原は之より舊く明末清初とす。

(關市賦、子口稅、釐金稅參照)

釐金局

li² chin¹ chu²

釐金稅

li² chin¹ shui⁴

釐金局は支那地方官憲の管理に屬し、一般通過貨物に對し、地方財政上の目的の爲に一種の通過稅たる釐金稅を課せる一國內稅關にて、常關の如き古き歴史を有せず、當年長髮賊の反亂に際し、地方軍備補充の爲、江蘇布政使雷以誠が咸豐三年(嘉永六年)北運河の要地即ち鎮江、揚州、清江浦等に稅局を設け、往來の米に對し、行舖捐、厘と稱し、一石に付き錢五十文の一次的戰時稅を徵收せしに始まり、漸次、往來の貨物一般に及ぼし、我が非常特別稅の如きものなりしも、遂に財政の必要上、此制度を全國に普及し、永久的制度となり近年に及んだのである。即ち當初に於ては抽釐助餉の趣旨に依り、釐金即ち從價百分の一を賦課して軍備の支辨に充て、戰後之を廢止する豫定にて、被課稅貨物の如きも單に米、油、炭、布等重要なる日用品に限られしが、戰後各省財政の窮乏は地方官憲をして、之を廢止せしめるに至らざりしのみならず、反て其規模を擴張し、一方該收入は、各省の收入となる關係上益々苛征するに至り、各省を一區とし、一區に總局を設け、總局の下に分局、分局の下に卡を縱橫網の如く省内各地に設け、以て出入百貨に對し、定率の課稅を徵したるのである。民國十年頃に於ける二十二省の釐金局の數は七百三十五

即ち直隸一五、黑龍江三一、奉天三四、甘肅四三、新疆一一、浙江四二、山西四二、湖南三四、山東一〇、四川二〇、陝西三〇、福建四五、河南三二、廣東二九、江蘇五八、廣西三〇、安徽四二、雲南四四、貴州四四、江西四七、吉林二七、湖北二五等で、分局は二千を越ゆるの狀態にあつた。

稅率

稅率は從價百分の一を原則とせしも、實際は各省隨意にて、大體從價二分内外より一割五分に至る。其稅種並に名稱は各地に依りて、千差萬別の感ありて名狀すべからざる複雑なる内容を有し、其不統一なること實に常關の上にある。例ば名目丈にても特異なるものをあげれば如次。

江蘇省 貨物稅。

浙江省 釐金稅。

- 1. 起釐、2. 驗釐。

湖北省 統捐。

附加稅 II 雜糧捐、石膏捐、籌防捐、船捐、賑捐。

福建省 雜貨釐金、百貨行商釐金

- 1. 木植釐金 2. 雜貨加捐軍餉 3. 坐買釐金 4. 茶葉釐金 5. 菸釐 6. 洋藥釐金 7. 護商經費 8. 百貨釐金 9. 釐金銀水報效 10. 釐護九七餘款 11. 釐興軍單費

奉天省 産銷稅。

- 1 出産稅
- 2 銷場稅。

直隸省 釐 稅。

- 1 天津釐金、大名釐金、饒釐、煤釐。(天津釐金には百貨釐茶釐、郵政包裹釐等あり。)

山東省 釐 金。

- 1 百貨釐金
- 2 郵件釐金
- 3 監釐。

山西省 釐 金。

- 1 百貨釐
- 2 煤炭釐
- 3 菸釐
- 4 鹽釐。

安徽省 釐 金。

- 1 茶釐、百貨釐、統捐。

廣東省 釐 金。

- 1 行釐
- 2 埠釐
- 3 坐買

廣西省 統 捐。

附加稅 勇餉捐、潯州統稅護商經費、練兵經費。

雲南省 百貨釐。

釐金税には煩雜なる手数を省くため一種の徵稅請負法が行はる、認捐及包捐之とす。認捐は營業者の同業團體(同業組合)が、各自の利益を保護する爲、其取扱貨物に對し、省内厘金局を通過する額を推算し、一定の稅額を豫約納付するものにて、同業組合は之が爲に認捐、公所を設け、組合員が貨物を販賣する時、納稅濟證として分運單を交付し、通過の厘金局にて之を示し課稅を免かる方法を謂ひ、包捐は營業者以外のものか、贏利を目的として、一定の貨物の徵稅を請負ふものとす。

如上、釐金制度は各省に依りて異り、百弊叢生、内外商民の怨府となりしため、清末より革新統一の機運に向い、民國改元後各地に於て漸次革新せられ(例せば江蘇省に於ては之を貨物稅と改稱し貨物の生産地を出づるときに之に生産稅を課し、其消費地にて之に銷場稅を課す)支那の國狀に適合する課稅となりつゝ、ありしも、内亂のため各省が半獨立態度をとり、各釐金を以て重要な財源として苛斂誅求を試みしため、舊時の弊害に復歸し、裁厘に關する民隱は一時の聲となつた。

南京國民政府告成と共に裁厘は租稅に關する支那國民の消極並積極的希望の内最大なるものとす、裁厘加稅を提倡し、爾來、關係各國と商議していはゆる關稅自主權の獲得と共に、民國十九年一月(昭和二年)國定輸出入稅率公布實施し、釐金撤廢を中外に聲明して現在に至れるも、一步支那内地に入るときは、依然として百貨に課稅しつゝあり。(捐、火車貨物捐参照)

六藝六儀 *liu' i' liu' i'*

周代の文物、典章、學術、技藝の精華にして、保氏すなほち大保、小保等が國子に教へしころにして、文王、武王も之を學びその道に入り、その道に達せしと傳へらる。また孔子世家に「弟子三千人、身六藝に通ずるもの七十有二人とあり」周禮に載するころに依れば、次の如し。

六藝

- 禮 吉、凶、軍、賓、嘉。
 - 樂 雲門、大咸、大韶、大夏、大濩、大武。
 - 射 白矢、參連、剡注、襄尺、井儀。
 - 馭 鳴和鑾、逐水曲、過君表、舞交衢、逐禽左。
 - 書 象形、會意、轉註、處事、假借、諧聲。
 - 數 六田、粟米、差分、少廣、商切、均輸、方程、贏、不足、旁要。
- 六儀
祭祀、賓客、朝廷、喪紀、軍旅、車馬之容。

六典 *liu' tien'*

周代の國法にして、治典、教典、禮典、政典、刑典、事典の六法を謂ふ。周禮に、邦に六典を建て以て王を佐け邦國を治すとあり。

律 *li'*

古來の刑法の義。本來儒教主義に基く點より名教に關するものを重く所罰す。然るに近世にいたり單に爲政者がその便宜の爲に設けたる禁令を犯すと謂ふ處罰を濫發し、法家主義に基く臨時的の敕に依り之を施行す。敕を整理して編纂せる法典を編敕と謂ひ、朱子語類卷百二十八に依れば、律は歷代相傳の文字であり、敕は臨時の命令にて、概して敕の罰は律より重く、尤に上刑に重くして下刑に軽く、普通敕を用ひて裁判し、敕に規定のなきときは止むを得ず律を用ふとありて、近世專制主義の根元ここに見る。

遼河 *liao' ho'*

水源は西遼河、東遼河の二源、西遼河は其の源を內蒙古に發し、初め西喇木倫と稱せられ東流して老哈河其他の諸流を入れ、三江口の上流にて東遼河と會す。東遼河は奉天省東豐縣の平頂山に發し、西北の方向に流れ、後西

南流して西遼河に合し、以下遼河とのみ稱せらる。延長三千八百支里、面積三十五萬方支里、船楫の便あるは本流に於て河口、鄭家屯間約千四百八十支里、支流太子河の韓家店、三叉河間四百支里、渾河の長灘、三叉河間四百支里にして、該流域は概れ土地肥沃農産豐饒、從來集散貨物は大部分遼河の船運に依り河口に位する大市場營口に出廻り、歸荷として諸雜貨を廣袤八萬二千方哩と稱せらる、奥地流域に移入す。水運の最盛時代民船約九千隻、各種貨物の輸送に當れるも、航路に何等の施設を加へざりし爲、年々流下する土砂の爲河身淺塞し、民船の航行に困難を感ずるに至ると共に、一面鐵道の發達に因る牽制もあり旁々、水運の利用漸減し、尤に滿鐵の開設以來、中心は次第に大連に移轉し今や昔日の感なし。然れども事變直前、尙ほ約千餘隻來往し、出廻り大豆、穀類、豆粕等多き時は十六萬噸少なき時も尙八萬噸の輸送を見たり。滿洲國創建後、大同二年七月遼河水警務局創設せられて水上治安に任じ、警備區域の出廻りは、漸次、建國前の標準に接近しつつあり。

現在遼河水域中舟運の便あるは三江口、營口間一千三百六十支里、遼源、康平、法庫、開原、鐵嶺、新民、遼中台安、海城、盤山、營口の十一縣に互る流域八萬平方支里にして、此の間住民は陰に陽に遼河水運の消長に因り經濟的影響を受く。

大同二年七月遼河に於ける民船の往航狀態。(田庄台水上警察調査)

台安	四月	五月	六月	七月	計
九三	一一〇	一二七	一一	三四一	

月別	年號	盤山	遼中	海城	營口	計
四月	昭和五年	三六	四一	七二	一一	二二七
五月	昭和五年	四一	二七	一一	一一	三一一
六月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
七月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
八月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
九月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
十月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
十一月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
十二月	昭和五年	二一	二八	一一	一一	二三七
計	最近四箇年間に於ける南下出廻り數量 (單位艇)	三五	五五	八三〇	八三〇	
四月	大同元年	九	一三	二二	一一	五五
五月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
六月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
七月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
八月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
九月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
十月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
十一月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
十二月	大同元年	二一	二二	二二	一一	八三〇
計	大同二年	三、七四二	七、二八六	三、一九五	一、一一〇	八、七二六
計	大同二年	三、七四二	七、二八六	三、一九五	一、一一〇	八、七二六

元豆	白眉豆	青豆	黑豆	豌豆	高粱豆	吉豆	計	棉實	包米	大麥	小麥	其他
四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	六二八〇	九〇	四〇〇	四〇〇	一	一
五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五九七二	一九六	四八六	一〇二	一	一
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	九七三〇	二〇五	五三三	三〇〇	一	一
七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	四、三三四	四四	四三六	三〇七	一	一
八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	五、六九九	一四	一、三〇〇	一、四八八	三	一、四八八
九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	八、二九一	一	七五五	一、六三二	一、九三	一、九三
十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	一七、〇七	一	二四	三三	三三	三三
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	六、七五	六	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計	七、三九九	五五〇	一、九三三	二、九九二	三、二九七	三、五〇

元豆	白眉豆	青豆	黑豆	豌豆	高粱豆	吉豆	小豆	計
四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	六、七七五
五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	四、五
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	五、三七四
七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	一、二、四一七
八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八、九四六
九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	四〇、一七〇
十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	三、五、八七一
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	三、五、八七一
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	三、五、八七一
計	計	計	計	計	計	計	計	三、五、八七一

昭和五年以降各年別、品目別出廻り状況次の如し。

昭和五年

包豆 米	吉 粉	高 豆	豌豆	黑豆	青豆	白眉豆	元豆	計	
								小	大
								三,七三二	五〇
								七,八六六	一四五
								八,八二一	元
								二,七六八	二四
								二,七〇〇	七六
								一,五五八	元四
								八,八五五	八〇
								二,三四七	一
								四,〇一七	元
一,四五六									
	二三四								
		九,五三〇							
			九,九八						
				一,四六八					
					二,六七				
						四,九一九			
							五,九		
								計	五,三

豆 粕	吉 豆	高 梁	豌豆	黑豆	青豆	白眉豆	元豆	計	
								小	大
								三,八六六	二八
								九,五三三	三〇
								八,三二一	三
								七,七〇〇	七〇
								二,九七	三三
								二,七六	三三
								六,九二	四六
								五,七四	一
								五,六四九	二七
三,三									
	四								
		一〇,五〇〇							
			二,五五二						
				一,四四九					
					四,七三				
						二,八七三			
							二,〇二八		
								計	二,〇二八

巴里會議、一九二二年(大正十一年)華府會議に亦、一九二六年(大正十五年)の支那法權會議にても、支那は之が即行に關する熱意を示せるも、支那の司法制度は未だその前提條件を満たすに足らず、その實現を見ざる現狀にある。滿洲國が、支那より獨立せる後、日本國は日滿兩國の特殊なる關係に鑑み、之を合理的に解決せんとして、一方、滿洲國側も、康徳元年三月の施政綱要に「今後は治外法權撤廢の準備として、必要なる法制の完成及び地方制度、産業法規に其の主點を置かん」とあり。

領事照單 *ling' shai' chao' tam'*

支那開港場(通商口岸)には港則 *Harbour Regulation* (理船廳章程)ありて、出入の船舶並に貨物は、固よりその規定に準據せらる。先づ入港したる時は船長又は其の代理人は、入港後二十四時間以内に、國籍證明書航海日誌、其他の船舶書類 *Ship Papers* を該船舶所屬國の領事館に提出し、而して該船舶の入港せる旨を届け出づるべし。船舶書類完全なる時は、領事は之に對し領事照單 *Consular Report* (領事報告)と稱する證明書を與ふ。領事照單は、入港後四十八時間以内に、輸入積荷目録及噸稅證書ある時は之を添へて、海關の進口貨處に呈出さる可きものである。以上の手續を遲滞する時は、一日に付五十海關兩の罰金に處せられ、又積荷目録に於て、虚偽の申告をなす時は、船長は罰金五百元を課せらる。但し二十四兩以内に自ら記號番號數量等の誤記を發見せば、之を訂正するは差支へなし。(紅單参照)

領事簽證貨單 *ling' shai' ch'ien' cheng' huo' tam'*

領事送狀の義。民國二十一年六月、國民政府は中華民國駐外領事館發給領事簽證貨單章程を公布し、同年九月一日より之を實施した。財政困難のこの國の收入増加方法の一つにて、すなはち(一)外國より支那に輸入する二百元以上の貨物には、郵便小包及び海關免稅品を除くの外、總て輸出地又は其最寄の地に駐在する支那領事館の發給する領事送狀を添付すべきこと。(二)領事送狀用紙は、最寄支那領事館より交付を受け、必要の事項を記入し、支那領事館の證明を受くべきこと。(三)領事送狀證明手数料は三通一組(正本一副本二)に付き、五海關金單位とするのである。

輪船按年保單 *lun' ch'uan' ai' nien' pao' tam'*

船舶保護書の義。凡て船舶は原則として、其の入港手續を完全に済まし、一般貨物陸揚許可證 *General Discharge Permit* を海關より交付を受けて、纒めて船艙を開き荷揚を開始するものとす。かくては本船の入港手續を済まし許可を受くる迄空しく、本船を滯留せしむるの不便あるを以て、この不利不便を除かんが爲に、船舶保護 *Annual Guarantee* なる簡便法が講ぜられ、これに關する證書を輪船按年保單と謂ふ。

船舶保護とは、船舶の代理者が二名の保證人と、自國領事の證明を得たる保證書を作製し、(但し、支那國船並に

無領事國船舶には稅務司自ら證明す。毎年一回之を海關に提出し、其の取扱に係る船舶に對して、納稅上、海關に對し一定の責任を負擔すべき旨を約定することにて、海關にてはこれ等の船舶に限り前項の規程に従はず特別取扱を爲す、すなはち船舶入港するや、船長より臨船の關員に輸入積荷目録の提出を引換に、一般貨物陸揚許可證を交付し、領事照單（領事報告）の提出以前に荷揚開始の特權を與へらる。而して保證書を呈出せる後、船舶の代表者は豫め本船を碇繋せしむべき棧橋を指定し、棧橋保證書を海關に呈出すべきものとす。

臨時禁煙指導局

lin² shih² chin² yen¹ chih² tao¹ chü²

熱河省承德府に在り。

滿洲國に於ては熱河省を鴉片專賣上に於ける特別地域とし、熱河省長直隸の下に、臨時禁煙指導局（局長は省公署廳長中一名これを兼任し、副局長は熱河專賣公署事務官兼任）を設置し、罌粟耕作並に省内阿片消流の指導監督に當らしめたのである。而して熱河煙政の方針は、該所の概況報告に依れば、立國の精神に基き王道政治の力行並に愛民の見地より特に烟苗の栽培を許可し、從來烟政施行の弊因は一切之を改除し、其の稅率を減少し以て省民の負擔を輕減して民生を救助せんことを主眼とし、併せて滿洲國專賣材料の補足に遺憾なからしめんとす。蓋し滿洲國阿片專賣の原則は熱河にて收買し、他省に之を專賣するにある。（禁煙特稅參照）

(れ)

禮錢

li² ch'ien²

唐宋時に於て、凡そ高官に任ぜられしものは、其の就任に際し禮錢を上納せしむ。宋、建隆二年の詔に依れば宰相、樞密使は錢三千緡、藩鎮は五千緡、之を中書門下の公用に充つとあり。

另算

ling² suan⁴

另は別の義。簿記用語、別勘定。

另冊Ⅱ別表。另件Ⅱ部分品。另單、另紙Ⅱ別紙。

奩田

lien² tien²

女子の嫁入に對し持參の田地を謂ふ。奩は化粧函の義。

令

ling²

律に對する語にして法の義。唐六典に依れば大體に於て行ふべからざる事項を規定することを律と謂ひ、行ふべき

事を規定せるものを令と謂ふ。(律參照)

(ろ)

騾驢捐 *Lo' chiao' chian'*

北支地方に行はる騾、驢、驢車に課する地方税。
滿洲國熱河省に於ては貨銀百元に付き六元、隨時營業者より徴收するも、一般には車行(騾驢介紹業)が取纏め代徴して毎月一回納入す。

滷鹽 *lu' yen'*

天生の鹽を滷と謂ひ人造の鹽を鹽と謂ふ。滿洲國にては康徳元年六月現在、一擔に對し税率一元廿錢を徴す。

漏卮 *lou' chi'*

酒器、大酒家の別名。轉じて利權の外溢の義に用ふ。
漏口 || 戸籍を偽ること。 漏開 || 決算報告等に遺漏のあること。

(わ)

匯(滙) *hui'*

水の旋回する、めぐる、あつまる、會合する、爲替の義。

匯上、匯寄 || 爲替にて送付する。

匯水、匯費 || 爲替手数料。

匯票、匯單 || 爲替券。

匯款 || 爲替金額。

匯割 || 錢莊の發行せる支拂、兌換券に此二字のあるものは何時にても現銀と引換ふ支拂保證とす。

匯割莊 || 錢莊の別名。

匯割銀 || 錢莊の收支に用ふる有價證券にして小切手に類し請求より一日を隔て現銀と引換ふるを常とす。

匯割總會 || 上海に於ける一流錢莊の組織する手形交換所。

匯兌尾 || 爲替尻。

匯票承兌人 || 爲替手形引受人。

支那内國爲替 には銀兩に依る銀匯と銀元に依る洋匯の二種あり。されば各地間に於ける平價を求むるには、その秤の差と品位の差とを比較する要あり。北京兩と上海兩との平價を求むる算式如次。

$$\begin{array}{l}
 \text{京公法平} \quad 1 \text{ 兩} = 555.7 \text{ Grains} \\
 \text{申漕平} \quad 1 \text{ 兩} = 565.7 \text{ Grains} \\
 \text{申漕平} \quad 1 \text{ 兩} = \text{京公法平} 1,018 \\
 \text{申法平} \quad 1000 \text{ 兩} = \text{京公法平} 1,01800 \\
 \text{京公法平} \quad 1000 \text{ 兩} = \text{申漕平} 98230 \\
 \text{北京兩は品位九九二位、上海兩は品位九四〇にして、品位の差は千分の五十二である。} \\
 \text{京公法平} \quad 1000 \text{ 兩} = \text{申漕平} 892.30 \\
 52 \times \frac{982.3}{1,000} = \frac{51.08}{1033.38}
 \end{array}$$

上海に於て内國爲替に用ひらる銀兩は、九八規銀にてそは上海兩の九八兌なる故に

$$\text{北京兩} \quad 1000 \text{ 兩} = \text{九八規銀} 1054.47 \left(1033.38 + \frac{100}{98} \right)$$

にて、すなはち北京兩一千兩は、上海九八規元一千五十四兩四錢七分に當る。これに運賃、保険料、諸掛を加へ

れを基準として變動す。この變動は銀兩に對する需給の多寡、爲替に對する需給の多寡、現銀輸送費の多寡並に爲替手形の價值に由る。而も爲替相場の變動の範圍は輸送點を越へて上下すること大なるが、其の政治の不頁に因る經濟社會の不靖、金融並に交通機關の不備不整に因るのである。

外國爲替 相場は、銀たる上海兩が金なる外國貨幣に對するその時の比價を示し、この比價は世界銀市場の中心地倫敦銀塊相場に由りて決定せられ且つ變動するものとす。(かくて支那外國爲替の平價は他の金貨國相互間の夫れと異り時に變動あり、而して其の變動率も大なり。)平價を求むる算式如次。

$$\begin{array}{l}
 X = 1 \text{ 上海兩} \\
 \text{上海兩} \quad 100 = 100.865375 \text{ (上海兩)} \dots\dots\dots (\text{倫敦、上海銀行輸送費加算}) \quad \text{上海兩} \quad 111.20 = 100 \text{ 廣東兩} \\
 \quad 1 = 579.48 \text{ Grain troy} \\
 \text{Grains} \quad 222 = 239.1/2 \text{ Grain troy (純銀の222 G. t. は倫敦標準銀の二三九半に當る)} \\
 \text{Grains} \quad 480 = \text{倫敦銀塊相場(英片)} \\
 \therefore \frac{100.865375 \times 579.84 \times 239.1/2}{111.2 \times 222 \times 480} = 1.1821 \\
 X = 1.1821 \times \text{London Bar Silver}
 \end{array}$$

かくて、倫敦銀塊相場に於ける恒數一・一八二一を乗すれば、上海兩一兩が幾ヘンスに當るかを知り、以て支那爲替の

平價を求め得。すなはち之より倫敦、上海間の輸送費を差引きたる現銀輸出點を、倫敦、上海間の輸送費を加へたる現銀輸入點との間に於て、原則として上海の倫敦向電信爲替相場は決定し變動する、而してその他の爲替相場は之を基準として、之に手形の期限、種類、振宛地、受渡期などを斟酌して決定されるものとす。

滙頭 *hwa' to'u?*

錢チエヌチョアン 莊の爲替業務に於て、他地方の錢莊が上海の錢莊に委託して上海の同業者に代拂(手形決済にして普通は匯割總會すなはち錢業票據交換所にて相互相殺をなす)せしむることを謂ひ、このとき委託を受けたる錢莊は、受取方錢莊に對して滙頭ホイトウ對同トウと稱して照校を要求することを普通とす。(上海票據交換所參照)

匯豐銀行 *hwa' feng' yin' hang'*

原名香港上海銀行 *Hongkong Shanghai Banking Corporation*. 英國の對支投資機關。香港議會の決議に依り、一八六五年(清同治四年)資本金五千萬元(拂込二千萬元)を以て香港に創設され、上海、天津、漢口、北平、廣州、沙面、廈門、福州、哈爾濱、奉天、大連各地に支店を、代理行は烟臺の太古洋行、牛莊の遠味洋行、汕頭の德記洋行、鎮江の怡和洋行、膠州の瑞記洋行、威海衛の泰茂洋行とし、其の外外國支店及び代理行二十有餘箇所あり、支那海關の行政組織上に於ける英國の勢力の不可離的關係と相俟ちて、爲替銀行として支那に於ける金融支配の王座に在り。

第一表 (單位元) (別表に依り滙豐銀行の營業經過を述べる)

資 産	一九一七年		一九一八年		一九一九年		一九二〇年		一九二一年		一九二二年	
	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日	十二月卅一日
現 金	八四、一三、〇五一	七七、四二、一五〇	六九、五五、六四	二四、一三、六八五	九〇、〇九、九四五	八四、二七、八四三	四、五五、五三七	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
在庫及輸送中銀塊	七五〇、七九五	二、五三三、五八九	三、四八一、九〇二	五、六三二、六二八	一三、六四一、二八〇	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五
各 種 投 資	二二、二七八、三五六	三九、八一、二六	一九、三三、六三五	三、三三、三三六	九五、四八五、六七二	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五
金 準 備 投 資	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	六、五三、八四六	三、三三、三三六	九五、四八五、六七二	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五	一〇三、〇三、八三五
割 引 及 貸 出	一五二、六〇七、一四六	一五二、七九六、二三	一五四、六七、〇七	一六、七六、七八四	二〇二、〇七、九七九	二八、四六、三七九	二八、四六、三七九	二八、四六、三七九	二八、四六、三七九	二八、四六、三七九	二八、四六、三七九	二八、四六、三七九
未 決 濟 手 形	一四六、二九、八九五	一五四、八四、七二七	一五四、五九、八八七	二五、三四、二〇八二	二〇一、七三、六四二	二〇八、八六、四七一	二〇八、八六、四七一	二〇八、八六、四七一	二〇八、八六、四七一	二〇八、八六、四七一	二〇八、八六、四七一	二〇八、八六、四七一
假 拂	六、〇五、五五	一、八四、五〇四	二、〇七、八三	七、四六、四八六	二、五九、八四〇	七、八一、四三三	七、八一、四三三	七、八一、四三三	七、八一、四三三	七、八一、四三三	七、八一、四三三	七、八一、四三三
不 動 産	七、一五、九七四	六、六三、七六八	六、九四、八二八	八、一〇、八九五	一四、三〇、四一六	一六、七八、三五〇	一六、七八、三五〇	一六、七八、三五〇	一六、七八、三五〇	一六、七八、三五〇	一六、七八、三五〇	一六、七八、三五〇
總 計	四一八、九四〇、四二五	四三二、六九四、〇六七	四三、七〇、〇六一	五五四、八一〇、〇三六	六二、六〇四、六七四	六五三、七九〇、九八	六五三、七九〇、九八	六五三、七九〇、九八	六五三、七九〇、九八	六五三、七九〇、九八	六五三、七九〇、九八	六五三、七九〇、九八

負債表

	一九一七年 十二月卅一日	一九一八年 十二月卅一日	一九一九年 十二月卅一日	一九二〇年 十二月卅一日	一九二一年 十二月卅一日	一九二二年 十二月卅一日
拂込資本	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
金準備	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	六,一五三,八四六	一五,七八九,四七四	三四,八三八,七一〇	四〇,三七三,八三三
銀準備	一八,五〇〇,〇〇〇	一九,五〇一,〇〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	一九,四七〇,五八八	三三,一三〇,二八二	三三,五〇〇,〇〇〇
海上保險	三五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
鈔票流通額	二四,九〇〇,九七七	二五,三〇五,六四四	三〇,五五六,五〇五	二九,三三三,六五八	四四,〇三三,九九二	四一,八八三,六五五
當座預金	三三,一六六,六七	三三,五六〇,八五八	三三,〇三六,六〇二	三三,七五五,二七四	三四,七四七,七五一	三六,六〇〇,二四
定期預金	九〇,八〇,九六	一〇六,〇八〇,九〇四	一〇五,一八二,六三六	一二四,三三〇,三三五	一三六,一四六,六八	一三五,七二〇,九四八
未拂手形	一七,三三三,〇六二	五,七二〇,三二六	四,四三八,〇三六	六,三三九,八五四	五,六二四,三三一	五,〇九八,一四三
假受	六,〇八五,六五	一,八二四,五〇四	二,〇九七,八三一	七,四六一,四八六	二,五七九,八四〇	七,八六六,四三三

損益勘定	七,七三三,三三八	八,二二八,八四一	九,〇九三,六二六	一〇,一一〇,七七	一一,二七五,六九〇	一二,五三七,七八三
總計	四一八,九四〇,四二五	四三二,九六四,〇六八	四三三,七七〇,〇六一	五五四,八二〇,三六〇	六二二,六〇四,六七四	六五三,七七〇,九一八

第二表

利益分配表

純益	株主配當	配當率	銀準備	不動産	重役賞與	次期繰越
一九一七年 十二月卅一日	六、五三、六〇一	四、五六、四三三	五磅六志	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、三三、三三八
一九一八年 十二月卅一日	六、五七、一三三	四、六〇、八〇元	五磅一八志	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、二七、九六一
一九一九年 十二月卅一日	七、三六、八六三	四、三三、三六六	八磅	二、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、二六、八四七
一九二〇年 十二月卅一日	八、八四、二六六	五、七三、二一〇	八磅	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八、二九、四九二
一九二一年 十二月卅一日	一、八三、二九五	八、六二、二九〇	八磅	一、三六、七七八	五〇、〇〇〇	三、三二、七九九
一九二二年 十二月卅一日	三、九三、四〇四	一〇、八六、九七〇	八磅	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三、三三、〇三三

王霸 *wang, pa'*

王は君すなほち一國、一天下の君主の義。事紀物原に夏殷以前は天子を帝と稱し、夏禹王以後、帝を降して王と稱す。洪範篇の、偏無黨無王、道蕩蕩とあるは、唐虞三代帝王の道を稱し、王道は天地萬物を化するの道に合して宛も日月が私照無く、一樣に萬民に恩恵を與ふるが如く、公明正大、一毫の私無、一絲の邪無きことを示す、即ち天子は天の命に依り天に代りて斯道を實行するものとす、さらば王道的天下は天の信仰に依り絶對國家にして、對等の國家を認めず、領土人民に制限なく、力を以て制せず、徳を以て化する。

覇は、把すなほち政教を把持する者、諸侯の首長を謂ふ。王道に對して覇道を以てせるは、春秋五霸にて齊桓公、晉文公、宋襄公、秦穆公、楚莊公を指し、武力を以て天下を治む、畢竟、國家を保つ所以のものは權力にありとし、富國強兵を目標とし、自由競争を前提として強大をいたせるものとす。

今次、滿洲國龍興し覇道を排除して王道を以て立國の本と爲す。わたくしは然る所以に賛する。但し、鄭總理著「王道救世之要義」に依れば——王道の實行には必ず先づ愛國思想を蕩滌し、博愛を以て主と爲し、必ず先づ軍國的教育を革除し禮儀を以て先と爲す、王道の學は内聖外王の學なり。一言以て之を謂はば王道は人已の間に在るのみ

第二表

利益分配表

純益	株主配當	配當率	銀準備	不動産	重役賞與	次期繰越
一九一七年 十二月卅一日	六、六五三、六〇一	四、五五九、九四二	五磅六志	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、三三三、三三八
一九一八年 十二月卅一日	六、五九七、一八五	四、二六〇、八〇九	五磅一八志	一、五〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、二七九、六一一
一九一九年 十二月卅一日	七、三三六、八三三	四、三三三、六六六	八磅	二、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、三六二、八四七
一九二〇年 十二月卅一日	八、八四二、一六六	五、七五三、二一〇	八磅	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八、二九一、四九二
一九二一年 十二月卅一日	二、八三三、三九五	八、三六一、二九〇	八磅	一、三六九、七八	五〇、〇〇〇	三、三三二、七九九
一九二二年 十二月卅一日	三、九三三、四四四	一〇、八六三、九七〇	八磅	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三、三三〇、三三三

王霸 *wang, pa*

王は君すなほち一國、一天下の君主の義。事紀物原に夏殷以前は天子を帝と稱し、夏禹王以後、帝を降して王と稱す。されど一般に、亦、帝と稱したるもの如く、王は往の義にて、萬民その徳を慕ひ萬民の以て歸往するの義と爲す。洪範篇の、偏無じ黨無し、王道蕩蕩とあるは、唐虞三代帝王の道を稱し、王道は天地萬物を化するの道に合して宛も日月が私照無く、一樣に萬民に恩恵を與ふるが如く、公明正大、一毫の私無く、一絲の邪無きことを示す、即ち天子は天の命に依り天に代りて斯道を實行するものとす、さらば王道的天下は天の信仰に依り、絶對國家にして、對等の國家を認めず、領土人民に制限なく、力を以て制せず、徳を以て化する。

覇は、把すなほち政教を把持する者、諸侯の首長を謂ふ。王道に對して覇道を以てせるは、春秋五霸にて齊桓公、晉文公、宋襄公、秦穆公、楚莊公を指し、武力を以て天下を治む、畢竟、國家を保つ所以のものは權力にありとし、富國強兵を目標とし、自由競争を前提として強大をいたせるものとす。

今次、滿洲國龍興し、覇道を排除して王道を以て立國の本と爲す。わたくしは然る所以に賛する。但し、鄭總理著「王道救世之要義」に依れば——王道の實行には必ず先づ愛國思想を蕩滌し、博愛を以て主と爲し、必ず先づ軍國的教育を革除し禮儀を以て先と爲す、王道の學は内聖外王の學なり。一言以て之を謂はば王道は人已の間に在るのみ

内聖は王道の己れに属すもの、外王は王道の人に属するもの也とあるが、創建以來の滿洲國の機構竝に其の進展途
上を見るときは、愛國と王道との關係に就て一段の思索的發展が期待される。

王見之 *wang² chian¹ chin¹*

綢緞業の切口、すなはち符牒にて現金の義。

和碩 *ho² shé¹* ホオシヨ

滿洲語の旗の義。清代親王公主の名に冠せる美稱、普通支那人は尊貴の意と信じ居れり。凡そ宗室の封爵には十
四級あり、其の第一位を和碩親王と稱し、親王の女を和碩格格と稱す。

和離 *ho² li²*

強制的離婚に對する合意的離婚を謂ふ。

和息呈詞 *ho² hsi² ching² tzu²*

和息とは原被兩造(原被兩告)の和解すること、呈詞は其の届書を謂ふ。

和羹鹽梅 *ho² keng¹ yen² m²*

いはゆる五味を調和鹽梅してあつものをつくるの義にて、轉じて人君を輔佐して天下を料理する宰相のことを謂
ふ。(五味参照)

和魂漢才 *ho² hun² han¹ ts'ai²*

心はわがやまごだましひを持ち、才智は漢學に資るべしとの義。菅原道真公に語あり曰く、凡そ國家の要とす
るところは古今を論涉し、天人を究めんと欲すといへども、和魂漢才あるにあらざるよりは、其の關奥を關む能
はず云々。

亦曰く、凡そ神國一世無窮の玄妙は、敢て窺知すべからず、漢土三代周孔の聖經を學ぶも、革命の國風深く思
慮を加ふ可し云々、さもつて神人千古の至言、深く味ふ可し。

和魂漢才、この語句、もさより支那語にあらす、されどささら、これを卷末に撰ぶ所以のものは、自己發展に
は外と交渉に俟つものあると共に、常に保持すべきわが大日本國體の精華、精神に對する、信念力を更らに切に
せんま情願するのみ爾。——(完)——

(あ)

亞

ya³

次ぎ、次ぐ、劣る、醜し等の義。

すなはち亞槐は三公に次ぐの官職、亞卿は九卿に次ぐの官職、亞相は宰相に次ぐ官職にて御史大夫のこゝ、亞父は父に次ぐの敬稱(項羽傳に項羽范増を敬いて亞父と稱すこ在り)、亞聖は聖人に次ぐものすなはち孟子を指す。

亞牌 || 古禮服刺繡の文。あや、ぬひの古の禮服の模様、すなはち半黒半青の色にて二個の己の字の相背ける形の模様を稱したた敬文とも謂ふ。

亞歲、亞歲朝 || 冬至。 亞丁 || アデン Aden

亞當 || アダム Adam 亞述 || アッシリヤ Assyria

亞當斯 || アダムス Adams 亞榮 || 阿片の別名。

亞蘇質 || アセチリン Acetlino

阿大 *a' ku'*

一般商人間の切口すなはち符牒。店務の代表者たる經理人又は支配人を謂ふ。また協理すなはち次席者を阿二と
呼ぶ。

鴉片特稅 *ya' pien' t'e' shui'*

滿洲國樺川縣に於ける地方稅目。
課稅物件、鴉片烟、稅率、一畝に付國幣一元、納稅義務者、栽種者、徵收期、毎六月より七月末迄とす。
本縣にては別に鴉片手數料の名目にて、課稅物件鴉片、稅率毎兩二分、納稅義務者賣主、而して大東號
なるもの之を代徵し、縣財務局に納付す。

壓爐香 *ya' lu' hsiang'*

わが臺灣並に福建地方の俗、凡そ婚禮の際の聘儀たる聘金の授受後、女の死亡せる時、女家より女の位牌に添へ
て男家に送るものを謂ふ。

(い)

一坐二落 *i' tsai' er' lu'*

一屋敷二棟の義にて、又、一坎二進とも謂ふ。

伊里 *i' li'*

元來、滿洲語にして、立、立正(起立、氣をつけ)の意。清制、景運、隆宗二門及び東西華門に於て、王、大臣
等の出入毎に、門を守る護軍、高聲に伊里と呼んで敬意を表す。

隘 *ai'*

狭き險阻の地の義。
臺灣變界に於ける治蕃機關を隘(あ)または隘寮と稱し、之に警備員として雇用する本島人を隘勇と謂ひ、その宿舎を
隘寮と稱す。
これが隘觴は前清康熙年間にて、茲來、之が費用として、蕃界附近の田園より毎年一定の租谷を徵收し、之を隘

田と稱した。後光緒十三年之を廢止し、これ等の費用は官より之を支給し、官隘となつた。

威妥瑪 トオマスウエイド

Mr. Tomas Francis Wade の支那譯名。

支那語學會に於ける世界的恩人。凡そ支那學に志ある者にして支那語羅馬字記音法を通じて同氏の名を知らざるはなし。西曆一八一八年八月(文政元年)ロンドンに生る。父は陸軍少佐、劍橋に學び、陸軍に入る。一八四二年、時に中尉、香港に命を受け、其年七月鎮江攻撃南京進軍に従ふ。一八四五年(弘化二年)香港政廳廣東語通譯として軍務を去る。一八五二年(嘉永五年)上海副領事に任じ外交界に入り、前後、北京官話を研究一八五四年(安政元年)英米佛と支那との條約に依る支那上海新税關に英國側委員として之にあたり、通譯を用ひずして支那人關員に對する協議命令自ら辨じたること因り、彼の勢威、はるかに米佛委員を凌駕し、國際的基礎の上に立てる税關の重權の英國人に歸するの端を開く。一八五七年(安政四年)英佛支天津條約の締結に際し主として其の衝に當る。一八六二年(文久二年)北京に公使館の設けらるるや首席書記官に任じ、一八六七年(慶應三年)支那語學界の劃期的名著語言自選集を上海に於て上梓、一八六九年—七二年、代理公使、ついで公使に任命、爾後在職十有餘年、噴々其名を謳はれ、ナイトに叙しサアの稱號を受く、一八八三年(明治十六年)辭職歸國、劍橋最初の支那學教授となり、一八九五年(明治二十八年)七月三十一日其地に歿す。

圍場

wei' chang'

歴代帝室の演武狩獵地にして兼て獸肉、生鹿進貢のための御料地に類す。但し高橋率郎法律上の滿蒙に依れば「清朝に在りては統治權に基く公法上の領土以外、別に之より分離せる私法上の皇室私産なるもの存在すること無し。は諸説の一致するところにしてこの事實已に圍場の皇室私産たる事實を否定するに足る」とあり而して後日、之を開放せるときは、之を圍苑と稱す。

清朝時代の圍場は、北京永定門外南苑、熱河木蘭圍場の外、滿洲に在るものは盛京、吉林、黑龍江の三場に大別する。

以刑止刑

i' hsing' chih' hsing'

刑をもつて刑を止む、すなはち犯罪者を嚴罰して、法刑の畏るべきことを衆に示し、以て犯罪を未然に防ぐの義。また以殺止殺は同く犯罪を未然に防ぎ死刑の要なきことを期することを謂ふ。

飲中八仙

yin' chung' p' hsiu'

杜甫の詩に飲中八仙歌あり、八仙とは所謂る韜光自晦、託酒避害の徒たる賀知章、汝陽王璣、李適之、崔宗之、

蘇晉、李白、張旭、焦遂を謂ふ。この詩八人を各評す、次の如し。
知章、馬に騎る、船に乗るに似たり、眼花井に落ちて水底に眠る。
汝陽、三斗始めて天に朝す、道に麴車に逢うて口涎を流す、恨むらくは封を移して酒泉に向はざることを。
左相、日興、萬錢を費す、飲むことは長鯨の百川を吸ふが如し、杯を銜みて聖を樂み賢を避くを稱す。
宗之、瀟灑たる美少年、觴を舉げて白眼青天を望む、皎として玉樹の風前に臨むが如し。
蘇晉、長齋す繡佛の前、醉中往往逃禪を受す。
李白、一斗詩百篇、長安市上、酒家に眠る、天子呼び來れども船に上らず、自ら稱す臣は是れ酒中の仙。
張旭、三杯草聖傳ふ、帽を脱し頂を露す王公の前、毫を揮つて紙に落せば雲煙の如し。
焦遂、五斗、方に卓然、高談雄辯四筵を驚かす。

因便湊數

yin' pien' ts'ou' shu'

明清時、小戸の零細なる租税を徵税の便宜上、之をあつめて、其の區域内の多額納税者の納税に附して納付することを聽したることを謂ふ。

(う)

烏拉票

wu' lai' p'iao'

清代、理藩部の驛站に依る公差官吏に給付する人馬供給に關する指令書を謂ふ。烏拉は蒙古語の運搬用機關（驢馬、人夫）の義とす。

ちなみに滿洲古語にては烏拉は大河の義にて、松花江畔、吉林の古名は吉林烏拉、鷄林烏拉と稱す。
(驛站參照)

烏丹商捐

wu' dan' shang' ch'uan'

滿洲國熱河赤峰縣に於ける地方税目。

本捐は民國十六年（昭和二年）地方財政收入減に因る教育費の欠乏補救のために、各紳商と合議の上、凡そ油糧商、茶食店、飯館、銀樓その他奢侈品販賣商より、義務的に其の賣上金の幾割かを納付せしむ（税額は任意とす）。之が徵收方は烏丹商會に委任し、比額（責任額）は一ヶ月百四十圓、年額千六百八十圓とす。

(元)

營蕩 *ying tang*

清代、江蘇省の一部（海州、淮南、泰興等）を指定して、官有地を兵部の所管に歸せしめ、其の收入を以て營隊の費用に充てたりし土地を謂ふ。

營業烟燈捐

ying yeh yen teng chin

滿洲國熱河稅務監督署所管國稅。

本稅は熱河省禁煙特稅總局規定營業煙燈捐暫行規則に依り、凡そ熱河省内に於て煙館を開設營業するものに課し稅率は每煙燈每月國幣二圓とし、各煙館は其の稅金を、上半月中に一箇月分を縣警務局に納付し、而して縣警務局は前月分を月の十日以内に各所在中央銀行支行より熱河稅務監督署に送附するものとす。之がために縣警務局長は責任を以て之が徵收に當り、隨時、稽查員を煙館に派し検査し、脫稅に付ては脫稅金額に對し初犯は二倍、再犯は四倍、三犯は十倍の罰金を徵收す。而して監督署は警務局に對し辦公費として百分の十の提成金を交付す。

（臨時禁煙指導局、禁煙特稅參照）

驛遞

yi ti

清制、馬匹に依りて専ら官公文書、官用品の遞送を爲し兼て公差官役の往來を護送するものにして、歩役に依りて官文書の遞送を爲す鋪遞と相俟ちて、京師各省間、各省相互間の公用文札に便したのである。

驛遞に驛、站、塘、臺、所の五等の區別あり、凡そ各省腹地に設置せるものを驛、軍報のためのものを站、甘肅嘉峪關口外に設置せるものを塘、西北兩路に設置せるものを臺、甘肅一帶に在るものを所と稱し、各該地方官をして之を掌らしめ、而して全國郵驛の中央官廳として、京師に兵部直轄の皇華驛を置き會同館をして其事務を管理せしむ。

驛遞の組織は、各省各地に依りて異なるも、直隸省には驛書、驛皂、馬夫、獸醫、積轎夫、水驛夫、驛夫、驢夫を置き、普通、一驛に驛書獸醫各兩名、驛皂四五名乃至二十名、馬夫十名乃至百名にて、一斑を見る可く、而して中央皇華驛の夫役馬匹の定額は驛馬五百匹、馬夫二百五十名、車百五十輛、車馬百五十匹、車夫百五十名とあり。

驛遞に依る官文書の方式は報匣、夾板（共に督撫の重大事件に關する上奏の場合に用ふ）、印封（地方官廳が中央官廳に對し、又は地方官廳相互）の三種とし、一日の行程は三百里乃至六百里を程限とす。（一里は三百六十歩、一歩はわが曲尺六尺四寸にして、一里はわが約六町に當る）。

漕船

giuey' ch'uan'

(郵驛、舖遞參照)

戎克(支那型帆船)の一、支那臺灣各港間の貨物の運送に従事す。三桅船、積量五百擔乃至千五百擔、船體の下牛部は白色又は黒色、船首の兩側に眼形を装置し、眼球は黒白、其周圍は紅色及び青色の油漆を塗り、帆は草蓆、礎は木製にして兩端に鐵材を附著す、専ら帆に依りて航行し櫓權を有せず、單に數本の棹を備ふのみ。(但し南澳船は櫓を備ふ)

捐項

Chuan' hsiang'

政府の賣官收入の義。

民の資力を藉りて政府の收入を補足せんとする秦漢以來歷朝の遺制なるが、清末にては、凡そ一般人民にして百兩以上を捐納せば監生を、貢監生が一萬千八百八兩を捐納せば道員に任ぜらる、而して之に依る官職は實官實職の場合あり、また虚銜の場合等不定にて、また罪を得て遠地謫遷の場合之に依りて免除せられ、また、廻避の義務の如きも之に依りて免ぜらることを得た。光緒十九年(明治二十六年)度の收入捐項二十七萬九百九十六兩あり。ちなみに、報效銀も献金として、捐項と同意義に使用さる。光緒十九年度の報效銀額六十六萬一千二百二十四

兩あり。(廻避參照)

燕子窩

yen' tzu' wo'

阿片に關する切口(隱語)、鴉片煙館を謂ふ。また、煙具を告雅子、煙燈を長明、煙籤を尖窩子、煙槍を火龍、籤にて煙泡をつつくことを鑿道、吸煙すること、を裝電、癮を満足することを磨足、中毒者の煙氣の中断して苦しむ状態を停阿磨と謂ふ。

團圓捐

gum' pu' chu' ni'

滿洲安東縣に於ける地方稅。課稅物件、野菜烟。稅率、一畝に付六角。納稅義務者、烟の所有者。徵收方法、縣公署より徵稅員を派遣す。(滿洲國地方稅參照)

烟奶子

yen' nai' tzu'

鴉片の煙汁を謂ふ。奶は乳の義。

煙奶子に (一)頭刀煙 (二)二刀煙 (三)三刀煙の三種あり、頭刀煙は收穫後五日間以内に撈取せる煙汁にて、汁の固さは豆腐位、その十兩より得る熱膏量は三兩、二刀煙は前者より五日間以内位に撈取せるものにて液の粘

度は粥位、十兩より得る熟膏量は二兩三、三、乃、煙は收穫十日後位の最後の收穫液にて稍粘質、十兩より得る熟膏量は一兩九、内外とす。

鹽糊孫

yen² hu² sun¹

鹽業者の切口(符牒)鹽務に關する一般役人を稱し、特に、緝私人(密賣密運取締人)を鹽木頭、鹽稅取立人を鹽野貓、査驗人を鹽老鼠と呼ぶ。

鹽斤食戶捐

yen² chin¹ shih² hu¹ chian¹

熱河に於て民國十八年より、修正熱河省鹽斤食戶捐特捐簡章に依り、本稅を徵收し、稅率は一人に付毎年三角、徵收機關は縣政府及び設治局、凡そ省内住民にして滿十歳以上の者に之を賦課す。之が民國二十年度の歲入額は熱河省公署の調査に依れば、二十四萬六千七百二十三元とあり。現滿洲國に於てはこの稅目なし、ただ平泉、凌源兩縣に於て鹽秤捐(康德元年度歲入豫算各二百元)なるものを徵收するのみ。

(を) (お) (わ)

王船山

wang² ch'uan² shan¹

明末清初の大儒。諱を夫之、字を而農、船山と號し又別號を薑齋と稱す、明末、衡州衡陽に生る、崇禎年間の舉人たり、明滅亡後、郷里衡陽の石船山に庵を結び終生著述に従事す。孫文の革命思想並に彼に依りて提倡されたる現代支那國民政府の指導原理たる三民主義は、王船山の思想に根原すとは、今關天澎居士の斷ぜられるところなるが首肯すべき節多し。王船山遺書三百卷(清同治四年、王夫之著湘鄉曾氏刊百册)大略次の各書より成る。

周易内傳六卷、發例一卷、周易大象解一卷、周易神疏四卷、周易考異一卷、周易外傳七卷、書經神疏四卷、尙書引義六卷、詩經神疏四卷、詩經考異一卷、詩經叶韻辨一卷、詩廣傳五卷、禮記章句四十九卷、春秋家說三卷、春秋世論五卷、續春秋左傳博議二卷、讀四書大全說十卷、四書神疏一卷、四書考異一卷、說文廣義三卷、讀通鑑論三十卷、宋論十五卷、永麻實錄二十五卷、蓮峯志五卷、張子正蒙注九卷、思問錄内外篇二卷、俟解一卷、噩夢一卷、黃書一卷、識小錄一卷、龍源夜話一卷、老子衍一卷、莊子解三十三卷、莊子通一卷、愚鼓辭一卷、楚辭通釋十五卷、薑齋文集十卷、薑齋五十自定稿一卷、薑齋六十自定稿一卷、薑齋七十自定稿一卷、柳岸吟一卷、落花詩

一卷、遺興詩一卷、和梅花百詠一卷、洞庭秋詩一卷、雁字詩一卷、仿體詩一卷、嶽餘集一卷、鼓棹初集一卷、鼓棹二集一卷、瀟湘怨詞一卷、詩評一卷、夕堂永日緒論內外篇二卷、南窗漫記一卷、憶得一卷、龍舟會雜劇一卷、船山經義一卷、薑齋詩續稿一卷、薑齋詩分體彙四卷、薑齋詩編年彙一卷、薑齋文集補遺二卷、校勘記二卷。

枉法贓 *wang² fa³ tsang¹*

司法官の裁判にあたり法の適用を枉げて被告を利するを約して收賂することを謂ふ。

枉勘虚招 *wang² k'un¹ hsi¹ chuo¹*

枉勘とは法官が無實の者を法に反して鞫問すること謂ひ、この無道なる鞫問に堪えずして心にもなく罪に伏することを枉勘虚招と謂ふ。
招は白状するの義。

(か)

加銜 *chia¹ hsien²*

清制、一定の官職を有する者に官名を附加して其の格式を高め優寵を示すことを謂ふ。すなはち大臣の功績高き者に對して太師、太保、太傅、太子少保の官名を特命を以て授け或は死後の贈典と爲すが如き、また總督の右都御史、兵部尙書、巡撫の右副都御史、兵部侍郎、内閣學士の禮部侍郎の兼銜の如きこれとす。

假釋 *chia³ shih¹*

假出獄の義。

科擧 *ko¹ chü³*

科目を以て人材を擧用すること、すなはち官吏登用試験を謂ふ。唐制、禮部の試験は教部人員の採用試験にて

(一)策(時務策)、(二)大義(經書の大意)、(三)詩賦の三科とし、吏部の試験は行政官吏採用試験にて(一)身(容貌)(二)言(辭令)、(三)書(手跡)(四)判(判例)の四科とす。

宋制は、解試、省試、殿試の三層制にて、其の科目は進士、明經、明法の三科を主とし、解試は其の郷の考官之を行ひ、省試は尙書省禮部に於て之を行ふ。

明制、解試を郷試と改め、省試を會試と改め、郷試に及第せし者を舉人と稱し、會試に及第せし者を御殿に召集して天子自ら之を策試し、之に及第せる者を進士と稱す。清は明制に仍る。

過房 *kuo¹ fang² 過繼子 *kuo¹ chi¹ tsu³**

明清律、家に男子なきとき同宗親の姪を迎へて養子と爲す、之を過房又は過繼子と謂ふ。

火頭軍 *huo³ tou² chin³*

一般商家の切口(符牒)、店舗内の炊事人の義、なほ雜役に従事するものを出店と謂ふ。

迴避 *hui² pi¹*

迴避とは凡そ官吏をして私情の爲に公義を誤まるの弊害を絶ち、又、其の嫌疑より遠ざからしむる目的を以て、

特定の場合に必ず其の任を去り、或は新に之に就くことを得ざらしむることにて、清國にては一般官吏に命ずるにこの義務を以てした。清國行政法に採録されたる各會典事例に依る次の如し。

第一 京官迴避

(一)一般官吏の迴避。

上は六部の尙書より下は筆帖式に至るまで(イ)祖孫父子伯叔兄弟の關係ある者同時に同一官廳に奉職することを得ず、其迴避の順序は官卑き者より官高き者を避くるに在り即ち官卑き者前任者にして高き者後任者たる場合にも前任者は尙ほ且迴避せざるべからず、若し共に同一官に於て高卑の別なき場合には後任者迴避の義務を負ふ、唯祖孫父子の關係に於ては子若くは孫が堂官にして祖若くは父が司官なるときは祖父に迴避の義務あれども其他の場合には官秩の大小就任の前後を論ぜず子孫より迴避すべきものとす。

(ロ)又母の父及兄弟妻の父及兄弟女婿親姊妹の子とは同一官廳に在ることを得ず而して一は堂官にして一は司官たるときは司官をして迴避せしむるも若し共に司官たるときは迴避することを要せざるることなる。

(ハ)漢人の京官たる者は如上親族關係の外姑(伯叔母)舅(婿)中表兄弟(從兄弟)及兒女の姻親と雖も互に堂司官の地位に在るときは司官たる者に迴避の義務あり。

(ニ)若し夫れ内閣滿蒙漢軍中書、理藩院蒙古司官、各處の讀祝官、贊禮郎、鳴贊等は祖孫父子の關係あるも互に迴避することを要せず。(嘉慶大清會典卷七、會典事例卷三九)

(二)特殊官吏の廻避。

(イ)戸刑二部の司官は其本籍所在地省分の清吏司郎中に任ずることを得ず例へば浙江出身の人は戸部浙江清吏司若しくは刑部浙江清吏司の郎中と爲ることを能はざるが如し(吏部則例卷八)又其本籍地に非ざるも廻避すべき親族關係者が布政使、按察使以上の地位に在る省分の清吏司に任ぜらるることを得ず(嘉慶會典卷七)

(ロ)文職京官三品以上、外官按察使以上、武職京官副統領以上、外官總兵以上の子弟は軍機處章京に任ぜらるることを得ず(嘉慶十六年上諭會典事例卷三九)

(ハ)三品京堂以上、外任督撫以上の子弟は御史に選ばるることを得ず若し該子孫早く既に御史と爲り其父兄前述の官に補せられたる場合には該子弟より都察院に申告し都察院より吏部に移牒し改めて本部の郎中に補充せしむ(吏部銓選則例八)嘉慶會典卷七

(ニ)各道御史は其本籍所在地省分の監察に任ぜらるることを得ず、例へば該御史山西に籍を有するときは山西道監察御史に任ぜらるることを能はざるが如し(同上則例卷八)蓋し其職所轄全省の刑名を審査するに在るが故に或は親戚故舊の請托に逢ひ情實に流れ稽察當を失する恐あればなり。

(ホ)従來鹽商を營みし者若しくは祖孫父子叔伯兄弟の近親關係者中に同一の業を營む者あるときは、戸部の官吏に任ぜらるることを得ず(嘉慶十七年上諭會典卷七事例三九)

(ヘ)漢軍旗人は刑部司員に補用せらるることを得ず(吏部銓選則例卷八)

(ト)直隸人は戸部福建司、五城兵馬司、正副指揮吏目等に補用せらるることを得ず、蓋し福建司は直隸全省の錢糧を兼管し五城兵馬司以下は地方の警察事務を管掌するものなれば本省廻避の例に照らし直隸人を任用せざることを爲したるなり(吏部銓選則例卷八)

第二 地方官廻避

(一)一般官吏の廻避。

(イ)地方衙門長官(一)五服の親即ち死亡の時斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の五服の一に服すべき親族關係ある者 (二)父の姉妹の夫及其子 (三)母の父及兄弟母の兄弟姉妹の子 (四)妻の祖父兄弟妻の胞姪妻の姉妹の夫 (五)女婿及其子姉妹の子、孫女の婿 (六)師弟の關係ある者は其所官の屬員と爲ることを得ず。

(ロ)都撫より府州縣雜職に至るまで行政官吏は均しく其本籍若しくは寄留籍所在の省内を以て任地と爲すことを得ず、又本寄籍所在省内に非ざるも五百里(清里)以内の距離に在る地方の官吏と爲ることを得ず。

(會典卷五、嘉慶會典卷七、會典事例卷三九)

(二)特殊官吏の廻避。

(イ)教授、學正、教諭、訓導等の教官は本省人たることを要すれども其在籍府管内に在りて就職することを得ず即ち行政官は本省を廻避するに反し教職は本省人を任用するを原則とし唯在籍府内に於て任用せらるることを許

さす、例へば天津府の教授たる者は直隸人にして天津府以外の出身たることを要し上海縣の教諭は其管轄府屬諸縣の人を以て任用すること能はざれども必ず江蘇人たるべからざるが如きは是れなり、蓋し教職は其性質上行政官吏の如く官權を弄び私利を營むの弊較輕く同省出身の人にして人情風俗を熟知すること教育上却て便利多きの故に因るならん（會典卷六嘉慶會典卷七會典事例卷三九）又教官は同宗の近親者と共に同一府州縣學に在りて任用せらるゝことを得ず（吏部銓選則例卷八、嘉慶會典卷七、會典事例卷三九）

(ロ) 滿洲蒙古旗人は直隸省內北京を去ること五百里以內に在りて州縣官吏と爲ることを得ず、又同省道府同知以上及盛京州縣官に任ぜられたる者其任地所屬内に田莊土地あるときは仍ほ迴避を爲すべきものとす、但特旨を以て補入せらるゝ者は此限に在らず（吏部銓選則例卷八、嘉慶會典卷七）。

(ハ) 漢軍旗人は直隸省内の行政官吏と爲ることを得ず但布政使按察使以上は此限に在らず（會典事例卷三九）

(ニ) 總督、巡撫、布政使、按察使が或る省に陞遷したる場合に該省の學政と祖孫父子伯叔兄弟の關係あるときは本人より自ら奏明し、道府が同様の場合に當りたるときは其長官たる督撫及吏部に上申し督撫及吏部より勅裁を奏請し迴避することを要せず（嘉慶十年上諭、會典事例卷三九）。

第三 武官迴避

武官は其職務上人民と直接の關係あることなく官職を利用して私慾を營むの弊文官に比すれば甚少し故に迴避の

制限も亦文官に比して頗る寛とす。八旗武職の如きは別に迴避に關する科條あるを見ず、蓋し旗人は總て兵士若くは武官たるべきものにして迴避の制限は到底之に適用すること能はざればなり、綠營即ち多く漢人を用ゐる武職に在りては仍ほ文官に類したる制限あり、親族迴避に就きては別に異なる所なく本省迴避に就きては左の區別あり（會典卷五六、嘉慶會典卷三七、會典事例卷五四）。

(一) 提督以下副將、參將に至るまでは均しく本省を迴避せしむ。

(二) 遊擊都司以下と雖も兵部より銓選するもの即ち選官は均しく本省内に任用せらるゝことを得ず。

(三) 各省督撫、提鎮より題調せられたる武官は亦概し本省を迴避すべしと雖も苗疆沿邊等に必ける遊擊都司以下は本省人を以て補用するも差支なかりしが乾隆五十七年に改めて内地と邊省たるを論ぜず遊擊都司等に缺員ありて他省屬籍の人に相當の者なきときは限り本省人の内より題補することを許すものとせり、但遊擊都司は其任地が本籍所在地を離るゝこと五百里以上たるを要し守備は其任地が在籍府以外たるを要す、千總、把總は其在籍地に在る營中に用ゐらるゝことを得ず、水師參將以下は隔府別營内にて補用することを得（中樞政考卷四）河營に至りては迴避の條件更に寛なるが如し。

なほ裁判官の職務執行に關しては、嫌疑を避けるために又特に迴避制あり、之を聽訟迴避と謂ひすなほ(一)原告又は被告と服親若くは姻戚の關係あるとき、(二)原告又は被告と師弟の關係あるとき、(三)原告又は被告と隣

あるとき、以上の場合に於ては裁判官は廻避すべし、若し廻避せざるときは答四十に處し、仍ほ廻避を爲さずして罪を増減したるものは、故出入人罪を以て論ぜらる。

又在京巡城御史の職務執行に際し、五城の滿御史にして原告若くは被告と同旗なるに依り、又は漢御史にして原告若くは被告と同籍なるに依り、廻避せざる時は、他の御史は他城の滿漢御史の一人を會審すべし、若し滿漢御史俱に廻避したるときは、該訴訟事件を他城御史の管轄に移すものとす。

官吏廻避に關する制嚴なること如斯、織田萬博士は本書中に「その禁令の嚴密なることは適以て官吏腐敗の程度を下すべく如斯制は有害無益なり、官吏の腐敗にはより根底のあるものを存する旨を斷ぜられ、又、顯奕武の日記録選補に論ずるところは、明の制に關すれども其言直に以て今日に應用すべしと併せて論述さる。

會試 *hui³ shih¹*

明制、各省の舉人(各地方の貢院で行はる郷試の合格者)を京師に集めて試験するを會試と謂ふ。清朝もこれに依り順治三年會試首科を定めその後正科、恩科を置く、科目は郷試に同じ。

海難 *hai³ tan¹*

官有荒地の一。濱海の游出すなほち沖積、洲となれるものを謂ひ、官より丈量して招墾す。同く濱河の游出せるものを河灘と稱す。共に山東省樂安、利津、黃縣、東阿等に於て施行す。

開碼城 *kai¹ ma¹ ch'eng²*

黨會、光棍等が賭場を設け、人を誘惑して旺んに抽頭を巻きあげることを謂ふ。

開武差使 *k'ai¹ wu³ cha¹ shih³*

匪團の切口(隱語)、武装して船隻に依り大量の鹽の密賣をなし巨利を博することを謂ふ。また彼等が多數の婦女を誘拐して遠方に鬻ぐことを開文差使と謂ふ。

改舢 *kai³ ch'uan²*

支那型帆船すなほち戎克の一。軸頭共に少しく上部に彎曲して方形を爲す、桅子は二本、船艙數個、貨物は中央桅子の前後に積載、船側及船尾に甲板あり、浸水の防禦と操舟の爲にて通常貨物を載せず、舵機は船尾に在り。

蓋各兒 *kai³ ko¹ er¹*

絲經業者の切口(符牒)、客の義。また主人のこゝを點王兒、夥計を二點兒と稱す。

快馬車捐

kuai ma' ch'ei ch'uan'

滿洲國克山縣に於ける地方税目。

課税物件、營業又は民家自用乘用馬車。税率、營業用、年江大洋十二元、自家用、年江大洋二元。納税義務者、所有者。納期、四期に分つ。馬車の所有者は每期警察署に出頭納税して木製の牌(克山縣快馬車捐執照)を受く。但し營業用のものは、別に江大洋一元乃至一元五角を納付して背心(番號入りの袖なし)を請領せしむ。

外青

wai' ch'ing'

熱河省に於ける鑄青(分益小作)の一種。

衣食は小作人の負擔とし、地主より牛馬、農具を無料にて貸與す。春期人工二十、秋期人工二十を地主に提供し、分糧は地主五割、外青五割の率を以てす、但し地主より食料を借用せるときは秋藏期に五割の利を附して返済するものとす。

また、食料、牛、馬、農具共に地主負擔とし、分糧は股子^{わりあて}をこゝ以てするを裡青^{ライチン}と謂ふ。

外匯平市

wai' hui' pi'ng' shih'

民國二十三年(昭和九年)十月十九日南京國民政府の計劃に依りて成立せる爲替平衡委員會を謂ふ。

(一)名稱、外匯平市。(二)資金、一億元。中央、中國、交通三行の共同出資。(三)委員、中央銀行代表席德柄、中國銀行經理貝淞孫、交通銀行總理張佩紳。

本委員會の目的は表面的には、爲替市場の安定、支那市場の安定、銀元價値の適當なる水準の維持等にあれど、實は中央銀行をして支那の金銀比價決定權を掌握せしめ、之に依り金爲替本位制を確立せんとするに在り、従つて本委員會は外銀筋を向ふに廻はして、其の賣控へ買向ひに對して逆に買控へ賣向ふにあらずして、却りて外銀筋を買ひ争ひて金銀比價決定權を掌握せんとする、之が爲に平衡税の決定を主要事務となし、毎日午前十時、中央銀行の建てる爲替相場に準據して、本委員會に依り決定さるのである。(平衡税参照)

學產租

hsieh' chan' tsui'

滿洲國安東縣に於ける地方税。千家溝の官有土地に家屋を建築したるものより、一間房子に付年三元の割を以て徴收す。

額徵加賦餘地

ê' ch'eng' ch'ia' fu' yü' t'ü'

清乾隆四十六年、懲匿報令を制定して、凡そ奉天省内に於て民人の私に土地を開墾し而も私墾の事實を隱匿して官に届けざる者に對し、查出後、舊の如く該私墾民人の耕種を許せる土地を謂ふ。但し租率は特に之を重くし、租銀にても尙ほ民人三則餘地の上則地の租額と同じく、また後年、升科せる首報私開地の租率に比するときは約三倍弱に當り、尙之れ以外に粟を徵す、之れ加賦の名のある所以とす。(民人三則餘地、首報私開地參照)

官田

kuam¹ ti'en²

清代官有地の一。凡そ無主の未墾地若くは人民より沒收して官有地となれる土地にして、人民に耕種せしめて所定の租を納めしめ、又は個人に貸與せるものを謂ふ。

官府利

kuam¹ fu³ li¹

清代、在臺灣の武官が行へる一種の高利貸にして、臺灣私法に據れば、舊政府時代(わが領臺以前)の兵丁は多く兇暴にして、常人之と取引を爲さず、故に武官又は兵丁にして蓄財ある者が、高利を以て貸付を爲す。貸金額は一日三元乃至五元にして十元を越ゆるは稀少、概ね一ヶ月金利五分内外、期限は通常三四日長きも二ヶ月を出でず借主が元利を辨濟せざるときは、貸主は上官と通じ、給料中より之を扣除すあり。

官地皮租

kuam¹ ti¹ pi² tsu¹

滿洲國新民縣に於ける地方税目。

官有地の貸付料にして、家屋一間に付年税率一等四圓、二等三圓、三等二圓、四等一圓。納期年二回、三四月及七八月とす。(梨捐參照)

官産處分條例

kuam¹ ch'un³ ch'ue³ fen¹ tiao² li¹

民國元年七月、北京政府財政部は、臨時官産清理處の設置を建議して批准を得、二年七月、官有財産清查章程を制定し、全國を東北、西北、東南、西南の四區に分ち、官有土地建築物に就きて調査に着手、同年十一月十二日官産管理規則を公布して官有財産の種類、管轄、拂下、貸下等の事項を規定し、三年七月三十一日官産處分條例を公布す、要旨、如次。

- 一、凡そ私有公有に在らざる財産は官有に屬し、其の國庫收入に關係あるものは財政部之を處分することを得。
- 一、處分方法左の如し。
 - (一)變賣(拂下)
 - (二)租佃(貸下)
 - (三)墾荒(荒蕪地の開墾)
- 一、官産の變賣、租佃價格は、近隣の土地又は建物の價格を標準と爲し、又各省の灘蕩(軍用地)等の地にして